

勅令第七百三十一號

厚生部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第九條 沖繩縣管内ニ於ケル癩療養ニ關スル事務ニ從事セシムル爲國立癩療

養所ニ左ノ職員ヲ置ク

醫官 専任七人

書記 専任七人

調剤手 専任三人

看護婦長 専任一人

附 則

本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

厚 生 省

第三號ヲ五號トシ第四號ヲ三號トシ  
中第一項第二號ヲ削リ以下各號不廢次第上房

廳府縣臨時職員等設置制中第三條第一項

理由

廳府縣臨時職員等設置制ニ依ル沖繩縣振興事務中ト臨時ノ國立癆療養所ヲ厚

内ニ設置セラレタル

生大臣ノ管理ニ屬セシムルト共ニ其ノ收容施設ノ擴充ニ伴ヒ之ニ從事スル職員ノ定員ヲ増置スルノ要アルニ依ル

厚生省

厚生部内臨時職員設置制

技萃

(前略)

第八條 醫藥品、製造試驗、藥用植物栽培、試驗及指導、  
齒科材料、檢定及試驗並ニ花柳病治療藥、檢查ニ關ス  
ル事務ニ從事セシムル為衛生試驗所ニ左ノ職員ヲ置ク  
技師 職仕十三人

技手 職仕十九人

書記 職仕六人

第九條 沖繩縣管内ニ於ケル癩瘡養ニ關スル事務ニ從事セレ  
ムル為國立癩瘡養所ニ左ノ職員ヲ置ク

醫官 職仕七人

書記 職仕七人

調劑手

職仕三人

厚生省

看護婦長

事仕一人

めくれず

裏面白紙

828

農村振興時刻目算設置制抜萃

第三條 沖縄特許事務三從事者に付沖縄左の員を置く

土地改良ニ關スル事務ニ從事スル者

地方技師 勤任二人

屬 勤任三人

技术 勤任二十人

土木建築等事務に從事スル者

地方技師 勤任六人

屬 勤任四人

技术 勤任三人

農業ニ關スル事務ニ從事スル者

地方技師 勤任二十一人

屬 勤任一人

技术 勤任六十五人

土木ニ關スル事務ニ從事スル者

地方技師 勤任一人

屬 勤任四人

技术 勤任十一人

沖縄縣管内ニ關スル事務に關する事務者

ノ救護及療養ニ關する事務

前項ノ救護所ノ名義又は監督不當者等の事務

第三項ノ救護所ノ所長不當者等の事務

所長ノ地方技師ヲ以て之ヲ充て沖縄縣知事ノ指揮監督ヲ承け所長ヲ常理

所長職員ヲ監督シ

農業ノ地方技術ヲ以て之ヲ充て命々本ノ種植者ヲ救護及療養ヲ本

上

厚生部内臨時職員設置制ニヨル改訂定員請

三井報恩会ノ寄附  
ニヨル病床增加  
ニ伴フ分

改心記

考

昭和十六年度沖縄振興事業中ノ癩療養所職員豫算定員調

技 手	看 護 婦 長	看 護 士	醫 官 補	醫 官 補	高 書 記	調 理 官	調 理 官	醫 官	事 務 官	名 職
一		附三			屬七			八 人 附 七		員定算豫
			附一		屬三			一 名 附 三	古宮	內 譯
一		附二			屬四			一 名 附 四	頭國	

備

考

府政國帝收本件



支那第三三五號

昭和十六年五月十六日

厚生省謹防局



991

裏面白紙

國立療養所官制改正ニ關スル件  
國立療養所病床ノ増加、公立療養所ノ國立移管、沖繩縣振  
興事業ニ依ル臨時國立療養所組替ニ關スル官制改正方御取計  
相成度

勅令第 號

勅令第

號

厚生部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス  
第九條 沖繩縣管内ニ於ケル癱瘓養ニ關スル事務ニ從事セシムル爲左

ノ職員ヲ置ク

所長

監督官

専任七人

書記

専任七人

調剤手

専任三人

看護婦長

専任一人

附則

判任

奏任

本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

廳府縣臨時職員等設置制中第三條第一項第二號ヲ削リ以下各號ヲ順次繰上ゲ同條第二項乃至第八項ヲ削ル

理由

廳府縣臨時職員等設置制ニ依ル沖繩縣振興事務中ノ臨時ノ國立癆療  
養所ヲ厚生大臣ノ管理ニ屬セシムルト共ニ其ノ收容施設ノ擴充ニ伴  
ヒ之ニ從事スル職員ノ定員ヲ增加スル爲改正ヲ要スルニ由ル

府政國帝本

大督

0.

1544

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

11

# 府政國帝本日大

ル

勅令第 號

昭和十一年勅令第二百八十五號廳府縣臨時職員等設置制中第三條第一項第二號ヲ削り以下各號ヲ順次繰上ゲ同條第二項乃至第八項ヲ削

835

裏面白紙

# 府政國帝本日大

## 理由

廳府縣臨時飄揚等設置制ニ依リ沖繩縣知事ノ管理ニ屬スル臨時國立癆療養所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬セシメ國立癆療養所官制ニ依ラシムル爲廢止スルヲ要ス

836

裏面白紙

大日本帝國政府

收 1632

謄發第三六六號

昭和十六年五月廿七日

厚生省豫防局



裏面白紙

837

計相煩度

療養所職員制廢止ニ伴フ關係官制改正方  
ノ件

公立療養所ノ國立移管ニ伴ヒ關係官制別紙ノ通改正方可然御取

第一表

國立癱瘓養所豫算定員這官制定員調（現在）  
予官內署

二、官判定員ヨリ之予算定員少キハ十六年度ニ於テ當其計上ノ為ノ減員ニヨル  
八、長島於ケル医官、予算定員ハ官判定員ニ比シ一名少キ為星隕、予算定員中ヨリ融通票生、星隕於ケル書記、予算定員ハ官判定員ニ比シ各一名少キ為長島、書記ノ予算定員中ヨリ夫ニ一名充融通

備考

第二表

沖縄縣振興事業中、臨時國立癱瘓養所予算定員並設置制定員調(現在)

						職名			
看護婦長	技手	四	五	員定算豫					
看護婦長	技手	四	六	員定制	設置				
看護婦長	技手	二	二	員定算予	宮内				
看護婦長	技手	二	二	員定制置設	古國				
看護婦長	技手	一	三	員定算予	頭				
看護婦長	技手	一	三	員定制置設	譯 當ノ減員分				
			一	員定算予					
				員定制置設					

## 備考

## 考

八、  
調剤手及看護婦長ハ技手ヲ以テ之ニ  
充ツ  
口、  
予算定員ハ新規増加分ヲ含マザル予算  
定員ナリ  
十一年度三於テ賞典計上ノ為ノ減員  
ニヨル

第三表  
公立療養所豫算定員並職員制定員調(現在)

枝手	看護長	看護手	調剤手	段官員補	書記	調剤官	事務官(事)	醫官(医)	職名	
									員定算豫	員定制員職
二	五	三	六	二	三	.	五	四〇	員定算豫	
	四	四	四	二	三	.	五	二五	員定制員職	
	一	一	四	一	八	.	一	一〇	員定算豫	全生
	一	一	四	二	八	.	一	七一	員定制員職	内
	一	一	二	一	三	.	一	五	員定算豫	北
	一	一	二	一	三	.	一	四一	員定制員職	部
	一	一	四	.	六	.	一	一〇	員定算豫	光
	一	一	三	四	四	.	一	一一	員定制員職	明
	一	一	三	.	四	.	一	七	員定算豫	譯
	一	一	二	二	四	.	一	三一	員定制員職	大島
	一	一	三	.	六	.	一	八	員定算豫	九州
	一	一	三	二	六	.	一	五一	員定制員職	
									備考	
									豫算定員八國立療養院 豫算中二編入計上 セル國立療養院後、豫算 定員十九。	

職名										癩療所官制改正定員調査
枝手	看護婦長	調剤手	醫官補	書記	調剤官	事務官	醫官	所員	療養立國現	癩療所官制改正定員調査
一〇四四	四五	一五	三七三七	△	=	一	四	△ 可人 △ 進	所員 養定	三井報恩会 ヨル病床増 伴ノ分
.	.	.	.	一	一	.	一	島長	癩療所職員定員	止ニ伴ノ増加分
.	.	.	.	一	一	.	一	生栗	癩療養所職員定員	止ニ伴ノ増加分
.	.	.	.	一	一	.	二	坂星	癩療養所職員定員	止ニ伴ノ増加分
.	.	.	.	一	一	.	一	北東	癩療養所職員定員	止ニ伴ノ増加分
.	.	.	.	一	一	.	四	計	癩療養所職員定員	止ニ伴ノ増加分
.	一一四	一八	.	一	一	一	一〇	生全	癩療養所職員定員	止ニ伴ノ増加分
一	一二一	一三	.	一	一	一	五	部北	癩療養所職員定員	止ニ伴ノ増加分
一	一四	六	.	一	一	一	一〇	明光	癩療養所職員定員	止ニ伴ノ増加分
一	一三	四	.	一	一	一	七	島大	癩療養所職員定員	止ニ伴ノ増加分
一	一三	方	.	一	一	一	八	州九	癩療養所職員定員	止ニ伴ノ増加分
二四四	一方	二	二七	二	五	五	四〇	計	癩療養所職員定員	止ニ伴ノ増加分
二四四	一方	三	三〇	三	五	五	四四	ルストンセ加増	癩療養所職員定員	止ニ伴ノ増加分
三八八	三二	七	五四	一	九	九	四七	計	癩療養所職員定員	止ニ伴ノ増加分
△印八十方年度 △於尤賞典計上 △依ル減員ニシテ △之ヲ除外セリ										備考

昭和十六年度國立癲瘍養所職員豫算定員調

卷之三

三

厚生部内臨時職員設置制ニヨリ改ム定員調

職  
廳府縣臨時職員等  
設置制ニヨル現在定  
員

三井報恩会ノ寄附  
ニヨル病床増加  
ニ伴フ分

備考

昭和十六年度沖縄振興事業中ノ癩療養所職員豫算定員調

名職		員定算豫		古宮内		頭國譯		備考	
枝手	看護婦長	調理手	書記官補	高官	事務官	醫官	事務官	醫官	員定算豫
一		三		七		七		七	
		一		三		三		三	
一		二		四		四		四	

第六表ノ一

癩瘡養所患者收容定員該職員定員調

國立癲瘍療養所分

		長島寮生圖		療養所名	
		正合		遠收	
官制定員	既定予算定員	現在実人員	官制定員	既定予算定員	者員定容
八	八	八三	一四五	一二〇	官医
一	一	一五九	二五〇	一〇	官務事
七	六	八	一	一	官育調
三	三	四	二五	一	記書
一	一	一	一	一	補官医
一	一	一	一	一	手制調
二	二	二	四	四	長護看
					長護看
					備考

計

現 在 定 員	改 正 定 員	予 新 算 定 員	官 制 定 員	既 定 算 定 員
三七五	四一五。	七〇		三四五。
八	六 三二	四	△ 二 九	三八
四	四	四	四	四
一	一	一	一	一
二	二 七	三	△ 二 七	二
三	五	一	△ 二 七	四
二	五	一	五	一五
四	四	四	四	四
四	四	四	四	四
六	一〇	一〇	一〇	一〇

△印ハ實井計上  
定員ハ之ヲ除外  
△印ハ之ヲ除外

備考  
現在實人員中 職員數ハ二月一日現在ナリ  
患者數ハ三月三十日現在ナリ

第六表、二  
沖繩振興事業中、臨時國立癩療養所分

備  
老

備考  
現在實人員中職員數ハ二月一日現在ナリ  
患者數ハ三月三十一日現在ナリ

第六表、三  
公立窺察養育介

理在賓人員中  
科員數八二月一日現在  
患者數八二月未日現在

		九州療養所		大島療養所		現在実人員		豫算定員	
		現正定員		現正定員		現正定員		豫算定員	
豫算定員	四三七	四三五〇	四三五〇	豫算定員	六四八	六四八	六五〇	八八三	八八三
現正定員	四三七	四三五〇	四三五〇	現正定員	六一六	六一六	六一六	一一一	一一一
豫算定員	二五三	二五三	二五三	豫算定員	三一	三一	三一	三一四	三一四
現正定員	二五三	二五三	二五三	現正定員	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
豫算定員	二六	二六	二六	豫算定員	五	六	六	四一四	四一四
現正定員	二六	二六	二六	現正定員	一五二	一六二	一六二	一二二	一二二
豫算定員	三五	三五	三五	豫算定員	三	三	三	三一四	三一四
現正定員	三五	三五	三五	現正定員	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
豫算定員	二四	二四	二四	豫算定員	一	一	一	一一	一一
現正定員	二四	二四	二四	豫算定員					

看護長改正定員三月毛額  
算定員少半篇看護長  
豫算定員三十補充

國立療養所配置定員及現在實人員調

職名									
技手	看護婦長	看護長	調刺手	醫官補	書記	調刺官	事務官	醫官	長島
三八	八	三	七	西四	一	九	官	員定	官
六八	八	三	七	四五		九	九	員人實在現	
四一	一	五	二	一	一	一	一	員定置配	
二一	一	四	一	七		一	一	員人實在現	
二一	一	三		七		一	九	員定置配	
一一	一	二		七		一	五	員人實在現	
二一	一	四	=	五		一	八	員定置配	
二一	一	三	二	五		一	二	員人實在現	
二一	一	三	一	五		一	四	員定置配	
一一	一	二		四		一	三	員人實在現	
一〇四	四五	五	七	一	四	官	員定置配		計
六四	四	二	三	三		四	九	員人實在現	
一一	一	四	一	八		一	一	員人置配	全
一一	一	二	一	六		一	六	員人實在現	生
一一	一	二	一	三		一	五	員人置配	北
一一	一	一		三		一	二	員人實在現	部
一一	一	四		六		一	一	員人置配	光明
一一	一	二		四		一	三	員人實在現	
一一	一	三		四		一	七	員人置配	大島
一一	一	二	一	四		一	四	員人實在現	
一一	一	三		方		一	八	員人置配	
一一	一	三	二	五		一	六	員人實在現	州
二四	四	三	二	七		三	七	員人置配	
四四	一〇	四	三			五	二	員人實在現	計

備考

現在實人員八六月十二日現在たり

厚生部内臨時國立癩瘡養所職員配置定員及現在實人員調

考

卷之二

850

癩豫防ニ關スル法令（抜萃）

# 癩豫防法 (明治十年三月十九日法律第十一號)

第一條 醫師癩患者ヲ診断シタルトキ患者及家人ニ消毒其，他豫防方法ヲ指示シ且三日以内ニ行政官廳ニ届出ベシ其ノ轉歸，場合及死体ヲ検査シタルトキ亦同シ

第二條 癩患者アル家又ハ癩病毒ニ汚染シタル家ニ於テハ醫師又ハ當該吏員，指示ニ從ヒ消毒其，他豫防方法ヲ行フベシ  
第三條 ニ 行政官廳ハ癩豫防上必要モト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得  
一、癩患者ニ対シ業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ從事スルヲ禁止スルコト  
ニ、古着、古蒲團、古本、紙屑、襪襪、飲食物其，他，物件ニシテ病毒ニ汚染シヌハ其，疑アルモノノ賣買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁止シ、其，物件，消毒若ハ廢棄ヲ為サシメ又ハ其，物件，消毒若ハ廢棄ヲ為スコト

第三條 行政官廳ハ癩豫防上必要ト認ムルトキハ命令，定ムル所ニ從ヒ癩患者ニシテ病毒傳播，虞アルモノヲ國立癩療養所又ハ第四條ノ規定ニ

依リ設置スル療養所入所セシムベシ

必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ命令，定ムル所ニ從ヒ前項患者，同伴者又ハ同居者ニ対シテモ一時相當，救護ヲ為スベシ

前二項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ必要ト認ムルトキハ市町村長又ハ之ニ準べキ者ヲシテ癩患者及其，同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ市町村長又ハ之ニ準べキ者ニ於テ一時救護ヲ為ス場合ニ要スル費用ハ必要アルトキハ市町村又ハ之ニ準べキモノニ於テ繰替支辨スベシ

第四條 主務大臣ハニ以上ノ道府縣ヲ指定シ其ノ道府縣内ニ於ケル前條患者ヲ收容スル為必要ナル療養所，設置ヲ命ズルコトヲ得  
前項療養所，設置及管理ニ關シハ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

第四條 ニ 國立癩療養所及前條ノ療養所，長ハ命令，定ムル所ニ依リ入所患者ニ対シハ要ナル懲戒又ハ檢束ヲ加フルコトヲ得

第五條 私立ノ癩療養所，設置及管理ニ關シ又要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

第六條 北海道地方費又ハ府縣ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ第二條ノニ第一拂，規定ニ依ル從業禁止又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル入所ニ因リ生活スルコト能ハサル者ニ对于其ノ生活費ヲ補給スベシ

第七條 左ノ諸賞ハ北海道地方費又ハ府縣，貢擔トス

一 第二條ノニ第二號ノ規定ニ依リ行政官廳ニ於テ物件ノ消毒又ハ廢棄ヲ為ス場合ニ要スル諸賞

二 入所患者（國立癩療養所入所患者ヲ除ク）及一時救護ニ關スル諸賞

三 檢診ニ關スル諸賞

四 其ノ他道府縣ニ於テ癩豫防上施設スル事項ニ關スル諸賞

第四條第一項ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分擔方法ハ關係地方長官ノ協議ニ依リ之ヲ定ム若シ協議調ハザルトキハ主務大臣，定ムル所ニ依ル。

第七條ノニ本法ニ依リ北海道地方費又ハ府縣ニ於テ貢擔スベキ費用ハ東京府伊豆七島及小笠原島ニ於テハ國庫，貢擔トス

第八條 國庫ハ第六條及第七條ノ規定ニ依ル道府縣ノ支出ニ对于勅令，定ムル所ニ從ヒ六分，一乃至二分ノ一ヲ補助スルモノトス

第九條 行政官廳ニ於テ又要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル醫師ヲシテ癩又ハ其ノ疑アル患者ノ検診ヲ行ハシムルコトヲ得

癩ト診断セラレタル者又ハ其ノ親族ハ行政官廳ノ指定シタル醫師ノ検診ヲ求ムルコトヲ得

行政官廳ノ指定シタル醫師ノ診断不服アル患者又ハ其ノ親族ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ更ニ検診ヲ求ムルコトヲ得

第十條 第一條ノ規定ニ違反シ又ハ第二條ノニ規定ニ依ル行政官廳ノ處分ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス

第十條ノニ第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ料料ニ處ス

第一條 醫師若ハ歿師タリシ者又ハ癩豫防事務ニ關係アル公務員若ハ公務員タリシ者故ナフ業務上取扱ヒタル癩患者又ハ其死者ニ關シ氏名、住所、本籍、血統關係人ハ病名其、他癩タルコトヲ推知シ得ベキ事項ヲ悉ニ泄シタルトキハ六月以下、徵役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處入

第二條 行旅死亡人、取扱ヲ受ケル者ヲ除クノ外療養所ニ入所中又ハ第三條第二項及第三項、規定ニ依ル一時放護中死亡シタル癩患者、死体又ハ遺留物件、取扱ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附

則

本法施行、期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(明治四十年勅令第三百八十四號ヲ以テ同四十二年四月一日ヨリ施行)

癩豫防法施行規則（明治四十年七月三十日内務省令第十九號）

第一條 癩豫防法第一條、届出、患者又、死体所在地、警察官署ニ  
エラスベシ

第二條 癩患者ニシテ病毒傳播、虞アルモノアルトキハ警察官署ハ  
患者、所在、環境及病状等ヲ具シ地方長官ニ報告スベシ  
地方長官ニ於テ前項、報告ヲ受タル場合、癩豫防上々要ト認ム  
レトキハ所定ノ療養所ニ照會ヲ經タル上送致、手續ヲ為スベシ  
警察官署ハ又要ト認ムルトキハ第一項ノ癩患者又ハ其ノ同伴者  
若ハ同居者ニ対シ一時相當ノ救護ヲ為シ又ハ市町村長若ハ之ニ準  
ベキ者ヲシテ之ヲ為サシムベシ

第三條ノニ療養所、長ハ病毒傳播、虞アル癩患者ニシテ直接入  
所ヲ申出テタルモノアルトキハ特ニ又要ト認ムル場合ニ限リ（前條）  
規定ニ拘ラズ之ヲ直ニ收容スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ收容シタル場合ニ於テ療養所、長ハ國立癩療

養所ニ在リテハ内務大臣、道府縣、療養所ニ在リテハ管理者タル地  
方長官、承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第三條 第二條ニ依リ癩患者ヲノラシムベキ療養所ハ患者所在地  
府縣、療養所又ハ國立癩療養所トス但シ療養所管理者、協議  
ニ依リ之ヲ更迭スルコトヲ得

第四條 癩豫防法第四條、療養所ハ内務大臣ノ指定シタル地方長官ニ  
於テノ建設管理スベシ

當該地方長官ハ内務大臣、認可ヲ得テ療養所、位置ヲ定ムベシ

第五條 癩豫防法第六條ニ依リ生活費、補給ヲ受ベキ者ハ左ノ各號  
、ニニ該當スルモノニ限ル

一 従業ヲ禁止セラレタル者

一 従業ヲ禁止セラレタル當時本人ノ收入ニ依リ生計  
ヲ維持シタル者

生活費、補給ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

主治療、補給、程度方法及期間ニ開スル事項ハ地方長官ニ於テ之ヲ定ム  
第五條ノ二 療養所長ハ入所患者ニ対シ左ノ懲戒又ハ検束ヲ加フルコトヲ得

一 謾責

二 三十日以内、謹慎

三 七月以内常食量二分ニマデノ減食

四 三十日以内、監禁

前項第三號ノ處分ハ第二號又ハ第四號ノ處分ト併科スルコトヲ得

第一項第四號ノ監禁ニ付テハ情狀ニ依リ國立癆療養所ニ在リテハ  
内務大臣、道府縣ノ療養所ニ在リテハ管理者タル地方長官ノ認可  
ヲ経テ矣、期間ヲ二箇月マテ延長スルコトヲ得

第五條ノ三 前條ノ外懲戒又ハ檢束ニ開シ以要ナル細則ハ國立癆療  
養所ニ在リテハ内務大臣、道府縣ノ療養所ニ在リテハ管理者タル  
地方長官ノ認可ヲ経テ療養所長之ヲ定ム

第六條 癖豫方法第九條第一項第二項行政官廳、職權ハ警察官

署之ヲ行フ

警察官署ノ指定シタル醫師、診斷ニ不服アル患者又ハ其ノ親族  
ハ癥、疾以來ノ症候、経過及反対意見ヲ有スル醫師ノ診斷書  
其ノ他不服ノ理由ヲ具シ書面ヲ以テ地方長官ニ対シ其ノ指定シタル  
醫師、檢診ヲ請求スルコトヲ得

前項、場合ニ於テハ地方長官ハ檢診、場所及日時ヲ請求者ニ  
通知シ二人以上ノ醫師ヲ指定シテ檢診ヲ行ハシムベシ此ノ場合ニ於  
テ請求者ハ其ノ費用ヲ以テ反対意見ヲ有スル醫師ヲ立會セシ  
ムルコトヲ得

檢診、為病院其ノ他、場所ニ滞留ヲ命ゼラレタル患者其ノ令  
ヲ遵守セザルトキハ檢診、請求ヲ取消シタルモノト見做ス  
其ノ條 檢診、請求ハ行政處分ノ執行ヲ停止セズ但シ當該官廳  
ニ於テ又要ト設ヘルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 行旅死セ人，取扱ヲ受クルエノ除クノ外療養所ニ入所中  
ハ癩豫防法第三條第二項及第三項ノ規定ニ依ル一時救護中  
死セ亡シタル癩患者ニシテ引取者ナキモノ，死体及遺留物件，  
取扱ニ關シテ行旅病人及行旅死セ人取扱法ノ規定ヲ準用入  
但シ市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ一時救護中死亡シタル  
場合ヲ除クノ外同法中市町村長ノ職務ハ當該行政官廳之ヲ行フ  
療養所入所中死セ亡シタル癩患者ノ死体ハ之ヲ火葬スルコトヲ得  
第八條ニ癩豫防法第二條，二，行政官廳，職權ハ内務大臣又ハ  
地方長官之ヲ行フ

第九條第二條、第六條及前條，地方長官，職權其，他癩豫防  
上警察ニ屬スル事項ハ東京府ニ於テハ警視總監之ヲ行フ  
本令ニ依リ市長ニ屬スル職務ハ東京市京都市及大阪市ニ於テ  
ハ區長ヲシテ之ヲ補助執行セシムルコトヲ得

附 则

本令ハ明治四十年法律第十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

道府縣癩患者療養所設置區域（明治四十年七月二十二日）  
内務省令第三十號  
道府縣ハ左ノ區域ニ依リ其ノ區域内ニ於ケル癩患者ヲ入ラシムル為  
以要ナル療養所ヲ設置スベシ

第一區域

東京府（伊豆七島、小笠原島ヲ除ク）神奈川縣 新津縣  
埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 桃木縣 愛知縣  
靜岡縣 山梨縣 長野縣

第二區域

北海道 宮城縣 岩手縣 青森縣 福島縣 山形縣

第三區域

京都府 大阪府 兵庫縣 奈良縣 三重縣 岐阜縣  
滋賀縣 福井縣 石川縣 富山縣 烏取縣 和歌山縣

第四區域

島根縣 因山縣 廣島縣 山口縣 德島縣 香川縣

第五區域

長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣

鹿兒島縣 沖縄縣

附則

本令ハ明治四十年法律第十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

癩療養所ヲ建設管理スヘキ地方長官指定ニ關スル件

(明治三七年六月三十日内務省告示第百七十五號)

明治四十年法律第十一號第四條ノ療養所ヲ建設管理スベキ  
地方長官ハ第一區域ニ在リテハ東京府知事、第二區域ニ在リテ  
ハ青森縣知事、第三區域ニ在リテハ大阪府知事、第四區域ニ  
在リテハ香川縣知事、第五區域ニ在リテハ熊本縣下所在ノモノハ  
熊本縣知事、沖繩縣下所在ノモノハ沖繩縣知事トス

癩療養所職員制 (大正十年四月三十六日勅令第百五十二號)

第一條 本令ニ於テ療養所ト稱スルハ明治四十年法律第十一號

第四條第一項ノ規定ニ依リ設置スルモノヲ謂フ

第二條 療養所ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

所長 五人 奏仕官待遇

醫員專仕 二十人以内  
十一人以内 奏仕官待遇

調剤員專仕 十四人以内 判仕官待遇

看護長專仕 八人以内 判仕官待遇

主事專仕 五人以内 奏仕官待遇

書記專仕 二十五人以内 判仕官待遇

所長ハ醫長ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 所長ハ地方長官、指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

段長、醫員、調剤員及看護婦長又は看護長ハ上官、命ヲ承

ケ療養所ニ開スル技術ニ從事ス

主事及書記ハ上官、命ヲ承ケ療養所ニ開スル事務ニ從事ス

本令ハ公布、日ヨリ之ヲ施行ス

附

則

本令ハ公布、日ヨリ之ヲ施行ス

國立癩療養所官制（昭和二年十月十日勅令第三百八號）

第一條 國立癩療養所ハ厚生大臣、管理ニ屬シ癩患者、被護及療養ニ關スルコトヲ掌ル

第二條 國立癩療養所ニ左、職員ヲ置ク

所長

醫西官

專仕

(二十九人  
内勤仕ト為スニトフ得)

奏仕

十五人

判仕

調剤官

專仕

一人  
内勤仕ト為スニトフ得

奏仕

一人

調剤手

事務官

專仕

四人  
内奏仕

看護長

專仕

八人

判仕

醫官補

專仕

七人  
内判仕

看護婦長

技術手

專仕

十人

判仕

書記

專仕

三十六  
内判仕

技术手

專仕

十人

判仕

第三條 所長ハ醫官ヲ以テ之ニ充ツ厚生大臣、指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第四條 醫官及醫官補ハ上官、命ヲ承ケ癩患者、被護及療養ヲ掌ル

第五條 事務官ハ上官、命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第六條 書記ハ上官、指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第七條 調剤手ハ上官、指揮ヲ承ケ調剤ニ從事ス

第八條 看護長及看護婦長ハ上官、指揮ヲ承ケ看護ニ從事ス

第九條 技手ハ上官、指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十條 國立癩療養所、名稱及位置ハ厚生大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布、日ヨリ之ヲ施行ス

# 鹿児島縣臨時職員等設置制

(昭和十一年八月二十九日  
勅令第二百八十五號)

## 鹿児島縣臨時職員制抜萃

第一條	沖縄縣振興、事務ニ從事セシムル為沖縄縣ニ左、職員ヲ置ク
一 土地改良ニ關スル事務ニ從事スル者	三 產業ニ關スル事務ニ從事スル者
地方技師 専仕二人	地方技師 專仕二十人
属 手 専仕三人	属 手 専仕十一人
二 癡療養ニ關スル事務ニ從事スル者	四 土木ニ關スル事務ニ從事スル者
地方技師 専仕六人	地方技師 專仕一人
属 手 専仕三人	属 手 專仕十人
沖縄縣管内ニ臨時ニ國立癡療養所ヲ置ク、沖縄縣知事、管理ニ屬シ癡患者、救護及療養ニ關スルコトヲ掌ル	前項療養所、名稱及位置ハ沖縄縣知事之ヲ定ム

前項、療養所ニ所長、殿西員、書記及調剤員ヲ置ク  
所長ハ地方技師ヲ以テ之ニ充ツ上官、指揮ヲ承ケ庶務ニ從事入  
務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督目ス  
醫員ハ地方技師ヲ以テ之ニ充ツ上官、命ヲ承ケ癡患者、救護及  
療養ヲ掌ル  
書記ハ属手ヲ以テ之ニ充ツ上官、指揮ヲ承ケ庶務ニ從事入  
調剤員ハ属手ヲ以テ之ニ充ツ上官、指揮ヲ承ケ調剤ニ從事入

## 附 則

本令ハ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年勅令第百六號、大正六年勅令第二百二十一號、昭和八年  
勅令第二百五十三號及昭和十年勅令第二百七十八號ハ之ヲ廢止ス

國立癩療養所長職務規程 (昭和六年一月九日 内務省訓令第一號)

第一條 所長ハ判仕官ノ進退賞罰ヲ内務大臣ニ其狀入

第二條 所長ハ前年中事業成績ヲ翌年一月中ニ内務大臣ニ報告スベシ但シ臨時必要ト認ムル事項ハ其ノ都度報告スベシ

第三條 左之事項ハ所長之ヲ専行スルコトヲ得

一 所員ノ分課ヲ定ムルコト

二 雇員及傭人ノ進退ニ開スルコト

三 所員ノ内國出張ニ開スルコト

四 所員ノ除股出社及請暇ニ開スルコト

國立癩療養所分課規程 (昭和六年一月三十日 内務省告示第十一號)

第一條 國立癩療養所ニ左ニ二課ヲ置ク

第二條 醫務課ニ於テハ左之事項ヲ掌ル  
患者、診察、治療及看護ニ關入ル事項

一 調剤其、他藥品ニ關スル事項

一 飲食物、検査ニ關スル事項

一 所内、清潔方法消毒方法其、他衛生ニ關スル事項

一 人事及文書ニ關スル事項

一 調度及會計ニ關スル事項

一 患者、入所及退所ニ關スル事項

一 患者、作業、慰安及教養ニ關スル事項

一 行走者、懲戒及檢束ニ關スル事項

一 醫務課、主管ニ屬セヤル事項



公立癩瘡養所國立移管等ニ要スル経費内訳





療養所醫官缺員補充二表スル調

療養所名	改定員	現在定員	現在定員	現在實人員	補充見込人員
長島愛生園	(内一人勤任)一	(内一人勤任)一	(内一人勤任)一	(内二人勤任)九	前馬場、富藏二
栗生樂泉園	九	八	八	五	五
星城敬愛園	八	五	二	四	四
東北新生園	四	四	三	一	一
全生病院	一〇	八	六	三	三
北部保養院	五	五	二	一	一
光明園	一〇	三	二	一	一
大崎療養所	七	四	三	一	一
九州療養所	八	六	三	一	一
計	四〇	二四	一四	一四	一四

療養所名	改定員	現在定員	現在實人員	補充見込人員
宮古療養所	三	二	二	二
國頭愛樂園	四	三	二	二
計	七	四	四	四

官公私立癩療養所收容患者異動月報

昭和十六年四月分  
厚生省豫防局

總計	慰勞院	身心復生病院	身延深敵病院	計
八七〇八九九三	四五八三五〇七四八	一三〇一三〇	一一三	四三五〇四三三三七八三三二二六〇
三九三	六四五四八	一二八二	六三	一六一
三九六五	一	三一四	四	一六一
七	一	一	一	一
三	一	一	一	一
一三	六	六	一	六八二一九
五〇四	三七	三七	一〇一	四
九一八一	三六一	六九	一〇一	六二

癩豫防事業ニ關スル豫算調

昭和十六年度

癩豫防事業關係豫算總額 三百十八萬圓

内 譯

國立癩療養所費（一四ヶ所） 二百六十七萬圓

内  
 九 療養所（既設國立） 患者定員 四一五〇名  
 五 療養所（舊公立） 患者定員 四三五〇名

（但國立移管後九ヶ月分）

患者豫算定員 八五〇〇名

職 員 勅任二人、奏任八〇人、判任一二〇人

患者費 一人年額 二〇七圓（國立結核療養所四〇四箇）

經常費總額患者一人年額 約三六〇圓

沖繩縣振興事業費 二十二萬圓

宮古 國頭 二療養所分 患者定員 七五〇名

職 員 奏任七人、判任一人

鹿兒島大島振興事業費 三萬圓

一療養所分 患者定員 一〇〇名（目下建設費八萬圓ニテ建設中）

癩豫防費補助 二十三萬圓

療養所經常費補助 五〇、〇〇〇

私立療養所補助 三〇、〇〇〇

道府縣豫防費補助 二、〇〇〇

療養所建設費補助 一四〇、〇〇〇

内 譯

癞豫防協會補助

三萬圓

參考

道府縣支出分

約百萬圓

私立療養所費（昭和十四年五ヶ所分）

約十七萬圓

總計

約四百三十五萬圓

外地療豫防事業

朝鮮（昭和十六年二月末現在）

小鹿島更園（官立）六〇三四

大邱愛樂園（私立）六七〇

釜山相愛園（私立）一五七

麗水愛養院（私立）六八五

臺灣

樂生園（官立）

六三三（昭和十六年三月現在）

樂山園（私立）

五〇一

一月現在

南洋（昭和十五年七月末現在）

バラオ療養所（官立）一八

ヤツブ療養所（官立）三四

ヤルート（官立）一七

備考 略々全部收容せられたりと報告せらる。

豫防協會の事業

(一) 療豫防に關する思想宣傳

(二) 痢患家の指導訪問

(三) 療養所從業員の獎勵

(四) 痢治療用大風子油の製劑製造配給

(五) 痢の研究補助

(六) 痢患者の慰安

(七) 兒童保育所の經營

(八) 小學校の經營

(九) 未感兒童の分離保育

(十) 相談所の經營

本年度

豫算額 二一五萬

内御下賜金 年一、圓

國庫補助金 二、圓

昭和十六年度豫定經費要求書各目明細書  
 (優生課關係分拔萃)

歲出經常部

第一款 厚生本省 一五三一八二八円  
 第二項 事務費 一〇三四七三五円

第二目 審查會 中央優生費	目		六年度要求額 六年度豫算額	比 較 增 減 差
	人	員		
五〇〇〇四	五〇〇〇四	五〇〇〇四	一〇三四七三五円	一〇三四七三五円

區	調査費	用辨費	償黃費
人	員	員	員
五〇〇〇四	五〇〇〇四	五〇〇〇四	五〇〇〇四

委員手當	幹事手當	書記手當	雜費
二三三	二七〇	三〇〇	一〇〇
一〇〇〇四	一〇〇〇四	一〇〇〇四	一〇〇〇四

昭和十五年法律第百七號國民優生法參看

第四項 國民優生事業費 一〇三四七三五円

第一目 國民優生事業費

一〇三四七三五円

國民優生法に基き手術診察等費用なり。

第八款 國立癲瘍醫院

卷一百一十五

國立癲瘍養護院

卷之三

年 度	要 求 額	預 算 額	增 減	比 較
十六年度	八一三七	四、六五〇	三、四八七	一、一〇
十五年度	八一三七	四、六五〇	三、四八七	一、一〇
增加	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇

昭和二年勅令第三百八號國立療養院官制及昭和四十三年  
勅令第百三十四號高等官官等俸祿令參看

第二回奏任偉強	二〇〇、五二〇	一〇二、四五〇	九八、〇七〇
節			
區			
人員			
一人年額			
多			
額			

書記		第三回判任俸給		九州療養院		調剤官	
區	人員	計	人年額	九月	八月	九月	八月
長島愛生園	長島愛生園	一〇三万七〇四	九八五	一	八	一	八
栗生樂泉園	栗生樂泉園	二五二五七	三八、四一三	一	一	一	一
星塚敬愛園	星塚敬愛園	三八、四一三	九角六	二	二	二	二
東山新生活園	東山新生活園	九角六	二、一五二〇	二	二	二	二
全生病院	全生病院	二〇〇、五二〇	一〇〇、五二〇	二	二	二	二
少部保養院	少部保養院	一一一、一九一	一一一、一九一	一	一	一	一
光明園	光明園	一一一、一九一	一一一、一九一	一	一	一	一
北都保養院	北都保養院	一一一、一九一	一一一、一九一	一	一	一	一
大島療養院	大島療養院	一一一、一九一	一一一、一九一	一	一	一	一
長島愛生園	長島愛生園	一一一、一九一	一一一、一九一	一	一	一	一

九月	九月	九月	四月
四、四	五、九	三、九	八、八
三、二	二、五	三、四	八、三
一、七	九、九	一、三	五、三

五月	一月
三八、五一四一	一九四

長島療養院	九州療養院	大島療養院
長島愛生園	九州療養院	大島療養院
星塚敬愛園	東山新生園	星塚敬愛園
索少新生活園	少部保養院	索少新生活園
全生病院	光明園	全生病院
少部保養院	大島療養院	少部保養院
九州療養院	長島愛生園	九州療養院
全生病院	栗生樂泉園	全生病院
光明園	星塚敬愛園	光明園
九州療養院	東山新生園	九州療養院
	長島愛生園	
	栗生樂泉園	
	星塚敬愛園	
	東山新生園	
	全生病院	

第一項 備品費		第二項 事業費		第三項 賞與		第四項 廉費		第五項 計	
雜器	區	黃	六九、一九四	大島療養所	一	國立療養所官制及明治甲辰年勅令第百三十五號判任官 傳給令字看	大島療養所	栗生栗泉園	栗生栗泉園
器	區	一〇六〇三四	一七、二三四	一	一一〇		長島愛生園	長島愛生園	星塚敬愛園
器械	金	五〇、五七一	五一、九〇四	九角十	一〇三、方七。		栗生栗泉園	栗生栗泉園	栗生栗泉園
具	額	七七四、〇一月	五五、四三	七三九	一九七。		東少新生園	東少新生園	星塚敬愛園
		四、一、七、五〇月	五一、九〇四	〇	一九七。		少部保養院	少部保養院	少部保養院
		四、一、七、四二月	五五、四三		一九七。		光明園	光明園	光明園
		八、四、二月	五一、九〇四		一九七。		九州療養所	九州療養所	九州療養所
			〇		一九七。				

枝

手

栗生栗泉園	星塚敬愛園	東少新生園	全生病院	少部保養院	光明園	大島療養所	九州療養所
九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五
九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五
九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五
九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五
九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五
九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五
九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五

## 第二節 圖書及印刷費

四方、七五〇  
三、〇三九円

印製本費	圖書購費	印刷費	計
一、一五七円	一、五八三	一、九	四、七五〇

## 第三節 筆紙墨文具

五、〇〇〇円

諸用	帳	筆	區
硯	墨	印	肉
小道	具	類	類
		簿	紙

## 第四節 消耗品

五、〇〇〇

新炭油	瓦斯及電氣料	自動車用品	計
二、三、三七七円	二、一、八七四	四、〇七三	四九、八〇九
一、七七	五二九	四、八五	四二四
	二七〇		一、四二
	四、〇二四円		一、四二
			一、四二

## 第五節 通信運搬費

一、四二

郵便電信料	運搬費	計	額
一、四二	一、四二	一、四二	一、四二

火 煙小絨自動車運轉 巡溫營水船雪機特  
泉鱗道 氣閥 別看  
夫 伎仕手視手手手長手手

一一三四三二二一  
一一四五四五五五二一九八六四四二七八九八二

事務	區	人	第二節 雇員統
雇	不	員	
~	人	員	

事	務	區
計		不
雇		人
人	員	員
人	員	人
年	額	年
額	額	額
金	金	金
額	額	額

慰勞金十

# 第一節 組與

第二目 各所修繕	三九、五七、一四	二三、六〇、七	一五、九七、一〇
第三目 內國旅費	七三、六三、一	三八、九二、二	三四、七〇、九
第四目 雜終及雜費	五一〇、六三、〇	二五九、八六四	二五〇、七六六
		〇	〇
		〇	〇

人裁洗 縫濯	
夫婦婦	
~~~	四三四二九
~~~	三〇〇九八月十
三八二五九	一八六三四九四五〇九八七〇九八五。

第四節 被服費	
區	
溫巡營水船電機看護人	手長手手手手手手
泉 繩道 氣閥人	視手手手手手手
裁洗火炊小絃	夫夫使靴
縫濯	婦婦服服服服
計	計
七七二二七四五	一二七〇二五七
二二三〇九五	三〇〇三〇一七
七五三〇七五〇	一一〇〇三〇一九
二四三〇八〇一	八〇〇〇八一九〇
四九五〇八〇一	八九〇〇八九〇〇
一〇二〇	一九二四四五〇
0	0

第五節 雜費	
織譯料、寫字料、賄費、舟車馬料備貨等	
四一四八	二六六七三
二六六七三	一七四七五
一六九四七四	0
0	0
二六六七三	二六六七三
一七四七五	一七四七五
0	0

第五節 消毒及試驗費  
病毒汚染シタルモノノ消毒及治療並豫防ニ關スル試驗等ニ  
要スル費用ナリ。

第三項 患者費

第一目 患者費

被 賦	需用品費	西	小
被 賦	新炭油	炊具及食器	者
被 賦	被 賦	被 賦	安療
計	費	費	旅
葬	費	費	費
費	費	費	費
一五一四、方四九	一九五、方六八	一九五、方六八	一五一四、方四九
七、五五二	七九、三二〇	七九、三二〇	八七二、四六
一四、一七一	三九八、方四三	三九八、方四三	一九二、二〇三
二九、四五三	七八九、八四三	七八九、八四三	一五一四、方四九
一五一四、方四九	一八九、〇一一	一八九、〇一一	一五一四、方四九
	零	零	零

第十五款 補助費

二、六四、六一六四

第三項 傳染病預防費補助		第二十二年十二月	
年度要求額	五年度總算額	增減	數差
二二三、七〇万	二二三、九五九	○四	一四〇、二五三
		減	一

最近三年度實費平均額  
明治四十年法律第十一號  
廢除防法參看

癲癇養所經年費補助	五〇、〇一六
私立療養所費補助	三〇、八〇七
道府縣預防費補助	二、二五八
療養所建設費補助	一四〇、六二五
計	二二三、七〇六

第五目花柳病予防費補助  
云九七、〇七  
五五一五二三  
一四五、五五二一

最近三年度實費平均額等二條之豫算  
昭和二年法律第四十八號花柳病豫防法參看

金花柳病診療所經常費補助	三九〇、方二〇
代用花柳病診療所經常費補助	二八、四〇五
花柳病診療所建設費補助	二七八、〇五二
計	方九七、〇七七

## 第五項 精神病院費補助

第一目精神病院費補助	六六七九五	四四三、〇七八	二二四、八七三
------------	-------	---------	---------

最近三年度審費平均為三依少釐算  
大正八年法律第三十五號精神病院法參看

	西	
精神病院經常費補助	一 方 三、 二 七 六 九	額
代用精神病院經常費補助	四 二 七、 四 〇 五	金
精神病院建設費補助	七 七、 二 七 〇	
計	一 方 七、 九 五 一	

883

歲出臨時部

第一款 補助費

第七項 癲豫防協會補助

目	去年度要求額	去年度豫算額	比 較 增 減	三〇.〇〇〇円
第一目 癲豫防協會補助	三〇.〇〇〇円	三〇.〇〇〇円	0円	0円

癲豫防模減ヲ期レテ各種ノ事業ヲ施行スル癲豫防協會ニ對レ補助スルモノトリ。

第二款 营繕費

第二項 新營繕費

第一目 國頭電燈及電話架設其他

去年度要求額	去年度豫算額	比較 增 減
三五〇〇〇円	三五〇〇〇円	0円

電燈電話架設費	電燈架設費	電話架設費	計
二九二二五円	二五七五	二五七五	三五〇〇〇

第十款 特殊疾病豫防諸費

第一項 特殊疾病豫防思想啓發費

目	支年度要求額	支年度豫算額	比較
第一節 圖書及印刷費	二〇、五〇〇円	二二、〇〇〇円	增 一差
第二節 通信運搬費	五〇〇円	一、五〇〇円	減 差

第二目 内國旅費	二、四〇〇円	一、三〇〇	一、六〇〇円
第三目 雜費	一、三〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇円

第二項 特殊疾病治療費	七、八〇〇円	二、五〇〇円	一、七、二〇〇円
第一目 特殊疾病治療費	七、八〇〇円	二、五〇〇円	一、七、二〇〇円

第十一款 國民優生暨兒童保護思想啓發費

第一項 國民優生思想啓發費

目	支年度要求額	支年度豫算額	比較
第一節 費	九、三九〇円	一、三、二四五	增 一差
第二節 備品費	九、三九〇円	一、三、二四五	增 一差
第三節 通信運搬費	九、三九〇円	一、三、二四五	增 一差

第二目 國旅費	四、八〇〇円	一、四、九一〇	四、八五五	一〇、〇五五	一、〇〇〇円
第三目 雜給及雜費	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円
第一節 雜給	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円
計	七、四四〇	七、四四〇	七、四四〇	七、四四〇	七、四四〇

## 第二節 雇員條

事務	西	人員	一人年額
雇	少	二	元
	=		金
	四二〇 <small>月</small>		銀
			金
	八四〇 <small>月</small>		銀

### 第三節 廉人料

#### 第四節 被服費

## 第五節 雜費

寫字料、賄費、舟車馬料、傭賃、中央及地方二社ケル  
講演會等ニ要スル費用ナリ。

第五節 雜費  
寫字料、賄費、弁事馬類備貨、中央及地方ニ於ケル  
講演會等ニ要スル費用ナリ。  
支二六〇九

第二十二款 沖繩縣振興事業費

第一項 瘡瘍養所費

第一項 瘡瘍養所費		目	第一回 委任傳統
去年度要求額	子年度予算額	比 增 減	一八、九方。 <sup>四月</sup>
一七、五二〇	一四、四〇	差	一九
〇	〇	減	一五、四三五

明治四十三年勅令第百三十四號高等官官等俸給令參看  
昭和十一年新令第二百八十五號廢府縣町村職員等設置制及

第二回 判任侍郎終

技 師	宮古療養所	人員
	國頑愛樂園	一人年額
	七	11
	二二一一一	九百九十一
	二二一一一	五七三〇
	二二一一一	一八九〇
	二二一一一	九百九十一
	二二一一一	五七三〇
	二二一一一	一七二二二
	二二一一一	三三二二二
	二二一一一	〇〇〇〇〇
傳令第 二百八十五號廳府縣臨時職員等設置制皮 平傳令第 百三十四號高等官官等傳令參看	國頑愛樂園	金額
八八九九	宮古療養所	八九九〇
二二三四	國頑愛樂園	九百九十一
二二二九	國頑愛樂園	五七三〇
〇九	國頑愛樂園	一七二二二
	國頑愛樂園	三三二二二
	國頑愛樂園	〇〇〇〇〇

士長婦夫料餘金	獎賞費	島嶼勤務者手當	慰勞費	僱用人員	護衛	閭	機船看守	備產	経費	區
一一三九三七	三二									
五〇〇	七二〇	四二〇	一九九	一三、七五	一〇	八九〇	四九〇	二、三七五	一〇	人員
九九一	九九一	三〇	九九一	一三、七九	一〇	五二七	一三、七九	一三、七五	一〇	人員額
九九一	九九一	一四一、五〇	一九八	一四五	八八三八	九〇	九〇	九〇	九〇	人員額
九九一	九九一	九一五三〇	一九八	一四五	八八三八	九〇	八九〇	八九〇	八九〇	人員額
九九一	九九一	二〇二四〇	一四四	一四五	八八三八	九〇	九〇	九〇	九〇	人員額
九九一	九九一	二五〇	二五〇	二五〇	八八三八	九〇	九〇	九〇	九〇	人員額

第一節 廉  
第二節 各所修  
第三節 內國旅費  
第四節 雜経及雜費

一、五四八月  
七、七一七月  
三九、八九二月  
八、八三八月

第四回	賞	業費	與	第三回
方六、八三八	七、方四	方四	一〇	方六、八三八
四九〇四	二、三七五	一〇	九〇	一三、七五

廳府縣臨時職員等設置制及明治四十三年勅令第百三十五號判任官停終令參看

技手	屬	節
看護婦長	宮古療養所	西
圓頭愛樂團	國頭愛樂團	小
害病療養所	國頭愛樂團	西
～	～	人員
八九〇八月	八九〇八月	人員額
九〇八月	九〇八月	人員額
八九〇八月	八九〇八月	人員額
九〇八月	九〇八月	人員額
八九〇八月	八九〇八月	人員額
九〇八月	九〇八月	人員額

雜

計

消裁洗火炊巡小絏消營  
縫濯仕毒蠶  
毒婦夫夫視使執手手  
費衣服服服服服料服

四三三二八三四一

三九、八方二

$$1.093 \times \frac{1}{8} = 0.136625$$

被

機船看人裁洗火炮巡小絳營  
閩長護服縫濯毒藥  
士人服費夫婦婦夫夫視使仕手手

一一二三二四三一五四五二二二四

五四三四二一八八五

九月卜

$$\begin{array}{ccccccccc}
 & = & & = & = & = & = & = & = \\
 \text{三} & \text{八} & = & \text{九} & \text{四} & = & \text{三} & \text{三} & \text{五} \\
 \text{二} & \text{九} & = & \text{四} & = & \text{二} & \text{四} & \text{八} & \text{七} \\
 \text{一} & \text{七} & = & \text{五} & = & \text{五} & \text{八} & \text{六} & \text{九} \\
 \text{零} & \text{五} & = & \text{零} & = & \text{五} & \text{零} & \text{九} & \text{零} \\
 \text{零} & \text{零} & = & \text{零} & = & \text{零} & \text{零} & \text{零} & \text{零}
 \end{array}$$

889

### 第五節 消毒及試驗費

一七〇八二四

三七八八一四

四九二〇一四

四八七三三四

### 第五節 患者費

一七〇八二四

三七八八一四

四九二〇一四

四八七三三四

區	被服需用品	醫藥慰効者	埋葬旅費	費用費	費用費	費用費	費用費
金額	一七〇〇六四一九	七五三七	二八七四四	一八八八四	七九九二九	一一七〇八二	一七〇〇六四一九

第二十七款 廉兒島縣大島郡振興事業費 六七五八四  
第一項 癫癇養所費

目	去年度要求額	本年度預算額	比增減	較差
四三二〇一四	四三二〇一四	四三二〇一四	增	減

所長	人員	年額	年額
一一一	一人	八八九〇	八九〇〇
一一一	人員	八八九〇	八九〇〇
計	技師	一三三六四	一三三六四

### 第二目 判任俸給

一三三六四

一三三六四

一三三六四

手賃	節	人員	一人年額	年額
九角六	手賃	八九〇〇	八九〇〇	八九〇〇
九角六	人員	八九〇〇	八九〇〇	八九〇〇
計	手賃	一三三六四	一三三六四	一三三六四

火	煖	小	絰	被	人	裁	洗	火	煖	小	絰
夫	夫	使	絰	當	看	護	服	縫	濯	.	.
服	服	服	料	服	費	夫	婦	婦	夫	夫	使
一一一											
三	三	五	四	六	八	三	八	一	八	一	八
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
九月											
一一一	一一一	二	三	四	三	二	一	二	三	二	一
二	二	二	五	〇	八	〇	九	二	五	五	三

雜費	洗濯費
計	裁縫費
	婚嫁費
	一一一

第五節 消毒及試驗費

第五目 患者費	一二、九七五
區	一
金額	〇四
年月日	一二、九七五

慰醫被賄需用品費	三、六、一七一七
安療服費	二、八、七八
費費	一、八、四四
費費	一、九、四五
計	一、二、九七五

一二、九七五  
七八九八  
一二、九七五  
一二、九七五  
一二、九七五

一二、九七五

昭和十六年二月

本妙寺の癩部落解消の詳報 資料(四)

財團法人 癩豫防協會

892

## 目 次

序	厚生省衛生局長 高野六郎
第一章 緒言	一
第二章 歴史	二
第三章 最近の状況	三
第四章 對策	四
第一節 従來の對策	四
第二節 一齊檢舉の斷行	五
第三節 善後處置	六
末尾 短歌二首	七
高野六郎・米山梅吉	八
著者	九

## 序

厚生省豫防局長 高野六郎

大事業は機熟し且つ人を得なければ出来ない。熊本本妙寺癪部落の解消は一大事業である。本邦癪豫防史上特筆大書すべき大事業である。紀元二千六百年の輝しき年に此の大事業が敢行完成されたのは誠に欣快に堪へないところである。

嘗て高野山の参道の物乞癪患者が済められたことがある。又將來の問題として草津湯の澤部落の淨化事業がある。此度の本妙寺淨化は日本の瘤問題解決のために、正に爲さねばならぬことを、正になすべき時に完成したのである。熊本清正公様と云へばすぐレبراを聯想するほどの瘤地區であつた。此の地区の淨化は瘤者のために、熊本のためには、又日本のためにいつかは断行されねばならなかつたのである。幸に上

皇太后陛下の御恩召により瘤療養施設も漸く擴充せられたこの際こそ誠に絶好の時機である。更に又十時英三郎翁の如き先覺者があり、宮崎所長の如き熱烈なる推進者があり、時も人も大に備はりつゝあつた所へ、山田警察部長が赴任されたのは正に雲龍點睛の妙趣を發揮したものであつた。而して雲霧を排して青空を見るが如く部落が解消し盡したこととは、皇國萬人の慶幸とする所であり、當事者各位に對しても感謝に堪へぬ所である。

本記録は本妙寺部落の生立から解消までの全歴史を詳述して日本の瘤問題の貴重なる資料たるを失はない。瘤豫防協會に於ては之を印刷して關係者間に頒ち瘤豫防事業の進境を喜ぶと共に更に將來の参考に資せんとするものである。



道參寺妙本

ルアデノセタシ食乞ラシ列堵數多者患癪ニコハ昔リア籠燈ノ數無ニ制兩



廟ノ公正清藤加ル在ニリ當突道參



(月七年五十和暦) 優勝ノ前直容收  
（午前三時頃）モダケ附ヲ標目ニ口戸ノ家前直始開容收



(--) 始開容收



(二) 始開容收



(三) 始開容收

送驗者患ノヘ所養療州九



木始後ノ家患

本究所養療各ルセ容取散分ヲ者患ヲ以テ便道鐵、業作包網ノ品留造ノ者患  
ルケ届リ送ヘ入



業作却毀ノ家患

## 本妙寺癪部落の解消迄

### 第一章 緒 言

去る七月九日午前五時を期して熊本縣警察部の手に依つて本妙寺癪部落の一齊收容が敢行せられた。本妙寺と言へば癪、癪と言へば本妙寺を思出す程、本妙寺と癪は密接不離のもの様に思はれて來た、最近には此處を本據に相變更生會などゝいふ會を組織して、地元の熊本は勿論のこと、遠くは北海道朝鮮まで出歩いて全國に迷惑を掛けようになつてゐた。五十年前本妙寺の患者を見るに見かねに外國の婦人達によつて回春、待勞の兩院が開設され、兩院の資金關係ある英米佛等の歐米諸國に本妙寺の名が喧傳せられて、お蔭で長い間も國の恥を外國に曝したるものである。

この本妙寺癪部落の歴史、其の發展過程内部組織及び今回取られた根本對策等を記録に残し置くことは將來の療豫防行政上の参考になることゝ思ひ本記録を作成した譯である。これは主として九州療養所書記北里重夫をして調査記載せしめた。

本妙寺の癪部落は熊本縣市歷代當局の懶みの種であり、明治四十年療豫防法が制定せられて、第五區九州療養所を熊本縣に設置することになつて、縣當局としては、先づ本妙寺所在地の花園村に敷地を撰定したのであるが、地元民の猛烈な反對運動に遭つて結局現在の合志村に決定を見たのである。これを見ても當時縣當局としては眞先に本妙寺癪部落を片附けなければならぬといふ意圖の存したことが窺はれる。其の後明治四十二年四月九州療養所の開設とともに、いの一番に收容した二十七名の患者は勿論本妙寺の患者であつた。其後も絶えず狩込みと稱して一時に五人或

は十人の患者を本妙寺部落から強制収容してゐたのであるが、蠅を追つても追つても後から後からと集まる様に最近ではこちらの方が根気負けしたやうな形になつてゐた。

由來本妙寺患者は九州療養所をはじめ全國療養所の逃走患者が大部分を占め、二三回多きは五六回の逃走前科ある患者が多く、時には十数回も逃走したといふ逃走の記録保持者もある。こんな具合で昭和十年十月鹿児島に敬愛園が開設せられてからは此所を逃走した患者の落着く先は結局本妙寺といふことになり、お蔭で部落も押すな押すな盛況を呈し、相愛更生會等の組織的の活動が始つたのもこの頃からである。元々本妙寺は不良民と痴患者の混成部落で、賭博詐欺窃盜恐喝貰い殺し等あらゆる罪惡の辻馬の如き觀を呈しており、部落民の人氣が荒く、以前は警察官の手も届き兼ねるやうな、狀態であり、衛生上の問題ばかりでなく、風紀治安の上からも棄ておき難い狀態となつてゐた。それでこの部落には方面委員になる人もない位であつたが、昭和七年頃から熊本市西部方面委員の十時英三郎氏が敢然立つてこの部落に飛び込み書記酒井學氏と共に先づ實情の調査に着手せられた。その結果内部の状況が明瞭となり益々棄ておき難いことが判明して來た。そこで十時氏は自己の調査に基き縣市當局に再三再四本妙寺部落の改善淨化を建議されたが一向埒があかず、終には上京して時の内閣總理大臣に赴白すると教訓いて居られた（當時の廣田内閣總理大臣と十時氏とは特別の關係があつた）。其頃偶々郷土の先輩清浦、安達兩氏の歸郷を機会に九州教育協會の主催で知事市長はじめ縣市關係者の參集を求めて席上十時氏から繰々本妙寺の事情を説明された。當時氏は既に七十歳近い老人であつたが舌端火を吐くよくな熱誠の様子が今尚眼底に覺えてゐる。其後或事情のため自己の生命に代へてもと決心して居られた本妙寺問題から手を引くことを餘儀なくさせられた。然し同氏によつて一度點火された焰は次第に燃え上り漸次具體化して、一昨年十二月には縣市の負擔により九州療養所構内百二十坪の敷地を割して六房三

十五坪の縣警察部留置場が建設された。これは一房に五人を收容するとして合計三十人、必要があれば直ちに増築して五十人までは收容する計畫であつた。そしてこの留置場専任の警察官配置の縣訓令が出された。由來癪患者の犯罪に對しては警察官もこれに掛り合ふのが嫌である上、患者の犯罪を摘發檢舉しても差當りこれを留置することが出来ないので、殺人か放火の如き大罪でも犯さない限り、見て見ぬ振りをしてゐる始末であつた。それで療養所に收容しても直ちに逃走するし、賭博恐喝詐欺窃盜貰い殺し等は彼等不良患者には朝食前で國法と眞理も彼等には及ばず、彼等は恰も治外法権を享有する民の如き觀を呈してゐた。そこでこの療養用留置場を設けて、一方善良なる患者は飽くまで親切に慰安救護に努むると同時に、勝手な真似をして反則行爲を敢てする者に對しては断乎たる處置を取ることに熊本縣當局の方針が定つた。然しこれまで愈々實効に移るといふ瀬戸際になつて頻々と當面の責任者である警察部長の更迭があつて遂に實現を見ないでゐたが、現警察部長山田駿介氏の本年五月初め石川縣より赴任せらるゝや赴任早々本妙寺問題を詳細説明したところ、早速本問題の解決を決意された。

爾來同氏の手許に於て祕密裡に計畫が進められ、本文に記載の如く七月九日午前五時を期して本妙寺療養部落の一齊檢舉が斷行され百五十七名（内未感染兒童二十八名）の患者が收容された。但し檢舉した患者の中不良悪性の者をどう處置するかは本問題計畫當初からの懐みであつたが、草津の栗生樂泉園からは恐ければ悪い程喜んで引き受けるからとのことであつた。この犠牲を顧みず自ら進んで協力された態度こそ本妙寺問題解決の原動力であつて、この點我々は絶大の敬意と深甚の感謝の意を表し特筆大書する次第である。

今や本妙寺に關する限り一人の癪患者の影も見出することは出來なくなつた。收容された患者の遺留物品はすべて一物も残さず荷造りして鐵道便を以て夫々送致先なる療養所宛送附し、家屋は全部買收して毀却することにし買收の手

續も完了して、島崎町小山田深刈部落は既に全部家屋が取拂はれた。

本妙寺の患者の如く、日本全國を股に北は北海道から朝鮮の外地に至るまで自由自在に飛び廻る患者は山間僻地の一軒家の穴蔵の中に蟄居して居る様な患者に較べて其行動範囲の大なることゝ、接觸面の廣いことは比較にならず從つて癪感染源としての危険率が大であり、危険率から云へば何百何千倍に相當する、即ちかゝる患者一人の存在を許すことは豫防の上から云へば何百何千の患者を放任すると同様な結果になる。かゝる意味に於て癪部落は豫防上重大なる意義を持つものであつて、本妙寺部落の今回の掃蕩はマジノ線の突破にも比すべく、この結果日本の癪界にも新しい秩序が建設せられて、無癪日本實現の朗報を聞く時も近づいた様な氣がする。

今回検舉された本妙寺の患者諸君の個人個人の立場を考ふれば同情禁じ得ないものがあるが、社會の秩序を棄す反則行為癪感染源としての同胞民族に及ぼす害毒行為は斷じて許容することは出來ない。かゝる場合所謂鬼手佛心敢然立つて斬度の劍を揮ふことは已むを得ない。愛の實行も難しいが、義の貫徹は更に難しい。後者のために勇氣と斷乎たる決心が必要である。本妙寺問題が今まで片附かなかつたのも偏にかかる點に原因があつたと思はれるし、やるま問題は愈々手をつけて起ることを豫想される種々なる派生問題を心配してゐて到底やれるものではないし、やるまいと思へば其口實はいくらでもある。要是誠意と勇氣の如何にある。幸に現熊本縣警察部長山田駿介氏は正義と責任の感の強烈なる人で、癪患者に對する同情は同情然し不正是斷じて許すべからずといふ信念の下に、本妙寺に一旦手を着けて如何なる問題が起らうとも構はないといふだけの覺悟があつたやうである。實際この問題の前後同氏と語つてゐる中に其言葉の片鱗の中に斷乎たる決意の程を窺ふことが出來た。實は從來の例から見て一つ間違へばどんな事件が起らないとも限らなかつたのであり、一身の利害安危を顧みずそれを敢て断行された同氏の崇高なる人格に對し

て我々は最高の敬意と深甚の謝意を表すべき義務を感じる。

今回の本妙寺部落の掃蕩は豫防醫學に於ける外科手術にも比すべきものであつて、多年の悩みであつた癪豫防上の癌を警戒權といふメスを以て摘出手術を行つたようなものである、然し幸にして手術並に其豫後も順調で、さしも有名であった本妙寺部落にも解消の日が來た。本問題解決に對して永い間陰に陽に努力を傾注して來られた熊本市に於ける某社會事業團關係委員九州教頤協會の方々に對しては深甚の謝意を表する。尙本問題の最初の導火を點ぜられた十時英三郎翁が折も折問題解決の直後、長くも皇太后陛下御下賜金拜戴周年記念の表彰を受けられた。これは偶然と言へば偶然であるが、其存命中にこの結果を見且つ同時に表彰まで受けられた同氏の感懷や如何。

(皇紀二千六百年八月二十五日九州療養所長宮崎松紀)

## 第一章 歴史

本妙寺癪部落と稱せらるゝのは一體如何なる區域を言ふかと申せば本妙寺參道の中程の十數段の石段を登つて仁王門をくぐつた處から右へ曲り込む家の間の道を這入つて行く一帯、即ち七百年の昔南北朝時代の菊池氏の武將井戸六郎經益の居城があつたと云ふ中尾丸、及びその北西方日朝寺の裏手に當る日朝裏、それから參道の反対側である釋迦堂の横から這入つて一丁ばかり行つた常識堂のある附近とそれに隣接する東側の深刈との四つの部落の總稱である。さてこの加藤清正公の廟所である本妙寺に何時頃から癪患者が集つたかは確な記録を發見し難いが、日蓮宗の經書の中に法華經を誹謗冒瀆した前世の罪業が癪病となつて生れたのであるから今生に於て日蓮宗を信仰す

ることに依つて其の罪が償はれると言ふ迷信から池上の本門寺、房州誕生寺、身延の久遠寺等日蓮宗の古刹に癪患者の集つた歴史は古くからあるのであってそれ等と同様の意味で本妙寺にも昔から癪患者が流れ込んで来たのである。然しながら周囲の環境等の關係で永く止まるを得ない處では患者が信仰のために、半永久的にその附近に居住するといふやうなことはなかつたけれども本妙寺は周囲がそれを許すに都合の良い條件を具へてゐた結果遂に後年世界的に迄有名になつた本妙寺癪部落が形成さるゝに至つたのである。

明治二十三年回春病院の創立者である故ハンナ・リデル女史が春爛漫の四月三日、櫻の下に闇つた癪患者の群を見て「初めて癪を見る」とあの有名な感激の一言を記したと言はれるその當時既に多數の患者が参道の兩側に溢れ參詣者が毎日参道に並んで乞食をしてゐたやうである。其後患者の數は漸次増加する一方であつて日露戦争の前後には所謂天幕時代と言はれる患者横行時代を現出した。即ち本妙寺北側の共同墓地を中心として附近一帯に粗末な手製の天幕を張つて一つの天幕内に少なきは、二、三名、多きは七八名が難店して乞食生活を續けてゐた。勿論この天幕生活者は全部が癪患者ではなく非癪の乞食も混つてゐたが、天幕の數約八十餘張に達し癪患者百四、五十名を算した。日露戦争の戦時インフレ景氣の影響があつて物乞ひの收入も多く天幕内では夜毎酒宴さへ開かれたものである。此處に癪患者療養醫院と稱するインチキ病院が出来たのもその當時であつて、大分縣人の或る野師が病者の弱點を計り捕へて計画したのがこの詐欺的病院の正體である。即ち一人一ヶ月の入院料を五拾圓と定め絶えず五拾名位の入院者があつてその收入は莫大な額に登つたにも拘らず病院經營の一味の趣中はそれに飽き足らす患者と郷里との音信を中途で勝手に断つて密かにそれ等患者の郷里へ人を派して血縁の者から甘言を弄したり脅迫したりして金品を搾り上げた。

この惡辣な手段に依る不當搾取は流石にさう長くは續かなかつた。三年間ばかりで警察の手に依つて解散を命ぜられ、主謀者數名は處罰されて仕舞つた。然しながら處罰された者は自ら招いた罪であつて仕方がなかつたが、被害を受けた患者こそ誠に悲惨であつて、この惡辣な搾取に依つて郷里の家は破産して送金不能となり、天幕生活者の仲間へ入るより外に途がなくなつたのである。

斯くて當時の患者の生活は何處迄も物貰ひ乞食の範囲を出でず、怠懶放縱、人の恵みに縋る最下級の生活に甘んじ疑はざる者はかりであつたが、この天幕生活からベラックや小屋掛の生活へ移つてゆくにつれて彼等の生活様式も單純な乞食の生活から、托鉢僧や山伏となり或は過路となつて貰ひ歩く種様的なものへと變化して行つた。從つて此處らあたりに既に後年あの「相愛更生會」といふやうな、人の懷に依存して生きてゆくことを特權と心得る浮浪癪根性の萌芽があつたと見るべきかも知れない。

明治三十七、八年の日露戦争に際して十數棟の陸軍の軍馬廐舎がこの附近一帯に建てられそれが戦後不用となつたので土地の者に拂下げられたが、この一部は堆肥小屋などに使用され一部は人の住めるやうに彫を敷いて貸家としたのでこれに癪患者が住むやうになつた。

猶この頃は前述した如く戦時景氣の影響でボロい儲け口が多かつたので患者中の小金を持つてゐる者が軍隊の残飯の拂下げを受けこれを食料として仲間に賣り或は豚を飼育して利益を擧げ相當の資産を作つたものもあつた。當時のことは正確に調査したものがないのでこの部落戸数の何割が癪患者であるかも知ることは出来ないが、天幕時代から屢々警察の手に依つて追拂はれながら頭上の蛇を拂ふに似て再び舞ひ戻るのが大半であり、明治四十二年九州療養所が創設された際三回に亘つて約百名の浮浪患者が本妙寺から強制的に收容されたにも拘らず古巣へ逃げ歸つた

ものが多數あり、大正二年頃約六十名の患者が居住してゐたと當時から生き残つてゐる古い或る患者は言つてゐる。

大正十一年に日朝裏に火災があり、この廃舍から早替りした住家の大半は焼失したが、それでも大正十二年頃約四十名の患者が居つたと言はれてゐる。

其後社會情勢の推移に伴つてこの部落にも幾變轉が繰返され、警察の手入れ刈込も小規模ながら幾度か行はれ、患者數にも多少の増減があつた。然しながら徹底した調査は一度も行はれてゐないので正確な數字を擧げて、この間の消息を覗ひ得ないのは遺憾である。昭和七年頃から熊本市西部方面委員十時英三郎氏は方面書記酒井學氏と共にこの部落の調査に着手された。

從來この部落は社會的落伍者、前科者、不具者、癪患者等に依つて形成された特殊部落があるので白妻何等憚るところなく賭博を爲し、飲酒しては喧嘩に論する等全く荒み切つた人間の集合場所として一般市民は勿論のこと警察官さへ巡回の足を入れること殆どなき別世界だった事實は十時方面委員が昭和九年の七月から八月にかけてこの部落の調査をされた際唯一度も警察官の姿を見たことが無いと言つて居られるのも解る。兎も角治外法權でもあるかの如き觀を呈してゐる部落内に一步足を踏み入れやうものなら異様の風態をした連中に睨まれ取巻かれ、まかり逃げば喧嘩を吹きかけられると言ふ始末だったので十時方面委員が断乎として調査の手を染められたに就てはその熱意と勇氣の前に萬般的敬意を拂はねばならぬと思ふ。

この時の調査に依ると部落の總世帯數は一四九であつて人員四八〇である。この中癪患者世帯數は三五であつてその内訳は次の如くである。

職業	名	人	員	世帯數		人	員	十 三 歲 以 下 人 員
				男	女			
販賣業	家							
大物	日用品	三五		五八				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		五四				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一二				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		二三				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計		一				
料及酒	行商							
工賞商	傳業							
大物	日用品	人員計						

昭和十四年に九州療養所に歟豫防協會の手に依つて未感兒童保育所が開設さるゝことになつたのに刺戟されて部落中の未感兒検診を方面委員より要望したので縣より現長島愛生園、當時九州療養所勤務中の内田醫官を派遣調査せしめた。それで同氏は方面委員事務所の酒井書記と共に同年の七月下旬より九月上旬にかけて一〇八戸一八〇人の檢診並に調査を行つた。この結果判明した患者數は次表の通りであり前年に比べて患者世帯數人員共に増加してゐる。尙其時の調査報告書は左の如くである。

卷之三

世帯數	人員	六十 五歲以上	十三 歲以下
男	女	男	女
四四戸	六四	六一	二
計	一二五	三	一
			一八
			二四
		四二	

女別

林林林  
三二一  
別  
年年年  
生生生  
一一一  
一一一  
一一一

•

高 高 零 零  
二 一 六 五 四  
計 年 年 年 年  
生 生 生 生  
— — — —  
八 一 一 一 一 三  
九 一 一 三 四

昭和十年五月熊本市西部方面委員常務十時英三郎氏ノ名ヲ以テ本妙寺附近ノ中尾丸日朝裏等ニ居住スル癆患者ノ家庭ニ未患兒童ノ多數居住スルヲ以テ其ノ健康狀態ノ調査ヲ縣市當局ニ要請サレタリ齋藤縣衛生課長ノ命ニヨリ余ハ方面書記水井氏ノ案内ニテ其ノ検診ニ從事シ且ツ方面委員ノ希望モアリ本部落ノ一般的健康狀態モ合セテ調査セリ。

檢診ハ昭和十年七月下旬ヨリ九月上旬ニ至ル約二ヶ月間ニシテ實際出診ノ日數ハ二十日間ナリキ檢診世帯數ハ一〇八戸檢診總人員八二八名ニシテ中尾丸、日朝裏、深刈、三部落ヲ檢診シ全住民ノ約三分ノ一二ヲ檢セリ、他ハ多ク中年ノ健康男子ニシテ労働ニ外出中ニシテ檢診スルヲ得ザリキ、但シ素人目ニモ直ニ癆ト判定サレ豫テヨリ方面書記ノ手帳ニテ日星ヲ附ケ居リシ者ハ可及的浦ラサザル様檢診セリ、十三歳以下ノ兒童ハ一一八名ニシテ恰度暑中休暇中ナリシ者爲ニ小學生ヲ比較的多數檢診シ得タルハ興味アリキ、此ノ中普通病八五名（一人一點）癆病七三名（内疑似二名）ヲ發見セリ、普通病患トシテハ「トラホーム」其他眼疾患二二名、胃腸疾患一六名、榮養障礙一一名（特ニ寶兒乳兒ニ多シ骨關節神經疾患七名、神經核其他呼吸器疾患六名、全身不隨及手足ノ不具者六名、盲目者四名、白痴及精神病四名其他ノ疾患五名ナリキ、肺結核ハ僅カニ二、三名ヲ見タルノミニシテ余ノ豫想ニ反セリ。

以上ノ成績ハ僅カニ聽診器一個ヲ以テ短時間ノ間ニ検診ヲ行ヒシモノニシテ充分精査センカ一人ニテ數種ノ病氣ヲ併有シ、ヨリ多數ノ病氣ヲ發見スベキハ論ヲ俟タズ、然シ大體トシテ營養不良ヤ癩ト混同サルゝガ如キ不具者並ニ其各種ノ病疾者ヲ比較的多數發見セルハ所謂貧民窟ノ定石ヲ踏ムモノト云ヒ得ベシ。

癩症狀ノ檢診ハ一般健康診断ナリト云フ據込ナリシ故癩菌検出ヲ初メトシ餘リ嚴密ナル検査ヲナス能ハズ臨床診断ノミニ依リテ決定セリ、検査成績ノ大略ヲ述ブレバ左ノ如シ。

一、中尾丸、日朝裏、深刈地方ノ貧民部落ハ全數一五〇世帯五〇〇人ナリ

二、全癩患者數ハ四四戸全家族一三八名（一三歳以下四三名）

三、癩患者數

既ニ自覺セルモノ 四二名  
新發見 一〇名  
五二名（全住民ニ對シ一〇%）

四、疑似癩 二一名

（同一家族ニ癩患者アル者ハ僅カニ四名十三歳以下ノ兒童ハ實ニ十二名ノ多數ナリ）

五、自己ニテ癩ヲ自覺シ素人目ニモ癩ト判定サル、モノ四十二名中

半永住者二十五名（警察名簿ニアル者僅ニ七名療養所逃亡者十二名）

浮浪性ノモノ十七名（信仰ノタメ來タリシモノ一名ノ外ハ全部療養所逃亡者）

六、患者ノ病狀ハ比較的輕症者多ク舊患者四十二名中結節癩十二名、神經癩二十六名、班紋癩四名、新患十名中、神經癩五名、班紋癩五名

#### 七、小學兒童中

真正三名（何レモ輕症ニテ傳染ノ危險ナシ）疑似十一名

#### 八、癩患者家庭ノ未感兒童十二名中

未就學七名（内貰子四名）通學兒童五名

#### 九、生活狀態

販賣業三名、借地シテ、バラツク自作者五名他ハ、六疊一間ノ長屋ニ雜居セリ、其他ハ田舎ニ糸針等ノ行商ニ出ルモノ多ク本妙寺參道ニ乞食ヲナスモノハ、十二名ニ過ギズ

一〇、患者ノ出生地ハ熊本縣内ハ少ナク九州各地及中國四國ノ者多ク殊ニ鹿兒島縣大島郡並ニ沖繩ノ患者多カリキ總括的意見

中尾丸、日朝裏、深刈地方保健調查ノ結果ハ不具癩疾者ヲ多數ニ認メ重症肺結核ハ比較的僅少ナリキ

貰兒ノ哺乳兒ニテ重症ノ營養不良ニ陷レル者多カリシハ社會問題ナルベシ

全住民ノ一〇%強ニ當リ全國稀ニ見ル濃厚地ナリ然シ病症ハ比較的輕症者多ク傳染ノ危險アリト認ムル者ハ嚴密ニ見テ十七名ヲ出デズ、此ノ外ニ二十一名ノ疑似患者ヲ發見シ余ハ専門的立場ヨリ此ノ疑似患者ノ將來ノ經過ニ非常ニ興味ヲ感シ再び檢診ノ機會アラン事ヲ念願スル者ナリ

新發見患者並ニ疑似患者ヲ通ジテ現在同一家庭内ニ患者ヲ有スル者比較的少ク十年以上此ノ土地ニ居住シ家庭外ニ於テ傳染セシモノト思惟サル、者多カリキ中ニハ八年間モ癩患者ト隣同志ニ居住シ明白ニソレヨリ傳染セシナラン

ト證言セル者アリ、又一家ニ四五名モ實性及疑似患者ヲ出セル家庭ニシテ家族ニ癪患者無カリシト云フモノアリ。即チ此ノ土地ハ全ク癪ノ傳染ヲ信ゼザル者ナルベク癪患者ガ家主ニシテ有力者トシテ尊敬ヲ受ケ數十ヶ年來約二千坪程ノ狹隘ナル地域ニ多數ノ住民ガ密集雜居セル爲ニ傳染ヲ逞シクセル者ナリト思惟ス殊ニ新發見患者並ニ疑似患者ノ約半數以上ガ十三歳以下ノ兒童ナリシコトハ一ツノ社會問題トシテ識者ノ注意ヲ煩ハサント欲ス、小學兒童中極メテ輕症ナレドモ實性患者三名、疑似十一名患者家庭ヨリ通學スル者四名アリシモ將來考慮セザルベカラザル問題ナルベシ

但シ癪患者家庭ノ兒童十二名中、真正、疑似各一名ニ過ギザリシハ稍々意外ナリシガ、比較的幼少者多ク且ツ其ノ内四名迄ハ貰子ナリシ等ノ關係ニ依ルベシト思惟ス

癪患者中ノ三名ハ此ノ土地ノ大家主ニシテ裕福ナル生活ヲナシ居レバ將來ノ浮化困難ナル重大理由タルベシ尙此ノ土地ノ患者ノ半數以上ハ九州療養所ノ逃走患者ニシテ且ツ鹿兒島縣大島郡ノ者並ニ沖繩縣出身者多キハ將來之等ノ患者收容上留意スペキ點ナルベシ

次に本妙寺部落史に特筆さるべきものに相愛更生會の出現がある。

これが發案發起者は九州療養所の逃走患者である、山田三郎、大山五郎、上宮一太（以上假名）等であつて彼等は本妙寺に彼等の手に依る草津の湯の澤式の部落建設を夢みその資金並に生活費の捻出のために社會の篤志家に縋るべき寄附勸説の許可を縣當局に願つたけれども許可される筋合のものでないので、彼等は熊本縣知事の許可證を偽造して、全國的に勝手に寄附を募つて歩くことを始めた。今その組織其他に就て少しく詳しく述べるならば、會員は春秋二期約三ヶ月間を會長の指示する地方に二名若しくば三名を一組として寄附金募集のため派遣せられ、其の手段としては

（終）

次に本妙寺部落史に特筆さるべきものに相愛更生會の出現がある。  
これが發案發起者は九州療養所の逃走患者である、山田三郎、大山五郎、上宮一太（以上假名）等であつて彼等は本妙寺に彼等の手に依る草津の湯の澤式の部落建設を夢みその資金並に生活費の捻出のために社會の篤志家に縋るべき寄附勸説の許可を縣當局に願つたけれども許可される筋合のものでないので、彼等は熊本縣知事の許可證を偽造して、全國的に勝手に寄附を募つて歩くことを始めた。今その組織其他に就て少しく詳しく述べるならば、會員は春秋二期約三ヶ月間を會長の指示する地方に二名若しくば三名を一組として寄附金募集のため派遣せられ、其の手段としては

### 趣意書（原文ノ儘）

美濃半紙型黒クロース表紙の「喜捨芳名簿」「相愛更生會」と金文字を以て表したる帳簿を所持し、其の表紙裏には相愛更生會の事務所及患者收容所と稱するインチキ寫眞を添附し猶活版刷の「趣意書」及「同會代表委員囁託書」なるものを綴込みありて之れを持ち歩き各戸より寄附を強要したのである。

次に趣意書なるものを示せば

昭和十二年三月二十日

恐惶

一六

熊本市島崎町一〇一三番地

相愛更生會

御有志慈惠ノ各位  
委員嘱託書(原文ノ儘)

何某殿

右者本會代表委員トシテ喜捨芳名錄並ニ贊成募集ヲ嘱託ス

熊本市島崎町一〇一三番地

相愛更生會

一、期間 昭和年月日  
同 年月日

會長 何某

一、多數ノ募集願上候也

昭和年月日

右の様にして内地は勿論遠く朝鮮までも手を延ばして流浪徘徊し詐欺恐喝を敢てしたので各府縣の警察部から頻々と熊本縣警察部宛にこれに就ての照會、取調への依頼等が舞ひ込んだのである。

今その照會文の例を掲ぐれば

衛發第〇〇〇〇號

昭和十三年七月七日

熊本縣警察部長宛

癆患者寄附金募集ニ關スル件

○○縣警察部長

本籍鹿児島縣日置郡串木野町一〇一

住所熊本市島崎町一〇一三

相愛更生會内

○○○○○

二十八年

右者七月三日午前十時頃管下〇〇〇郡〇〇町ニ於テ寄附金募集ニ從事中ノ處不審ノ點アリシヲ以テ所轄〇〇署ニ於テ取調べタルニ本名ハ數年前ヨリ癆患ニ罹り目下肩書きニ於テ療養中ナルガ該相愛更生會ハ國費ニヨリ收容シ能ハザル癆患者ヲ收容自治的ニ共同療養シツ、アリ日下ノ收容人員五十名ニ達シ經費ニ不足ヲ生ジタル爲メ會員協議ノ結果例年通り各地有志ノ寄附ヲ仰ギ之ガ經費ニ充當スルコトニ議決シ當局ニ許可申請アリタルモ時局ノ爲許可ヲ與ヘラレザリシニ依リ喜捨ノ名目ヲ以テ各地ヨリ金員ヲ募集スペク協議シ輕患者十名乃至十三名位ヲ各地ニ派遣シ之ガ募集ニ從事中ニシテ〇〇〇〇モ客月二十九日肩書きヲ出發〇〇〇郡〇〇町ニ來リ〇〇町、〇〇町、〇〇〇町等ヲ巡歴寄附金ヲ募集シ三日〇〇町ニ來リ寄附金ヲ募集シ居リタルモノニシテ其寄附金額ハ五十錢乃至一圓位ノ程度ナルガ本名ノ行爲ハ寄附金募集取締規則違反ト認メラル、モ般上ノ如キ實情ニ鑑ミ之ヲ處罰スルモ實益ナキノミナラズ殊ニ癆患者ヲシテ各戸ニ就キ寄附金ヲ募集セシムルハ病害傳播ノ虞アルヲ以テ(中略)所轄警察署長ヨリ報告有之候候爲参考通報

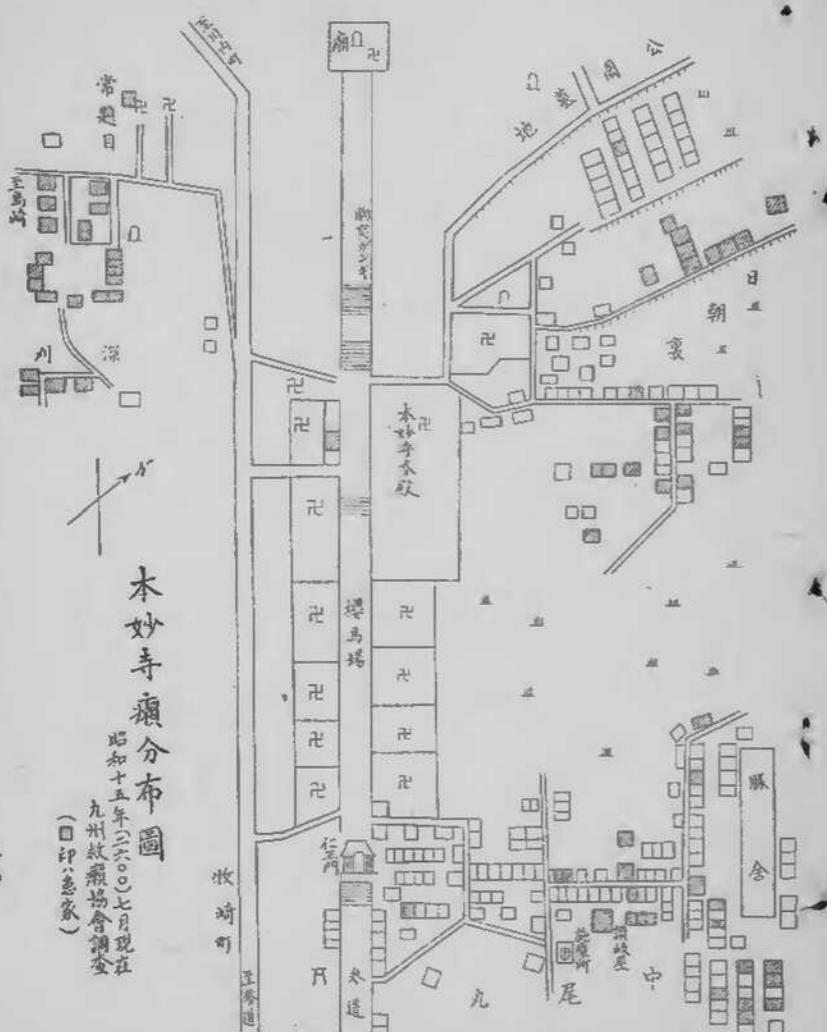
秀々相愛更生會ノ内容承知致度此段及照會候也

右の如く昭和十三年頃迄は當局の不許可の儂募集してゐたが警察當局の眼が厳しくなつて來て募集の成績が擧らないので最後には縣當局の許可證を偽造行使する迄になつた。

### 第三章 最近の状況

茲で最近の状況と云ふのは昭和十五年七月九日の大検舉の直前の状態をいふのである。

本年の春以來布教教説其他種々の關係から密接な接觸を續けて來られた九州教説協會の手に依つて蒐集された材料に依つて以下述べることにする。



本抄寺都落生願也者ノ云數人曰

右の表の全戸数及全人口は推定概數で有つて實數はこの數字より多いやうである。又廻戸數及廻人口も移動が甚しうので正確な數字を挙げ難い。

第二集

深常日中場	
題朝尾	所
刈日裏丸	男
四一六二二二	
三三二二二	女
一四二二六	未感染兒十三歲以下
一四二二六	同居未感染家族

	其
計	仙
六三	一
四九	一
四二	一
	一

右に示すやうな分有狀態であるが今村落に就て簡単にその半数程度を述べてみると、先づ中川村は例の（○）月（○）日（○）時（○）分（○）秒（○）の如き資産數萬と目されるものや其他にも貸家業を営むもの、養豚を営むもの等があるけれど其三十餘棟の長屋式の建物は全く不潔其物であつて非衛生的なことに於ては各部落中此處が第一である。又此處に住む患者は資産のある一部のものを除いては大體に於て各療養所逃走者が一時の足溜りとして止まるものが多いので、移動の激しいことよりも此處が第一である。

と混在して四十名餘りの患者が居住してゐる。此處の患者は大半が相愛更生會員であつて、物貲、野菜賣、日雇稼等を業とする一部を除いては無職である。

次に當題目並に深刻は、中尾丸及び日朝裏に比べると生活程度が稍々上位にある。即ち此處に居住する連中は大部  
分が相愛更生會の幹部であつて、會の本部も勿論此處にある。昭和十年後に大半の家は建築されたものであつて、バ  
ラックに毛の生へた程度ではあるが更角門があつて辦をめぐらした構へもあり、長屋は一棟しかない。さうして此處  
の患者は全く無職であつて相愛更生會の收入に依つて生活してゐることを思ふと、その巧妙なからくりに今更驚く  
外はない。

全部落の患者を大別すると所謂更生會員として、それに依つて生活してゐるものと、更生會員でない者即ち何等かの他の職を持つてゐて、それで生活してゐるものと二つに分けられるさうして、その何等かの職を持つてゐる患者を更に二つに分けてその一つは所謂資産を有する貸家業の連中であり他の一つは物貢や、葬儀の旗持や其他最下級の職に依つて漸く飢ゑないだけの生活をしてゐる連中である。

各部落に於ける更生會員數は日朝裏が三八名、常題目が二九名、深刈が七名、中尾丸が五名、計七九名である。

参考迄に更生會の役員（假名）を擧げると

顧問	問長	山田三郎	大山五郎
副會長	計記	中山文治	
副會長	中川信一	北山三郎	安田吉三
婦人會長	小川幸菜		
同副會長	山村道子		
婦人會長	田崎ハル		
同副會長			

猶更生會に加入してゐない患者は中尾丸に二八名日朝裏二名その他二名で計三二名であり、全患者の三分の二は更生會員であることが解る。更生會員以外の患者の職業別を掲げると。

で自宅よりの送金に依つて生活してゐると稱してゐるものがあるが眞偽の程は疑はしい。

次に癪患家の本籍別は次表の如くである。

本籍別	貸家業	賃豚	左官	官仲仕	日雇	ボロ買	花賣	乞食	其食	其他無職	不明	合計
沖縄	鹿児島	熊本	宮崎	大分	福岡	京都	佐賀	大阪	滋賀	山形	高知	香川
一七	一	一	一	一	三	二	一	一	三	一	一	二九
八	八	七	二	五	二	一	二	一	一	一	四	九
七	七	七	二	五	二	一	二	一	一	一	六	六四
二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	二	二
五	五	五	五	五	五	一	一	一	一	一	一	一

沖縄鹿兒島が斷然多いことは星塚敬愛園が創設されてから、その逃走患者に依つて増加したものである。今分つてゐるものだけに就て各療養所別逃走患者の數を擧げると。

九州療養所	敬愛園	愛生園	回春病院	春勞院	大島療養所
三一	一五	四	四	二	一
人	人	人	人	人	人

諸最後に附記したいことは全患者一二二名中二十ヶ年以上此の部落に居住してゐるのは僅に六名で六ヶ年以上のものは二六名に過ぎず其他のものは絶えず異動しつゝあるものである。事變第三年の緊迫した世相の中に呼吸しては

流石に彼等も病人とは云ひながら、療養所の生活を逃避して、自分勝手に世の中の人達の懷中に依存して生きてゐる我儘な生活の矛盾を感じ始めたことは事實であつて、早晚何等かの形に於てこの部落の上に加へらるゝ彈壓の手のあることを密かに推知してゐる幹部もあつたらしい。

## 第四章 對策

### 第一節 従來の對策

明治四十一年一月の第二十三帝國議會に廻遊防法案が提出された際の議員の質問や政府の答辯内容が殆ど本妙寺浮浪癪患者を中心としてゐることを見ても、本妙寺浮浪癪患者の處置が當時の重要問題であつたことは想像するに難くない。

特に第五區九州療養所が熊本へ設置されるに至つた動機はこの本妙寺浮浪癪患者への對策を考慮に入れてあつたことは勿論である。

それで明治四十二年四月二十七日、九州療養所開所第一回の患者收容に於て、本妙寺から二十七名を連れて來たのである。その後引續いて四月三十日、五月一日と前後三回に亘りて約百名の患者を本妙寺から收容した。

當時の本妙寺の患者數は正確な調査記錄はないので明瞭にしたことは解らないが故河村前所長が九州療養所の開所前に見當をつけられたところに依ると約百四、五十名の患者が非癪乞食に混在して、本妙寺附近に居を構えてゐたらししいのである。それで百名の收容に依つて大半の患者が片着いた譯であるが結果はなかなか簡単な効果を現はし

て呉れなかつた。つまり根を切らすして如何に枝葉のみを仕末しても再び芽を吹くやうに、もつと適切な警報を用ゐるなら飯糸の上の食物にたかつた蠅を手で追つても、直ぐ再びたかるやうに、その食物はそのまま度々蠅のみを追つたところで徒勞であることは云ふ迄もない。本妙寺浮浪癪の問題を考ふる程の人ならば誰れでもこの對策の姑息なことを知らぬではないけれど、然らば根本對策は如何にすれば良いかといふことに思を致す時其處に非常に困難な問題が横はつてゐることに行き當つて二の足を踏まざるを得なくなるのである。それで結局は姑息と知りつゝも、それを繰返すより外に方法がなかつたのである。

日露戰争前の所謂天幕時代に於ても警察の手に依つて、天幕の取り拂ひと患者の追放が企てられたことがあるが、二、三日後にはもう元の様に天幕が張られてあつたといふのだからその蠅集する力の強さは驚くの外はない。

九州療養所の開設と同時に收容された前述の患者の如きも、長い浮浪生活に依つて惰性づけられた放縱性が抜け切れず、療養所生活の窮屈さから逃亡する者が續出して、それ等のものは再び元の古巣である本妙寺へ歸つて行つたのである。

今警察の手に依つて行はれた患者刈込みが大正年間から昭和にかけて八回記録されてゐるが次に表にしてみやう。

年	月	日	收容者數			
			男	女	者	計
大正十五年	八月	四日	早朝			
昭和二年	五月	六日	早朝			
同	年六月	八日	早朝			
			六九一			
			六八五			
			一七六			
			一二			

年 月 日	收		者 數
	男	女	
昭和二年十月二日 早朝			
同 年十一月八日 早朝			
昭和四年六月二十八日 早朝			
昭和五年五月十六日 早朝			
計	三六	三四	二六
	七〇	一一	五八五六

昭和十年前後になつて相愛更生會が組織せられ、彼等の一般社會に流す害蟲が單に保健衛生上の見地からばかりでなく社會の秩序を紊亂するに至り全國的に本妙寺の存在が問題となつて來たので、地元の當路者も眞剣になつて、この對策を考えねばならなくなつた。

熊本市當局に於ても昭和七年に淨化施設の一端として附近に散在せる墓地を整理して日朝裏の北西側に一萬坪の地域を買収して墓地公園の計劃を樹立すると共に、中尾丸より日朝裏に通する道路の開設を爲さんため數萬圓の豫算を市會に提出して議決し實現を計つたが、その結果は瘤部落の淨化といふ點では大した效果はなかつた。

その後瘤部落淨化の熱心なる提唱者であつた方面委員十時英三郎氏が「熊本市花園町不淨地區淨化計劃私案」なるものを世に示し、縣市各方面當局者に奮起を促したけれど、其の實現には相當の経費を伴ふ結果思より運ばなかつた。

十時氏の計劃の骨子とすることは、この不淨地區と目される、一帯の土地家屋を買収すると共に一定の場所に信仰のために集る患者を二十日乃至一ヶ月を限つて收容する設備を爲し、その期限が経過したら療養所へ強制收容するといふのであつて、十時氏の計算に依ると當時に於て（昭和十一年）七千圓内外で全地區の買収が出来ることになつてゐた。

昭和十三年十二月に九州療養所敷地内に熊本縣警察部の瘤患者留置所が建設されたが、これも瘤患者の犯罪を検舉しても其の處置に困る現状では本妙寺瘤部落の徹底的淨化など思ひも依らぬので、其の對策を考慮した當局の準備の現れであることは云ふ迄もない。

## 第二節 一齊檢舉の斷行

昭和十五年五月に山田俊介氏が熊本縣警察部長として着任して本妙寺瘤部落の問題を聞くに及んで、これが解決を計ることは焦眉の急であることを決意された。偶々中央に於ける關係諸會議の席上に於ても問題となり厚生省當局も愈々腹を決めて根本的解決に乘出したのである。

七月・五・六日兩日九州療養所の昭和十六年度豫算協議會が開かるゝに際して厚生省より特に本名屬官が本問題の要務を帶びて來縣、同時に長島愛生園及び星塚敬愛園の職員を派遣せられ、七月六日午後一時より警察部長室にて熊本縣當局並に九州療養所の職員を交へて解決の具體策に就て熟議の上、七月九日前五時を期して本妙寺瘤部落の患者一齊檢舉の斷行を決議したのである。

次にこれが顛末に關する諸報告を掲ぐることとする。

(厚生省豫防局長宛熊本縣警察部長) (報告昭和十五年七月十七日)

癪患者一齊検索収容ニ關スル件

管下熊本市本妙寺ヲ中心トスル附近一帯ニ從來同寺信仰ノ爲癪患者各府縣ヨリ來集土着シ中ニハ發豚養鶏或ハ貸家業等ヲ營ミ數萬ノ富ヲ蓄積シ居タル者アリシモ其ノ多クハ縣下各地ヲ徘徊乞食又寄附金ヲ仰イテ生活ヲ爲シ一般民衆ニ迷惑ヲ及ボシ弊害アリシモ之ガ検索ハ其ノ地元ニ及ボス影響ノ甚大ト一面検索後ノ處置等ヲ考慮サレ容易ニ是迄實行サレザリシガ近時彼等ハ更生相愛會ナルモノヲ組織シ浮浪癪患者ノ施療ヲ事業トスル基金募集云々ナル意味ノ趣意書ヲ勝手ニ作製シ代表委員ヲ各府縣ニ派シ美名ノ下ニ多額ノ寄附ヲ強請集纏シ各自ノ生計費ニ充タシ其ノ弊害ノ益々增大スルニ至リシヲ以テ左記ノ通り患者ノ一齊検索ヲ斷行シ收容候條此段及報告候也

記

一、日 時

昭和十五年七月九日、同十日兩日午前五時ヲ期シ施行

二、場 所

熊本市花園町字中尾丸同井芹同中尾同深刈島崎町字小山田ノ各部落

三、取締出動人員

警察部各課員及熊本南北兩警察署員合計二〇七名

四、検索患者數

一四六名

五、措 置

檢索シタル患者ハ自勤車ヲ以テ一應九州療養所ニ收容シ、七月九日岡山縣長島愛生園同十日鹿兒島縣星塚敬愛園同十二日岡山縣邑久郡光明園同十四日群馬縣栗生樂泉園へ夫々送致セリ、尙前記部落ノ淨化其ノ他處置ニ付テハ目下相當考究中ナリ

(厚生省豫防局長宛、九州療養所長報告) (昭和十五年七月二十四日)

本妙寺癪部落一齊掃蕩ノ件報告

熊本市本妙寺附近一帶ヲ巢窟トセル癪部落ハ近年ニ至リ療養所逃走ノ浮浪癪全國各地ヨリ娼集シ常ニ出没シテ病毒ヲ散蔓スルト同時ニ社會秩序ヲ紊シ其ノ良風美俗ヲ害シ就中相愛更生會ト稱スル欺瞞的團體ヲ挾ヘ會員ヲ全國ニ派遣シテ寄附金ヲ強要シ其ノ禍害漸ク甚シキモノアリ、我國豫防上ノ最大禍根トシテ之ガ解決ハ朝野ノ翫望措カザル多年ノ懸案ニ有之候處今般機愈々熟シ本省ノ周密ナル御指導並ニ熱烈ナル御支援ト熊本縣當局ノ大英斷トニ依リ茲ニ根本的解決ノ對策成り先づ其ノ第一着手トシテ去ル七月九日午前五時ヲ期シ熊本縣警察部長總指揮ノ下ニ縣關係官、熊本南北兩警察署及九州療養所職員總數二百二十名ヲ以テ本妙寺癪部落一齊ニ強襲シテ駆込ヲ襲ヒ水モ洩サヌ檢査ヲ行ヒ身柄ハ一應「トラック」ニテ順次九州療養所ニ運び構内ニ在ル警察留置所及當所監禁室ニ收容シ、斯くて翌々十一日迄檢査ヲ續行殘存患者ヲ悉ク掃蕩シ合計百五十七名ヲ一網打盡ニ檢査シテ剩ス處ナカリシハ拘ニ近來ノ快事トシテ慶幸ノ至リニ堪ヘズ、然ル處患者ノ收容配置ニ就テハ豫メ本省ノ指示ニ従ヒ長島愛生園、星塚敬愛園ニ各三十名、草津樂泉園ニ十名トシ其ノ餘ハ總テ當所ニ收容致ス豫定ニテ偶々十六年度豫算協議會出席中ノ聯

三〇

合各縣代表者ニ協議致候處熊本縣ノ患者タル本妙寺部落ノ患者收容ニ依ル聯合各縣分擔額ノ増加ハ絕對ニ承認シ難シトノ猛烈ナル反對ニ遭ヒ遺憾ナガラ再び本省ノ指示ヲ仰ギ遂ニ總數百五十七名ノ内非瀕十一名ヲ除キタル百四十六名ヲ長島愛生園ニ二十六名、星塚敬愛園ニ三十一名、光明園ニ四十四名、草津樂泉園ニ三十六名ト夫々配當送致シ重症ニテ送致困難ナル八名ヲ當所ニ收容致シ未感見一名ハ實父ニ引渡シ茲ニ滞リナク終了ヲ告ゲタル次第御座候、而シテ跡處分ニ就テハ縣並市當局ト協力ノ下ニ患者遣家族ノ救護、家屋並動産ノ評價買收等ニ善處シ果敢ノ交際跡地ノ淨化ヲ圖リ禍根ヲ將來ニ残サムル方針ヲ以テ目下活動中ニ有之候

検束者數

回数	日附	男	女	未感見	計
一	七月九日	五四	六	三	六五
二	七月十日	四六	四	二	五三
三	七月十一日	二五	三	一	二八
四		二九	一	一	一一
五		一三四	一二	一	一五七
六		一三四	一二	二	二九

参考

檢束者處分

送致先	日附	男	女	未感見	計
敬愛園	七月九日	一三	一	一	六二
光明園	七月十日	一二	一	一	一七
草津樂泉園	七月十一日	一	一	一	二二
星塚敬愛園	七月十二日	一	一	一	一九九〇
長島愛生園	七月十四日	一	一	一	五五〇
本妙寺	七月十四日	一	一	一	一九四〇
其他	七月十一日	一	一	一	一〇三
計		一	一	一	一五七

(七月二十六日厚生省豫防局長宛九州療養所長私信報告)

(前略)

本件の結果を豫想すれば種々困難なる問題の派生する虞れ多分に有之、從て歴代の警察部長が何うしても決心出来ず荏苒今日に至りたるものに御座候、然るに現山田警察部長は責任と正義の感強き人にて去る五月熊本縣に赴任早々本妙寺のことを申候處早速決意致され、本月六日、本名屬官の來縣を最後に愈々實勤に移る事と相成り七月九日午前五時を期して一齊檢舉の舉に出でたものに御座候、前以て懲戒をすると申しては如何に熊本縣の警察官と雖も當日になりて、病氣缺勤の續出する虞あるため事件を嚴密に附して、當日突然全警察官の非常召集を行ひ愈々出捕ひたるところにて「敵は本妙寺にあり」と云ふ調子にて警察官も今更戻込みも出來ず一同勇を鼓して堂々と乗込み申候、檢束

に取扱る前制服私服の警察官にて各部落毎に巡回に致し置き勝手知りたる者に先づ白墨にて患者の戸口に「目じるし」と患者の數を書かせ置き山田警察部長總指揮に當り警務課長、情報課長、衛生課長、小輔等が參謀格、熊本市南北兩警察署長の率ゆる警察官を本隊として、それに衛生課員、療養所職員等參加、總勢二百二十餘名を以て狩込みを敢行致申候、本妙寺患者は九州療養所、敬愛園其他各療養所の逃走患者多く中には、七八回多きは十回以上の逃走前科の「レコード」、ホルダーもあり、兎角等にも拘にもからぬ連中の密合にて且つ數年來結成せる更生會のリーダー格の連中は一癖も二癖もある兎惡強なるものゝみにて御座候、患者の大部分のものが九州療養所には少なくとも二、三回は厄介になりたるものにて當所職員は皆舊知の間柄從て檢舉に際しては該訓練たる當所職員が警察官と同行して患者に踏み込み患者を指示する役を致し申候、本事件あることを豫想して以前より社會事業方面委員九州教育組合の各方面の方々を第五部隊として具に敵状の偵察をなし置きたる爲め、狀況が手に取る如く明に有且つ丁度其時が全國行脚より患者が全部歸宅致し居ることを探知致し申候、尙今回之の舉の秘密が漏れては一大事、患者を取逃す處なれば檢舉に際して警察官と同行したる時其合が恐かつたと申居り此の間種々なるナンセンスも有之申候、男六五、女五三、未感兒二八、非類一一、計一五七名を狩込みトラック及び患者用輸送自動車にて九州療養所に遊び男は警察留置所女は監禁室に夫々分割收容致し申候、未感兒と申しても多くは貢子にて最近逃走したばかりの五十以上にもなる婆が既に赤坊を抱いて居たり或は御念入りに双生兒の赤坊まで抱いて居るものもあり是れには一同呆れ申候、兎角最高八十二歳の老人から最低生れ立ての赤坊までの百鬼夜行の老若男女百五十名餘を一時に留置したる光景は見物に

て御座候、又検束留置したる日が生憎出産豫定日にて愚園へして居れば出てしまふと云ふ女もあり已むなく病室に移して御産をさせる等の騒を演じ申候、非類と決定したる十一名は直ちに還送致し申し候、琵琶彈き座頭夫婦が舉げられて参り手引きする妻が患者にて之は留置し夫たる座頭を還送せんとしたる處妻と別れては手引きする者がなく早速今日から困るから是非一緒に置いて貰ひたいと動かす、妻との別れを悲しみ悲喜劇も演ぜられ申候、本妙寺に殘留したる家族其他關係者の襲撃、所内患者の動搖の虞あり、晝夜警察官職員にて警戒に當りたるも別に其の氣配なく案外平靜にて御座候、これは警察當局の曾てなき勇敢なる態度と周密なる計劃の結果と存じ候、患者は御指示に従ひ愛生園、敬愛園、光明園、樂泉園の各療養所に送致致し重症等にて輸送に堪へざるもの八名を本所に收容致し申候、常題目と申すお寺の和尚が痴にて今回擧げられて参り早速愛生園に送致致し候處それを傳へ聞きたる門徒信者等（健康者）が「ピックリ」大騒ぎとなり信徒總代が態々愛生園まで和尚に面會に参りたる等のことと有之申候、右の和尚には崇拜の信者多數あり寺も隆盛になり近くお寺を改築する手筈を定め居りたる始末に御座候、去る十四日樂泉園送りを最後として全患者の始末をつけ一安心致申候、今回の徹底的の掃蕩に依り現在にては最早本妙寺には一人の患者もなき状態となり警察當局としても今後は断じて一人たりとも患者を入れざる意氣込みに候、今回の舉に對しては地方民は勿論のこと、市長初め一般市民の感謝は非常なるものにて早速市長縣出身の先輩有志、方面委員地元民代表等が警察部長のところに御禮に参り部長も會ふ人毎に痴の話をされるので近頃は「俺もいよいよ縮部長になつてしまつた」と笑はれ居り申候、（中略）措置としては中尾丸の一部を残して非類者を此所に移轉せしめ他は全部買収して家屋をすべて毀却する計畫の下に患者に遣留しある家具其他の物品は取經めて既に送致先なる各療養所宛發送し患者同育したる鶴豚兎等は時價にて買却して現金を送致し申候この計畫を遂行致すために五萬圓位の豫定にて日下資金調達中に有之本妙

寺又は熊本市癩豫防協會の如きものを設立して縣市並に一般の寄附を募集する手筈に相成既に本妙寺の管長よりは五千圓の寄附申出で有之申候この際徹底的の善後措置を講ぜざれば癩部落再建の處あり、右は急を要することにて場合によつては豫防協會又は報恩會に御援助仰がねばならぬかとも存ぜられ申候、何れにしても山田警察部長が大いに意氣込みおられ候へば必ず徹底的の解決が出来ることゝ信じ申候昨今は本件につき屢々協議致し小生の申すことを同部長もよく聞入られ一同の呼吸がよく合ひたり申候へば大いに力強く感じ申候(後略)

### 癩患者輸送復命書

長島愛生園輸送班

護送者	原田益
醫員	源樂
書記補	地賢
醫務助手	治雄
醫務副手	
熊本北警察署巡査	石原
熊本南警察署巡査	島山
長島愛生園書記	林樂
同	師
看護手	寺
戸	崎幸
同	田
同	助
同	一
同	泉傳
同	雄
同	寬

一、輸送患者二十六名(男十三名、女十名、未感兒三名)

一、輸送日時昭和十五年七月九日午後五時三十分熊本驛發同十日正午愛生園着

#### 一、輸送 狀 態

七月九日未明本妙寺附近ノ癩患者一齊收容斷行九州療養所構内ニ在ル警察部留置場及監禁室等ニ慰安所ノ一部ニ收容セリ。

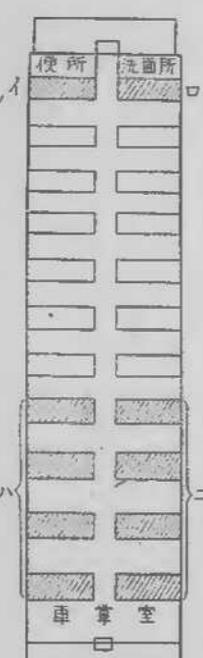
同日收容患者中二十六名ハ長島愛生園ニ收容サルルコトニ決ス。

輸送實施ニハ全職員ヲ二班ニ分チ一班ハ所内ニアリテ收容患者ヲ「トラック」一臺、乗用車二臺ニ分乗ヲ行ハシメ

他ノ一班ハ熊本驛ニ待機シ列車ヘノ便乗及ビ構内ノ監視ヲ行フ如クセリ。

午後四時十五分自動車ヘノ分乗ヲ終了チニ熊本驛ニ向フ午後五時熊本驛ニ到着ス驛前ニテ患者ノ内一、二名不穏ナリシ為警官ニ手錠ノ用意ヲ頼ヒ門司署ニ關門連絡時ノ警戒ヲ依頼セリ驛構内ニ入ルニハ職員一名ニツキ患者二名ノ割ニ監視シ迅速ニ構内ニ誘導ス列車内ニ入ルニハ列車ノ便所ノツケル側ヨリナシ一々人員ヲ點検シツツ乗車セシメタリ。

車内ノ配置ハ左圖ニ示ス如クセリ。



(イ)(ロ) 監護當番者ノ座席  
(ニ)(ロ) 非當番者ノ座席

當番ヲ三組ニ分チ一組ヲ十二時半迄二組ヲ三時迄三時後ヲ三組トセリ

午後十一時門司驛着、驛構内案内掛ノ先頭ニテ前後及周圍ヲ職員監視シツツ聯絡船下段ニ乘船ス

午後十一時三十五分下駄着、他乗客下船後直チニ構内ニ入り乗車ス

午後十一時五十分下駄發

發車後所長殿宛打電ス「關門通過一同無事」十日午前十時岡山驛ニ着ス、下車後直チニ驛前ニ待タシメ患者輸送

用「バス」二臺ニ乗車シ虫明ニ向フ。

虫明着後暫時休憩シ長島ニ向フ。

正午愛生園ニ到着ス。

園長以下多數職員ノ出迎ヲ受ケ患者一同無事愛生園入園ヲ終了セリ。

右復命候也

昭和十五年七月十二日

九州療養所長官崎松記殿

九州療養所  
醫員 原田益雄

癪患者輸送復命書

星塚敬愛園輸送班

護送者

醫員	山下鬼喰
書記補	上村清
醫務副手	上田正
看護婦	猪島クイ
同	脇山正
熊本北警察署巡査	水上タマ
熊本南警察署巡査	竹之内武
星塚敬愛園	猛義子
同	高橋エ
同	猛盛

一、輸送患者三十一名（男十二名女九名未感染兒十名）

一、輸送日時七月十日前十一時十七分熊本驛發同日正午十二時敬愛園着

一、輸送狀況

昭和十五年七月九日早曉熊本市本妙寺附近ニ集團居住セル癪患者ヲ全市警察署員總力ヲ擧ゲテ一齊收容ヲナセル

結果豫期以上ノ多數患者ヲ收容スルコトヲ得タリ、此ノ患者ヲ各地療養所ニソレゾレ收容スルコトナリ 小職ハ國立星塚敬愛園ヘノ輸送擔當ヲ命ぜラレ前記職員ト共ニ其ノ護送ヲナスコトナレリ。

七月十日午前十一時十七分發下リ列車ニ乗車スペク午前九時頃ヨリ輸送用ノ自動車ニ患者ノ乗車ヲ開始セルニ運送巡査ハ異常ニ亢奮スルモノアリテ仲々妙ラザリシモ幸ニ志賀醫員ヲ指揮者トスル發送係員一同ノ努力ニ依リ漸ク全患者ノ乗車ヲ終リ出發準備ヲ完了セリ然ルニ本班ニハ未感染兒童十名アリテ就中五名ハ人工營養ヲナス乳兒ニシテ加之麻疹ニ罹患セル者二名アルヲ發見シ其ノ附添看護ノ爲ニ速ニ看護婦二名ノ追加出張ヲ願ヒタル所許可アリ前記看護婦二名ヲ同道スルコトナレリ

所長殿ノ激励ノ辭ニ送ラレテ本療養所出發途中無事熊本驛ニ到レバ先遣隊ヲ率ヒテ停車場ニ於ケル手筈一切ノ任ニ當リタル岡田醫員ノ指揮ニテ入場此所モ亦無事ニ全員列車上ノ人トナル。

本班ノ患者ハ沖繩、鹿兒島兩縣ニ本籍ヲ有スル者多ク、大部分ハ嘗テ敬愛園ニ收容サレ居タル者ナルヲ以テ愈々發車セル後ハ全員比較的靜穩ニシテ行先ニ就テノ不安ナキ爲カ途中脱走ヲ計リ又暴行ヲ勵ク如キ形勢モナク順次話題モ賑ヒ、鹿兒島縣ニ入ル頃ハ小唄等ヲ歌フ者サヘ見ルニ至レリ。斯くて八代ヨリ肥薩線ニ連結サレ、矢獄ヲ越ヘテ吉松着午後三時二十四分、此所ニテ更ニ高崎ヘノ鐵道線路ニ引込マレ午後五時都城ニ到着、再び志布志方面ヘノ鐵路ニ切り換ヘラレル間約一時間ノ停車時間ヲ利用シテ全員ノ夕食購入ヲナス志布志驛ニテハ又モヤ鹿屋ヘノ線路ニ連結サル爲メ約一時間半ノ停車時間アリ、夜モ全ク暮レ漸ク患者ニモ倦怠ノ色濃クナリタルモノノ如シ。愈々鹿屋ニ到着セルハ午後十一時三十分、此所ニハ多數ノ敬愛園職員出張サレ居タルニヨリ「トラック」及ビ乗用車ニ無事迅速ニ分乗スルコトヲ得タリ、約三十分後全職員出迎ノ中ニ敬愛園到着、無事全輸送患者ノ引渡シヲ完

了セリ。

サテ本輸送ニ當リテ列車中特ニ痛感セルハ途中飲用水、糞便等ノ補給ニシテ輸送車ハソノ性質上多クハ最後後尾ニ連結サル、事多ク、小驛等ニテハ概ネ「プラットホーム」外ニ停車シ而モ井戸、水道、等ニ遠ク驛販賣人モ來ラズ非常ニ不便困難ヲ覺ヘタリ、此場合各驛ノ停車時間ヲ豫メ詳細ニ知リ、又ハ適當ノ次驛ニ前以テ連絡等ノ手段ヲ執リ置ク事必要ナリト考フ、又人工營養ノ温湯、幼兒ノ被服ノ準備ナキタメ意外ニ困惑セル故出來得ベクンバソレ等ノ携行ヲモ用意スルヲ可トス。

尙座席ハ輸送員ハ必ズ便所ト反對側ニトリ置クコト肝要ニシテ小職等ハコレニ失敗セルヲ以テ患者ノ用便ニ傍フ接近通行スルマニ任セリ。

林敬愛園長ハ嘗テ長島愛生園時代自ラ再三金比羅山癩部落一齊收容ノ經驗アリトカ、其ノ折ノ結果ト比較シ今回ノ本妙寺問題好成績ヲ擧ゲタルヲ非常ニ感心サレ、コレニ當リタル人々ノ周到ナル計畫及ビ價重ナル態度ヲ極力推賞シ居ラレタリ、尙所長ヲ始メ本療養所職員ノ並々ナラヌ苦心奮闘ニ對シテハ特ニ厚キ犒ヒト感謝ノ傳言アリタリ、小職等一行コニ無事大任ヲ果シ一同元氣ニテ復命シ得ルモ單ニ所長殿初メ職員各位ノ御援助ニ由ルモノト深ク感激シ居ルモノナリ。

昭和十五年七月

九州療養所

醫員山下鬼喰男

三九

九州療養所長宮崎松記殿

癡患者輸送復命書

光明園輸送班

四〇

護送者	醫員	吉田巳年
	書記補	牧寺
	醫務副手	濱房
	看護婦	森本フル
同	大津警察署巡查	坂口又
同	植木警察署巡查	大津生
光明園主事	桶口健次	
同	布施重	
同	藤宇次	
戶波	一郎治郎	男ヲ一進子

一、輸送患者四十四名（男二十一名女十九名、未感兒四名）

一、輸送日時七月十二日午後五時三十八分熊本驛發同十三日午前十一時一分岡山驛着、同日午後一時光明園着

一、輸送狀況

震地熊本市本妙寺附近ニ集團居住セル癡患者ハ縣當局ノ英斷ニテ一掃サレ其ノ内四十四名ハ光明園ニ送致サルルコトトナリ其ノ輸送ノ命ヲ受ク。

輸送途中必要ナル左記材料ヲ携行ス。

イ、急救材料　注射薬及内服藥

ロ、治療材料　治療用器具綢帶材料

ハ、消毒藥及ソレニ要スル器具、昇汞水、酒精、濕布洗面器、雜巾

ニ、飲料用具　バケツ、ヒシヤク、湯呑五、外ニ團扇五本

本所ヨリ熊本驛ニ至ル間。

十二日午後三時三十分頃ヨリ全職員ヲシテ輸送準備ニ著手ス、全患者ヲ大型「トラック」一臺乗用車二臺ニ分乗セシム、荷物及家ニ残サレタル子供ノ事等ニツキ一、二ノ患者騒ギタルモ之ヲ宥メ午後四時出發ス、途中堀川附近ヨリ暴雨ニ遇ヒ「トラック」ニ乘リタル患者及職員ハ皆ズブ濡レトナリ熊本ニ到着ス。

熊本驛

直ニ自動車ヨリ下シ構内ハ二列縱隊トシテ其ノ前後左右ハ職員ヲ以テ警戒誘導シ上リ「ホーム」ニ至ル、間モナク上リ列車構内ニ入り來リ其ノ最後尾ニ一車輛連結シ之ニ患者ヲ點檢ノ上乗車セシム。便所洗面所側ニ一席監視席ヲ設ケ其ノ次ヨリ患者ノ座席トナス、車掌室側ニ護送者席ヲトリ其ノ境界ニ繩ヲ張リテ境ヲ明カニス全員無事乗車ヲ終リ午後五時三十分、職員多數ノ見送リノ中ニ發車ス

熊本、門司驛間

熊本驛發車後本妙寺前通過ノ際車窓ヨリ本妙寺ニ最後ノ禮拜ヲナセルモノ十數名アリ車内デハ豪雨ニ遇ツタモノ、著換ヘガ一駆ギ之ヲ終レバ各難談ニ入り行先ノ療養所ガ話題ニ上ル夕食ノ辨當ハ熊本驛ニテ購入シ大牟田驛通過後之ヲ給シタ食ヲナサシム鳥柄驛ニテ水ノ補給ヲナス。

患者ヨリ煙草、牛乳、サイダー、ビール、正宗等種々ノ要求アリタルモ各驛トモ品物ナク牛乳ダケ博多驛ニテ貿ヒ子供ニ波スコトヲ得タリ、煙草ハ我々ノ所持セルモノヲ分與セリ列車ハ愈々進ム、本輸送途中ノ難關ハ門司下關間デアリ、患者ハ相當多數ノ荷物ヲ所持セルヲ以テ八幡驛ヨリ車掌ヲ通ジテ門司驛ニテ運搬車ヲ借ル交渉ヲナセシモ不調ニ終ル依テ仕方ナク門司驛ニテハ輕症者ニ荷物ノ運搬ヲナサシムル事トシ午後十一時門司驛ニ着ク、患者ハ一般ニ元氣ナルモ足ノ不自由ナル者二名アリ、コレニハ各附添ラ附シ連絡船ニ至ラシム、荷物モ案ジタル程モナク運搬シアル、午後十一時二十分門司驛發下關ニ向フ。

## 下關、岡山驛間

連絡船ハ午後十一時三十五分下關著直チニ上陸ス、同驛ヨリ驛員連搬車ヲ準備シテ迎ヘラレシヲ以テ萬事好都合ニテ迅速ニ列車ニ移乗スルコトヲ得タリ、此ノ難所特ニ時間ノ餘裕少キニ無事此處ヲ通過シ得タルハ護送者各員ノ一致協力ニヨルモノナリ。

午後十一時五十分下關發車、患者ハ疲勞ノ爲メ直チニ眠ニ入ル、下關ニテ湯茶ノ補充デキザリシ爲止ムヲ得ズ車内洗面所ノ水ヲ使用シ一時ヲ凌グ。

警戒勤務ハ警官一名、療養所職員二名ヲ以テ一組トシ一時間交代トセリ。麻里布驛ニテ車掌ニ賴ミ廣島驛ニテ辨當及茶ノ購入手帳ヲナシ同驛ニテ朝食ヲ攝ラシム、熊本驛ヨリ岡山驛ニ至ル間ニ於テ汽車ニ醉ヘル者男二名女四

名アリ携帶内服薬ハ大部分使用セリ。

列車ガ愈々岡山驛ニ近ヅキタルヲ以テ布施氏ヨリ光明園ニ收容サル、旨ヲ話サレ倉敷附近ヨリ下車準備ニ掛リ午前十一時一分無事岡山驛著光明園職員ノ出迎ヲ受ケ下車ス。

## 岡山驛、虫明間

驛ヨリ虫明マデノ輸送ニハ大型「トラック」二臺光明園、愛生園、輸送車各一臺計四臺ニ分乗セシム、各車共餘裕ガアリ患者モ喜ビ居レリ、虫明マデ九里餘リニテ二時間以上ヲ要スル爲メ斯ク準備サレシトノコトナリ。

午前十一時三十分岡山驛ヲ出發ス、各車ニハ警察官一名及光明園職員ガ乗車警戒ス極口主事布施氏ト小職及森本看護婦ト乗用車ニテ先頭ニ進ミ途中水源地ニテ水ノ補給ヲナセリ、零時四十分虫明光明園船場ニ到着ス。

## 虫明船場、光明園間

船ノ都合ニテ全患者ヲ一度ニ運搬デキザル爲メ二回ニ分チ第一回ハ男患者第二回ハ女患者ヲ乗船セシム、海路十五分ニシテ長島木尾灣内ニ入り患者用棧橋ヨリ上陸セシム、此處ニハ神宮園長始メ醫局員總出ニテ迎ヘラル。茲ニ無事全患者ノ輸送ヲ了リタルハ所長殿初メ全職員及護送員各位ノ御協力ニヨルモノニテ深甚ナル謝意ヲ表スルモノナリ。

右復命候也

癲患者輸送復命書

草津樂泉園輸送班

四四

光北邊里田  
波邊里田上  
後藤川正末久  
片岡正末久道  
松川正末久喜  
林田マツサ喜  
栗山菜一ヨシ  
經田マツサ喜  
井岡正一ヨシ  
間マツサ喜  
竹田正一ヨシ  
田吉正一ヨシ  
上力正一ヨシ  
上吉正一ヨシ  
草津樂泉國員記  
熊本北警察署巡查同  
草津樂泉國員記

一  
轉過思量三十六行，見十七行，這一行，六個兒子力氣都

一、輸送日時七月十四日午後六時四十分熊本驛發

## 一、輸送狀況

要更生會ノ幹部數名ヲ含ミ且ツ輸送距離遠ク護送職員ノ多數ナルヲ見テモ途中事故發生ノ懼レ多分ニ存スルモノト思ハレ其ノ責任ノ重大ナルヲ痛感セリ。

朝來ノ豪雨尙微

時頃ニ至リ雨ハ稍小降リトナル、志賀醫員ノ率ニユル發送係リ職員ニヨリ乗用車二臺大型「トラック」一臺ニ患者ヲ乗車セシメントシタルニ患者中ニ大言壯語シ不穏ノ言動ヲ爲シ乗車ヲ拒ムモノアリテ一時騒然タリシモ漸ク全患者ヲ各車ニ分乗セシムルコトヲ得タルヲ以テ直チニ出發途中無事熊本驛ニ到着ス。

富士警視監員（中席に充て）護送員ハ車掌監制ニ定メ北ノ境界ニハ板ヲ渡シ遮断ス、便所側最後端ノ扉ハ事故防止ノタメ之ヲ閉鎖シ外部ヨリ繋フ以テ結び付ケ開扉ヲ不能ナラシム、便所及洗面所ハ患者専用トセリ。

女モアリ。

發車後暫クノ間ハ車内騒然トシテ止マズ、荷物ノ整理、子供ノ世話ニ多忙ナル者、職員及警官ニ行先ヲ問フ者、残セル吾家ノ處理ニ對ル不安ヲ訴ヘル者、荷物ノ後送ヲ頼ム者、綿帯交換ヲ要求スル者、乳兒ノ牛乳ヲ購求スル者等難然トシテ護送職員モ多忙ヲ極メシモ各々分擔ヲ定メ一々處理ス、患者ノ一人其ノ家族ニ面會セント打電セシモ來ラザリシヲ以テ失望亢奮シ逃走ヲ計ラントシ、又輕症ナル患者ハ一時逃走ノ懼アリシモ全患者次第落付キ午後八時頃博多驛通過頃ハ全ク平靜トナリ無事門司驛ニ著ス時ニ夜十二時門司署警察官十數名ノ護衛アリ、親切ナル驛員ノ案内ニテ無事關門連絡船ノ下段（荷物置場）ニ乘込ム此際逃走ノ虞アルモノハ首ニシテ步行困難ナル者ヲ脊負ハシテ逃走ヲ防止ス。關門海峡モ無事ニ渡船ス船中ニテ門司ノ灯ヲ眺メ名残ヲ惜ム患者モアリ、下關驛ニテハ郵便車ノ次ナル最後尾ニ連結シアル三等車ニ直チニ乗車ス、無事關門通過ノ旨所長殿宛打電ス、患者モ程ナク眠リニ入り職員ハ交代ニテ警護シツ、明朝ノ發車ヲ待ツ。

七月十五日第二日

早曉五時下關驛發車、列車ハ小雨ノ中ヲ各驛毎ニ停車シツ、徐々ニ東上ス。

患者モボツ／＼眼ヲ覺マシ間モナク車内ハ昨日ノ活氣ヲ取リ戻ス、然シ昨日程ノ元氣ハナク稍疲勞ノ色ヲ見ルモ食慾ハ依然旺盛ニテ色々ナ飲食物（牛乳、サイダー、アイスクリーム、團子等）ノ購入ヲ要求スルコト甚ダシク職員ハ各分擔シテ之等ノ買物ヲ儘カノ停車時間ニ東奔西走シ之勞ムルモ時ニハ要求セル品ノナキコトモアリ又其ノ數ノ足ラザル時モアリ一々之ヲ説明シテモ患者ハナカ／＼承知ゼズ不平不滿ヲ鳴ラシ時ニハ非常識極マル無理ナ要求ヲナス聲モアリ、辨當ハ驛電話ヲ以テ豫メ註文シ置キシニヨリ支障ナキヲ得タリ、乳兒用ノ「ミルク」ヲ尋

釋スル白湯ノ補給不能ノタメ止ムヲ得ズ驛賣ノ茶ヲ用ヒタルハ心苦シキ事ナリキ。

患者モ大分退屈シタル故カ酒「ビール」ヲ要求セルモ之ヲ謝絶ス。

綿帶材料ハ餘リニモ患者ノ需用多ク午前中ニ殆ンド使ヒ盡スニ至ル子供二、三名、汽車ニ醉ヒ介抱ヲ要シタル外一般ニ元氣ナリ岡山驛附近ニテ逃走ヲ一時氣遣ハレタルモ事ナキヲ得タリ、其ノ後ハ逃走ノ懼モ薄ラギ京阪モ夕刻ニ過ギ名古屋、濱松、静岡ヲ夜中ニ通過ス、列車ハ準急行トナル。

七月十六日第三日

沿津邊リデ夜が明ケルト雨ハ止ミ青空ヲ見ル、患者モ職員モ健在、下車準備ヲ盡ヘ終ツタ處午前六時二十分東京着、全生病院ヨリ看護長外二名、警視廳等部島田氏以下十數名ノ警察官出張セラレ嚴重ナル警戒ノ下ニ患者ヲ下車サセ直チニ驛ノ地下荷物出入口ニ降リ地下室ニテ暫時休憩ス、厚生省ヨリ本名屬官出張サレ勞ヲ犒ハル（厚生省ニテモ心配サレテ居タラシク草津ヨリノ歸途立寄リシ處待ツテ居ラレテ大變喜バレタリ）全生病院ノ患者輸送車ニテ二回往復シコヽニ完全ニ東京、上野驛間ニ連絡ナル、直チニ所長殿ヘ其ノ打電セリ（驛トノ交渉次第デハコノ間ソノ連絡シ得ルトノコトナリ）上野驛ニテ約一時間待チ午前八時四十分發車ス、此處ニ於テモ警察官ノ警戒嚴重ナリ、今度ハ列車ノ最前部ニ連結サレ一輛ノ車ヲ三等ト二等トニ區割サレアリ患者ハ三等ノ方ニ護送者ハ二等ニ乗車シ中央ノ扉ハ開放セリ、目的地ニ近ヅクニツレ患者ノ要求モ減リ只早ク到著センコトヲ望ム模様ナリ、午前十一時五十分榛川驛著下車、群馬縣衛生課々員一名警察官三名ノ出迎アリ樂泉園ヨリハ輸送用車二臺職員二名出迎アリ、此驛附近ニテ食事ノ豫定ナリモシ連絡不充分ノ爲辨當ハ高崎驛ニ送リアリテ入手マデ相當ノ時間ヲ要スルヲ以テ止ムヲ得ズ「パン」ヲ一時凌ギニ買ヒ與フ、患者モ其ノ旨ヲ告ゲルト食事ヲ待ツヨリ一刻モ早

ク草津ニ到着シユツクリ 温泉ニデモ這入りタキ希望者多キヲ以テ直ニ出發ス、輸送車ニハ主トシテ女子供老人等安全ナル患者ヲ乗セ他ノ乗用車ニハ所謂注意患者ヲ分乗セシメ各車ニ警察官一名樂泉園職員一名宛乗車護衛ス、其ノ他ノ職員ハ他ノ一臺ノ車ニテ先行ス、濱川・草津間約十七里ノ坂路モ事故ナク午後四時三十分樂泉園ニ到着全患者ヲ引渡シテ無事完了シコノ旨所長殿宛打電ス。

本輸送ニ於テ何等ノ事故モ無ク重任ヲ果シ得タルハ之單ニ所長殿初メ全職員及沿線各驛ニ於テ御援助御指導下サレシ各位ノ御蔭ニヨルモノニテ茲ニ深甚ナル感謝ノ意ヲ表ス。

右 夜 命 候 也

昭和十五年七月

九 州 療 養 所  
醫 員 光 田 豊

九州療養所長官崎松記殿

### 第三節 善 後 處 置

患者の検舉に引續いて當然起る問題は大は十數萬の資産を有すると稱せらる所謂譲岐屋を初めとして貸家の幾棟かを所有する連中から小は鍋釜だけの簡単な生活者に至る迄の財産の處置を如何にして片附けるかと言ふことである。この彼等の生活の根據である家屋家財等を根こそぎに處分することに依つて、初めて本妙寺頬部落の根本的淨化は完成したと言ひ得るのである。

山田警察部長もこの點に最初から重點を置いて考究され、患者の家屋はこれを買収して焼却其他適當の方法を執り、家財道具等は出来るだけ荷造りして患者の送致先なる各療養所に送附し、鶏・兎等の生物は時價に見積つて賣却して金に代へて各患者へ送金した。

然して之が實行には相當の費用を要するので取扱へず八月三日に實行機關として熊本市頬豫防協会なるものゝ結成を見ることとなつた。

今これが趣意書並に會則及び事業豫算の内容等を示せば次の通りである。

### 趣 意 書

畏くも、皇太后陛下が豫て頬のことについて深く大御心を憫ませられつあらせられることは國民の既に周く拜承し奉る所でありまして昭和五年の十一月十日には御手許金を賜はつて頬の豫防救護事業を御奨励遊ばされ又患者にも御慰安の資を賜はりましたことは御坤徳の宏大なること唯々恐懼感激に堪へない次第であります。政府に於きましては此の有難き御恩召を體して豫防施設を擴充せられ各地の頬豫防協會の施設と相俟つて本病豫防の萬全を期せられつつあります、然るに本縣に於て未だこの種の豫防施設の機關なく且つ熊本市は從來本妙寺信仰の爲浮浪頬患者が各地より來集して武將加藤清正公廟地の聖域を汚すばかりでなく患者は市内は元より縣内外をも徘徊するの状況であります此様な事では風教上又衛生上甚だ遺憾でありますので、先般警察に於きまして患者を一齊検査を爲し多數病院へ收容したのであります。

所が此の儀放任致しますと再び元に還るの虞れが多分にあるのであります就きましては此の際患者の居住地改善淨

化の目的で色々な處理を急遽行ふ事が緊要事と存せられます。抑も癆豫防の根本は患者から健康の人に病毒の感染するのを防ぐことによりまして患者が全部療養所に這入つて仕舞へばそれで目的が達成せられるのであります。それが爲に今回熊本市に癆豫防協会を結成して市内の淨化を計ることに相成つたのであります。然し本會の目的遂行と實績を擧げますには市民の理解ある御後援なくては到底完遂出来ないと信ずるのでありますから各位の御賛同を希ふ次第であります。

### 會則

- 第一條 本會ハ熊本市癆豫防協会ト稱ス  
第二條 本會ハ事務所ヲ熊本縣衛生課内ニ置ク  
第三條 本會ハ熊本市内ニ於テ癆ノ豫防並ニ撲滅ニ關シ必要ナル事業ヲ行フヲ目的トス  
第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ  
一、熊本市本妙寺附近一帶郷部落ノ淨化改善ニ關スル事項  
二、市内ニ於ケル浮浪痴患者ノ施療並ニ收容ニ關スル事項  
三、癆豫防思想ノ普及ニ關スル事項  
四、癆豫防上必要ナル調査ニ關スル事項  
五、其他本會ノ目的達成ニ必要ナル事項  
第五條 本會ノ事業計畫ハ豫メ評議員會ノ承認ヲ受クルモノトス

- 第六條 本會ノ資金ハ一般有志ノ寄附トス  
第七條 本會ノ資金ハ郵便官署又ハ確實ナル銀行ニ預入之レヲ保管スルモノトス  
第八條 本會ノ經費ハ資金及資金利子其ノ他ノ收入ニ依リ之ヲ支辨ス  
第九條 本會ノ豫算ハ評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ評議員會ノ認定ニ付スルモノトス  
第十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始り翌年三月三十日ニ終ル  
第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
會長一名、副會長一名、當務理事一名、理事四名、評議員若干名、會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス  
常務理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ本會一切ノ事業經營ニ任ジ他ノ理事ハ常務理事ヲ補佐シ會務ヲ處理ス評議員ハ必要ノ場合ニ於テ本會重要事項ヲ審議ス本會ニ書記ヲ置ク、書記ハ會長之ヲ任免ス書記ハ上職ノ命ヲ受ケ本會全般ノ事務ニ從事ス  
第十二條 會長ハ熊本縣警察部長副會長ハ熊本市助役常務理事ハ警察部衛生課長ヲ以テシ其ノ他ノ役員ハ會長之ヲ嘱託ス  
第十三條 本會ニ顧問ヲ置ク、顧問ハ會長之ヲ推薦ス  
第十四條 役員ノ任期ハ總テ二ヶ年トス但再任ヲ妨ゲズ  
第十五條 役員ハ總テ之ヲ無報酬トス  
第十六條 評議員會ハ本會ノ役員ヲ以テ之ヲ組織ス



右の如き豫算内容に依つて

右の如き豫算内容に依つて直ちに實戦に移り、南北兩箇警察者の手に依つて着々と買収、處分の仕事が進むられたのであつたが、周囲の事情に依つて各部落の處分進捗に難易があり、先づ第一番に解決したのは南警察署管内の島崎町小山田、並に深刈部落であつた。この方面は他の細民家庭を混へない癪患家のみの部落だつた關係上割合簡単に買収が出来たのである。検舉後二ヶ月を出でして總てが片着いたのである。

	計	非鳥 類 町住深 家刈
七二		
七一		二〇

內  
卷

二三

地名	世帯数	同姓	棟数	戸数	格
鳥崎町	一六	二八	一一	二七	上
小山田部落	一六	二四	一一	七七	中
中尾丸裏	一六	二一	一一	九〇	下
朝尾	一六	二一	一一	九〇	中
町中尾	一六	二一	一一	九〇	中
園町	一六	二一	一一	九〇	中
花園	一六	二一	一一	九〇	中
同日中牧	一六	二一	一一	九〇	中
同同同同	一六	二一	一一	九〇	中
司町	一六	二一	一一	九〇	中

五四

科 目	本年 累 算 高 低
消 耗 品 費	
通 信 及 運 搬 費	
會 議 費	
事 務 費	
珠 寶 費	
書 訂 費	
及 備 費	
化 印 刷 費	
費 費	
五 五 ○	五 ○ 用紙其ノ他
二 七、七 七 ○	六 ○ 患者ヲ療養所へ送致費
一 五 ○	三 ○ 癫癇防打合ニ付開催會議費
	患者關係家庭一戶貲收費一棟平均三九二四
	豫防印刷物配布

國立公文書館  
National Archives of Japan

参考の爲に患者家屋の見積價格と入札に附した際の落札價格とを次表に掲げる。

氏名番號							
七	六	五	四	三	二	一	
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	株
株	株	株	株	株	株	株	數
見							
積							
價							
格							
七	○	二	○	七	○	一	無
○	○	○	○	○	○	○	三〇
○	○	○	○	○	○	○	月
○	○	○	○	○	○	○	
資本							
家家							
札							
價							
格							
一	五	九	二	七	二	一	二八
二	二	五	一	一	〇	〇	月
二	二	五	一	一	〇	〇	

その困難が作つた。

本草綱目

熊本のかなしき穢土もさよき

昨日今日なやみの人の影をなみ秋の日うらゝ本妙寺道

山 梅 吉

猶此處には所謂資産階級と目されるゝ例の〇〇屋の貸家六棟を初めとして、他にも貸家數軒を所有してゐる患者が居り、或る患者の所有家屋の如きは三棟を以て二千四（土地は別）に評價されてゐるから相当のものである。然し當局の努力によつて大體是等も片附く運びになつた。

卷之三

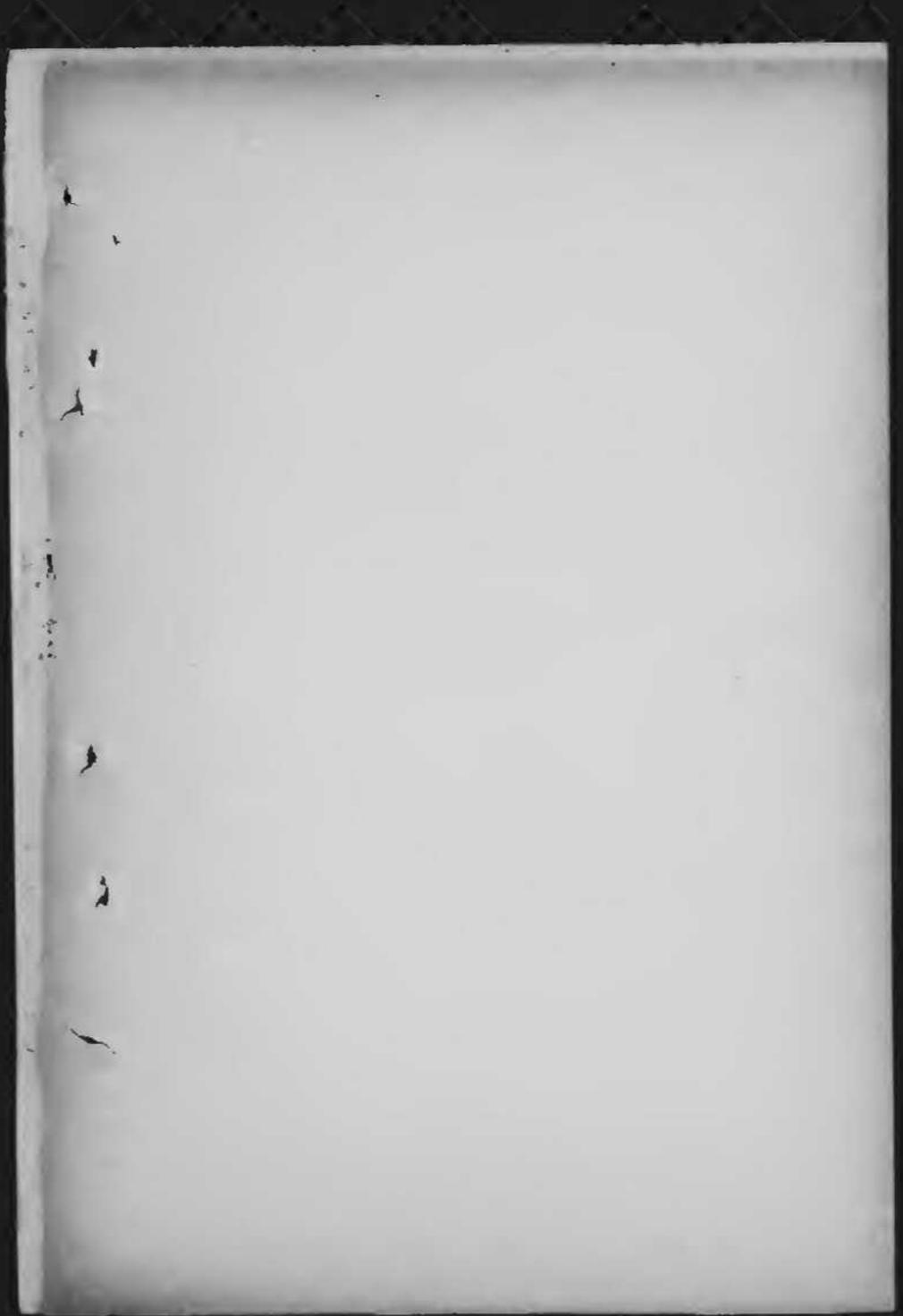
本少守頃部落の赤ひ方ひて

昨日今日なやみの人の影をなみ秋の日うらゝ本妙寺道

卷之三



928



昭和十五年六月

癩二關スル資料

(二)

財團法人 癩豫防協會

929

### 皇太后陛下の瘤患者に對する御仁慈

長くも 皇太后陛下に於かせられましてはかね／＼瘤患者に對し篤き御憐憇を垂れ賜はせられ瘤豫防事業には格別の御輪念を賜はり關係者一同は御仁慈の篤きに常に感激し奉つて居るところであります。

昭和五年の十一月には平常御節約選ばされたる御内帑金を瘤救濟の資として御下賜選ばされたのであります。後述する如く當時の安達内務大臣は御恩召を奉戴して故瀧澤子爵等と協力して瘤豫防協會を設立したのであります。

昭和七年十一月十日には大官御所御歌の會に於いて

「瘤患者をなぐさめて」と題し 御歌

「つれ／＼の友となりても慰めよ

行くこと難きわれにかはりて」

とおよみ遊ばされ、各療養所ではこの御歌を或は御歌牌に或は御額として掲げ奉り職員、患者は日々之を拜し感謝感激してゐる次第であります。

又昭和九年以降年々各地の療養所に對し赤坂御苑の楓の實生の苗木を御下賜に相成つて居るのであります。湯れ承る處に依りますれば之は昭憲皇太后的御印章の若葉に因ませられた趣であります。此の苗を培養し成木の曉には夏は若葉の蔭に憩ひ秋は紅葉の色を貰で昭憲皇太后的御徳を仰がしあよとの深き御恩召に出でさせ給ひし由であります。今日では早きは既に三、四米に成長し美事なる楓の國をなし患者は日々陛下の御恵に浴して居る次第であります。

尙毎年療養所長を御恩召になり親しく患者の日常生活に關して迄御下問を賜り、或は有難き御品を下賜あらせられ殊に本年には御苑に生えました公孫樹の苗木を一鉢宛賜はる等常に御心にかけさせられ迄に畏き極みと只管感激致して居ります。此の如く皇室の御恵に浴し感謝と感激の下に療養生活を送り得ると云ふことは我國療養所の特色であります。

### 我が國の癪患者數

我が國の癪患者は現在一万五千餘（内八千三百收容）と謂はれてゐますが、専門家の推算に依れば二萬前後はあるのではないかと申されておるがこれに對しても異論を持つ専門家もあるのであります。特に多い府縣としては沖縄、鹿児島、熊本、群馬、宮崎、愛知及大阪等であります。この癪は古くからあり、然も相當に流行してゐた模様でこの事實は我が國の救癪史を繙くことにより明に分るのであります。

### 我が國救癪史の概況

聖武天皇の御代（一三八四—一四〇八）に奈良に悲田院を建立され衰れた患者を收容なされた事實があり、降つて寛元年間（一九〇六—一九一九後深草天皇御宇）に「集王歲類人萬餘施食」といふ記載が元享釋書第十三卷に見えており、當時の蔓延の状が分るのであります。鎌倉時代に猖獗を逞してゐたのは、土佐吉光の筆になる一遍上人の繪詞傳に上人が多數の癪患者を集め食を施しておる有名な繪からみても分るのである。

慈性律師といふ人は奈良に十八間戸・鎌倉に癪院を建立し、特に鎌倉の癪院に集つた患者は毎日附近に乞食に廻り忍性律師歿後統制を亂して良民に迷惑を蒙らしめなど謂はれてゐます。足利の末葉に到り十三代將軍義輝の時代の記録によればボルトガル人ルイス・デアルメーダは大分に病院を建て其の一部に癪患者を收容したとあり、兎に角此の時代より信長時代にかけてボルトガル人の來朝と共に基督教が盛に傳道され、從つて救癪の場所も仲々多くなつた模様であります。文祿二年（二二五三年）朝鮮征伐で有名な小西行長の父隆佐も基督教に歸依し、彼が死亡した時師匠のオルガオンチーに頼んで堺に癪病院を建て其處に患者を收容したと謂はれてゐます。文祿四年にはハブティスなる宣教師が長崎に癪院を建て、自分は親しく院内に起居したと傳へられ、同地のラザロ寺院も患者を收容しておりました。慶長の初に例の小西行長は堺の外に大阪、京都、和歌山などに癪收容所を建て更に慶長七年には江戸淺草、廣島にも之を設けたと云ひ、其の頃大阪だけでも四ヶ所四百人、京都でも五、六ヶ所三百人位の收容設施があつたとしてあります。

斯様に足利、豊臣の時代には救癪施設が意外に振つたのであるが、其の後徳川時代に到り、基督教を禁止し是等基督教の寺院を破壊し、其の經營するものを全部潰滅せしめた爲に自然是等の癪收容所も破壊され、救癪は中絶され幾多の患者は全國の神社、佛閣等に浮浪徘徊するに到つたのであります。若し徳川幕府にして此の癪の收容施設だけは破壊せず保護續行されたら我が國の癪も今日の如く多數ではなかつたと斷言することが出来ます。徳川時代はかうした事情で癪は増加するも減少はしないと云ふ狀態であり、近世に至るまで癪の蔓延を捨て置いたと申してもよい位であります。明治初年の患者數は一五萬とも稱されており、人見と云ふ軍醫が山口縣下の某村で壯丁検査を行つたら、來た九名の青年が全部百症な癪であつたと云ふ報告があり、明治二十四年の壯丁検査に於ける壯丁中の癪患者は千人

に付き一・七人と報告されて居ります。斯やうな材料によつて推算すると癪患者は十萬人以上もあつたかと想像し得るのであります。斯の如く多數の患者を持ちながら明治に入つてからも格別な豫防事業は行はれず、漸く少數の内外の奇特な宗教家により救助が行はれたに過ぎません。

明治二十二年佛の宣教師テ・ストウキドは静岡縣御殿場附近に神山復生院を建設し布教と救癪に着手され、次に熊本市にはハンナ、リデル娘によつて回春病院が建てられました。リデルさんは英國の貴族の娘であり、傳道の爲に米朝して熊本市に至り清正公に額く多數の患者をみて感激し、一生を本邦の救癪に捧げられた方であります。同じ頃東京の目黒に慰慶園が設立され、明治三十一年には待勞院が熊本に創立せられ、明治三十九年には身延深教院が綱脇龍妙氏により創立せられたのであります。

癪豫防事業に一番大切な事は患者の隔離でありまして患者の収容が唯一無二の方法であり、是等の宗教家が慈善事業として行つた事が醫學的の癪豫防に合致した事が極めて幸福な事であつたのであります。

## 外國の癪の流行史

外國に於ける癪の歴史も實に古いもので有史以來とされ、エジプト、印度、支那をその三大根源地と見ております。印度、支那の癪は今尙猖獗を極めており、フィリピン、哇布、ジャバ等南太平洋の諸島にあり、更に南米ナルチル方面にも相當に存在致します。エジプトの癪は一部アフリカに流行し、今も相當に濃厚な分布をみておりますが他は西紀元前六〇〇年頃ペルシャに流行し次でギリシヤ、ローマに這入つて來たと稱されており、其頃は未だ地中海沿岸のみでありますたが、十字軍の遠征によつて中部歐洲へ蔓延したものと考へられており、五世紀頃に歐洲でも相

當な流行があり、兎に角一五、六世紀頃までも可成多數患者の發生を見たものであります。是等流行の狀態を窺ふ事の出来る資料は當時の繪畫であつてウヰーンの美術館に陳列されたベーテル、ブルニー・ゲルの繪やハンス、ホールバインの繪がそれであります。前者は市井雜沓の圖でこの中に確に癪と思はれる患者が徘徊してゐるし、後者はエリザベス女の圖で、聖女が癪患者を勞つてゐる様子を現はしたものであります。斯く盛に流行致しました疫病も西歐に於ては十七世紀頃から漸次減少し、一九世紀には益々減少して今は殆んど無癪の域に達しております。英、米獨、佛等には癪患者は殆どなく、若干あるも異民族で他國から輸入されたものであります。諸國の如きも十九世紀頃には二六〇〇人の癪があつたものが、二十世紀の初めには二四三人になり、一九二五年には僅かに十餘名となり已に無癪の域に達して終つたのであります。かく歐米諸國では一足先に癪の豫防事業には成功して居りまして、このことは我が國としては良き手本で倣はねばなりません。

## 癪が遺傳に非ざる根據

癪が遺傳病でなく傳染病なることは一八七一年に諸國の醫學者ハンゼンが癪菌を發見するに當り、從來の遺傳説は破れ、傳染説が信ぜられ、只今も此の説が正しきものとされてゐます。實際に癪患者に生れた子を生後直に隔離して保育すれば健康兒として育つのであります。癪の根絶には患者を隔離して療養せしむることが一番良い方策であるのであります。

癪が遺傳であると信じ、傳染であるを知らない向はは案外多いものであるが、これは癪の傳染力が非常に緩慢で長年同居してゐる妻や夫に感染しない爲に誤つて血統であると考へてゐるのであります。人體感染の有名な一例を申上げ

ますと布哇のモロカイ島には癩患者が一萬位あるのであるが、彼地にカソリックの修道僧ダミエン、デエザエスターが三十三歳で救癩の念願に炎えて渡來し患者と共に起居し神の國建設に心血を注いだのであつた。然るに丁度十二年同四十五歳の時、癩の症狀が現はれ、醫師から癩と決定され四十九歳でその聖なる生涯を終つてゐますが、このダミエン僧正に感激してジョセフ、ダットンと云ふ青年が一八八八年にモロカイに渡り、ダミエンに師事し、その看護に盡したが此のダットンは癩に感染することなく七十九歳の天壽を全ふし昭和七年に逝去しました。斯く癩は傳染病ではあるが、仲々感染し難い病氣でもあります。但し幼い者が患者と一緒に居るのは極めて危険であります。

### 癩豫防施設の概況

現在の癩豫防施設と改しまして第一は療養所であります。國立療養所として六ヶ所その收容定員三六二八人であり、公立即ち府縣聯合で設立したものは五ヶ所で四二一〇人を收容することが出来ます。我が國で政府が本格的に癩豫防に乗り出したのは明治の末で明治四十年に癩豫防法が公布され其の際前述の府縣聯合立の療養所が建設されたのであります。この公立の現在の所在地は關東地方は東京の東村山にある全生病院、東北地方は青森市郊外の北部保養院、近畿地方は長島の光明園、四國地方は瀬戸内海の大島にある大島療養所、九州地方は熊本市外の九州療養所であり皆豫防の第一線に立つて盛に活動してゐます。大正年間はこの事業も大した進歩をみませんでしたが、昭和五年頃になつて本事業は一大飛躍を致しました。それは長くも皇太后陛下が本事業に對し特に御仁慈を垂れさせ給へ、昭和五年に多額のお手許金を本事業助成の爲に御下賜になり政府ではこの御下賜金を中心にして豫防協会を設立し、現在政府の外席團體として盛に活動をしております。

別表(一)

各療養所收容床數一覽表（昭和十五年一月一日現在）

療養所名	所在地	（一萬床計費以 上未）	現況	（一萬床計 費完成後）
長島愛生園	岡山縣邑久郡雲掛村	一、二〇〇	一、二〇〇	一、四五〇
栗生樂泉園	群馬縣吾妻郡草津町	三〇〇	七五三	九七五
坂塚教愛園	鹿兒島縣肝屬郡大姶良村	三〇〇	八二五	一二五
東北新生園	宮崎縣都農郡新田村	一	四〇〇	六〇〇
福知愛樂園	沖縄縣國頭郡羽地村	一〇〇	二〇〇	四五〇
宮古療養所	沖縄縣宮古郡平良町	一	三〇〇	四九〇
小計		一、九〇〇	三、六二八	四、九〇〇

第一區全生病院	東京府北多摩郡東村山村	一一〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
第二區北部保養院	青森縣東津輕郡新城村	五〇〇	五〇〇	五〇〇
第三區光明園	福山縣邑久萬葉掛村	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
第四區大島療養所	香川縣木田郡庵治村	五一〇	五一〇	六五〇
第五區九州療養所	熊本縣菊池郡合志村	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
小計				
慰慶園	東京市日暮區下日暮九五六	一一三	四、二一〇	四、三五〇
瑞バルナバ醫院	群馬縣吾妻郡草津町	二〇〇	二〇〇	二〇〇
財團法人私立復生病院	群岡縣駿東郡富士西町	一五〇	一五〇	一五〇
身延深敬病院	山梨縣南巨摩郡身延町	一三〇	一三〇	一三〇
熊本国立春病院	熊本市黒姫町	一〇〇	一〇〇	一〇〇
得労院	熊本市島崎町	八五	八五	八五
財團法人癌預防協会患者相談所		四三五	四三五	四三五
小計		七、二二三	九、〇五一	一〇、四六三
合計				

## 所謂一萬床計畫に就て

我が國の癌患者收容施設は昭和十一年の末に於て官公私立を全部合計して七千床であつた。然るに我が國の癌は一万五千餘あり病毒播種の成あるものを收容するだけでも一萬床は必要であつたのであります。

財團法人三井報恩會はこの事を聞き三千床分の建設費寄附を申出でたので、政府では之を受理することに決定し、昭和十二年の春二百九萬餘圓の寄附を受け直に癌收容施設の三千床増設を計畫したのであります。從來の七千とこの三千床で丁度一萬床になるのであります。

當時樹立されたる三千床擴張計畫は別表(二)の如きものであります。

別表(二)

三井報恩會ノ寄附ニ依リ癌療養施設三千人擴充計畫

所	別	擴充計畫			員
		既設	昭和十二年度 擴張	昭和十三年度 擴張	
栗生樂泉園		三〇〇	四〇〇	四〇〇	
星探敬愛園		三〇〇	四〇〇	一二五	
東北國立癌療養所	(現在新設)	四〇〇	四〇〇	八二五	
中部國立癌療養所	(現在新設)	一〇〇	一〇〇	八〇〇	
宮古療養所	(現在新設)	一〇〇	一〇〇	八〇〇	
	計	八〇〇	八〇〇	八〇〇	

冲縄羽地療養所		新設		二五〇	
(國頭愛美園)		計		二五〇	
小	長島愛生園	小	長島愛生園	小	長島愛生園
九九〇	四、一一〇	七〇〇	一、一九〇	六五〇	一、二〇〇
九九〇	九九〇	六、三〇〇	一、一五〇	三、〇〇〇	四、一〇〇
九九〇	九九〇	一〇、〇〇〇	六五〇	一、一〇〇	六、三〇〇
九九〇	九九〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
九九〇	九九〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

然るに中部療養所に關しては適當なる敷地のなき事と物資の調達困難なる事情、豫算の關係等より之を中止して之を他の既設の國立療養所に分割増設の事と決定したのであります。

其の分割擴張計畫は別表三の如くである。この所謂一萬床計畫は二六〇〇年を期し完成する豫定になつてゐるのであります。

別表(三)

三千床擴張計畫現況便覽 (昭和十五年五月一日現在)

療養所名	實施済	本年度實施豫定
長島愛生園	四五三床	二五〇床
東國愛生園	五二五床	二三二床
北國愛生園	二五〇床	三〇〇床
古都愛生園	二五〇床	二〇〇床
新潟愛生園	一〇〇床	一〇〇床
愛媛愛生園	一、九二八床	一、〇七二床
計	六〇〇(一部ハ尚實施中)	

癆療養所の生活

官公立の癆療養所は何れも數萬坪乃至十數萬坪の擴大なる敷地を有して居りまして、近代醫學の粹を集めた病院ではあります。其の生活状態からみれば村と云ふた方が適切なもので、先に申し上げました如く皇室の有難き御恩の下に其の療養生活を感謝と感激を以て營んで居るのであります。どうか癆防に關心を待たる方には一度最寄りの療養所の御參觀を願ひたいと存じます。

特に一言申上げたいのは何處の療養所でも患者たちが編輯印刷した機關誌を發行政して居ります。患者は治療の餘

暇に農耕、作業、文藝、嗜好等に樂んでゐるが、特に是等癪患者の文學は仲々優秀なものがあつて北條民雄君や明石海人君の如きがあります。今此處に明石海人君の短歌一、三を紹介しますれば

皇太后陛下癪者を慰めての御歌並に御手許金御下賜記念の日遙に大宮御所を拜して

そのかみの悲田施薬のおん后今も坐すかとをろがみまつる

みめぐみは言はまくかしこ日の本の癪者に生れてわが悔むなし

眼痛み、旬日の後眼帯をはづせば視力已になし

妻拭へども拭へども去らぬ眼のくもり物言かけて聲を呑みたり

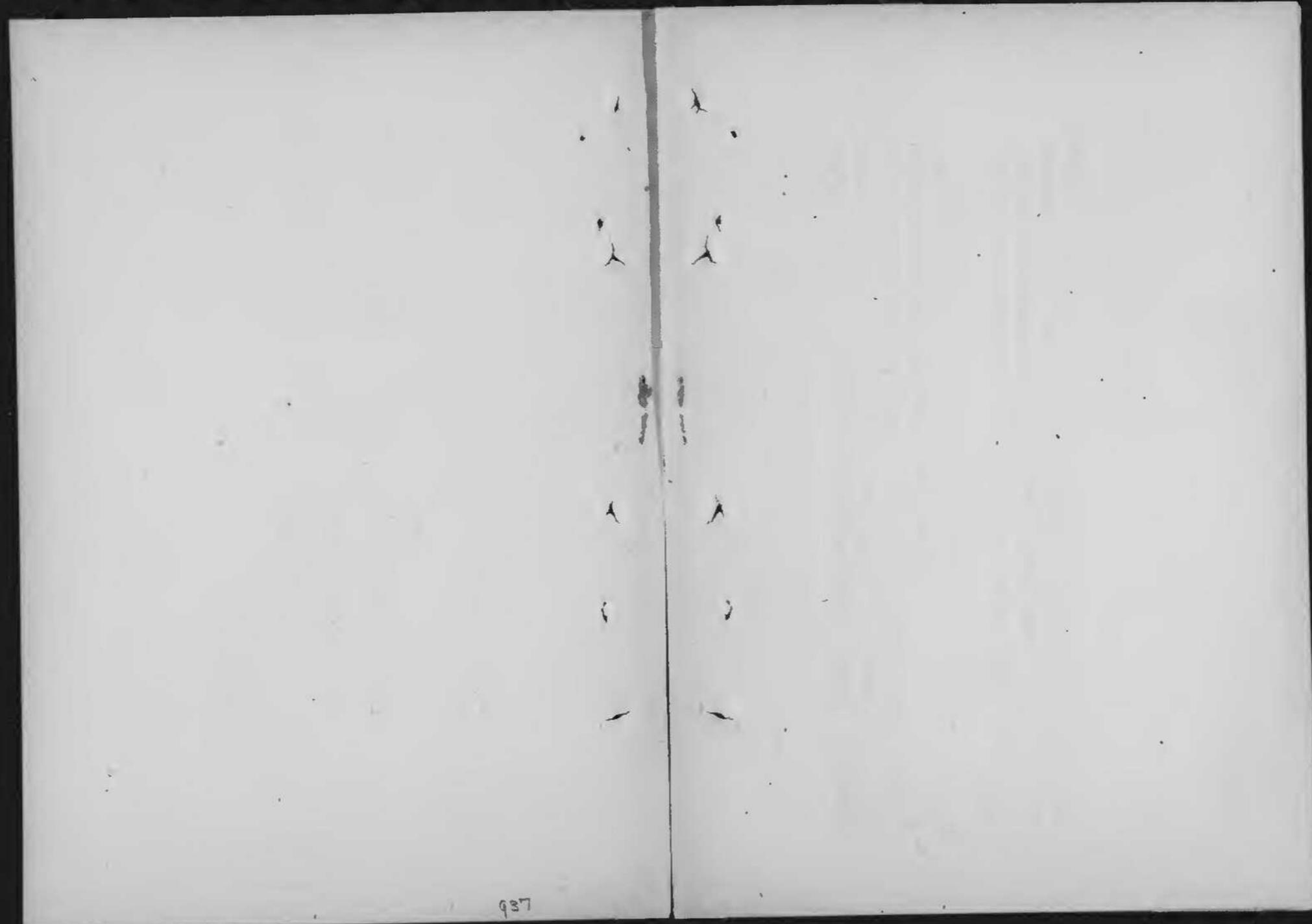
妻子を守りて終らむといふ妻が自身には忍みつゝなぐさまなくに尚ほ隣れたる文士、歌人、俳人等が少くないのであります。先年その選を終つた新萬葉集に入選した癪患者の短歌は實に一八三首もあります。是等の人々が病苦に打ち勝ちつゝ崇高な文藝に生きて行く有様は敬服すべきものと存じます。

世間では癪患者は乞食か強請でもして世を遺恨みしながら惡事で暮す如く考へる人があります。それはこの病氣に罹れば地位も名譽も希望も一時に失へ、剩へ近親家族等からも嫌はれ故郷を追はれ天涯孤獨の浮浪生活をしてゐる者が多いので、悪い事を働くものも多いのであるが、彼等とて人間であり、この始めは全て善人であり、決して悪人が多いと云ふ譯でありません。實際に本病に罹り人生をあきらめ、文藝等に精進して立派な文士、歌人となる例は多々あるのであり、斯の如き人々は常人の及ばざる心境を持つてゐます。

## 結語

近來救撫の熱意が段々育まつて參り朝野の間に一日も速かに我國から此の忌はしい病氣を無くし國民の健康の安全を保たうではないかと云ふ聲が熱心に唱和せ事られて參りました事は何と申し上げても喜ばしいであり、特に本年は二六〇〇年に當り政府でも癪患者の數を精密に調査する事になつてゐるさうであります。其の結果も本年の末には明になる筈であるが、兎に角本病の根絶は我等の文化的な使命であります。

東亞の盟主たる我が國に癪の多いことは上よりの御仁慈に對し御答へ奉ることもならず他方外國に對しても國辱的な數字であると存ずるのであります。癪の多い國が印度、支那、フィリッピン、布哇等主として極東の地方であり、癪の醫學的研究の完成並に豫防解決の指導は我が國の使命であると存じます。此の際皆様に御願ひ申上げたいことは癪に關する正確なる智識を得られると同時に患者に對しより一層深い御同情を寄せられ、専門療の恩恵に與らす未だ自宅に療養してゐる多數の患者に一日も早く入所を勧め恩恵の手に沿てるよう御協力を切に御願ひしたい次第で御座います。



昭和十五年六月十日 印刷  
昭和十五年六月十三日 発行

東京市麹町區大手町二丁目七番地

厚生省豫防局内

財團法人癩豫防協會

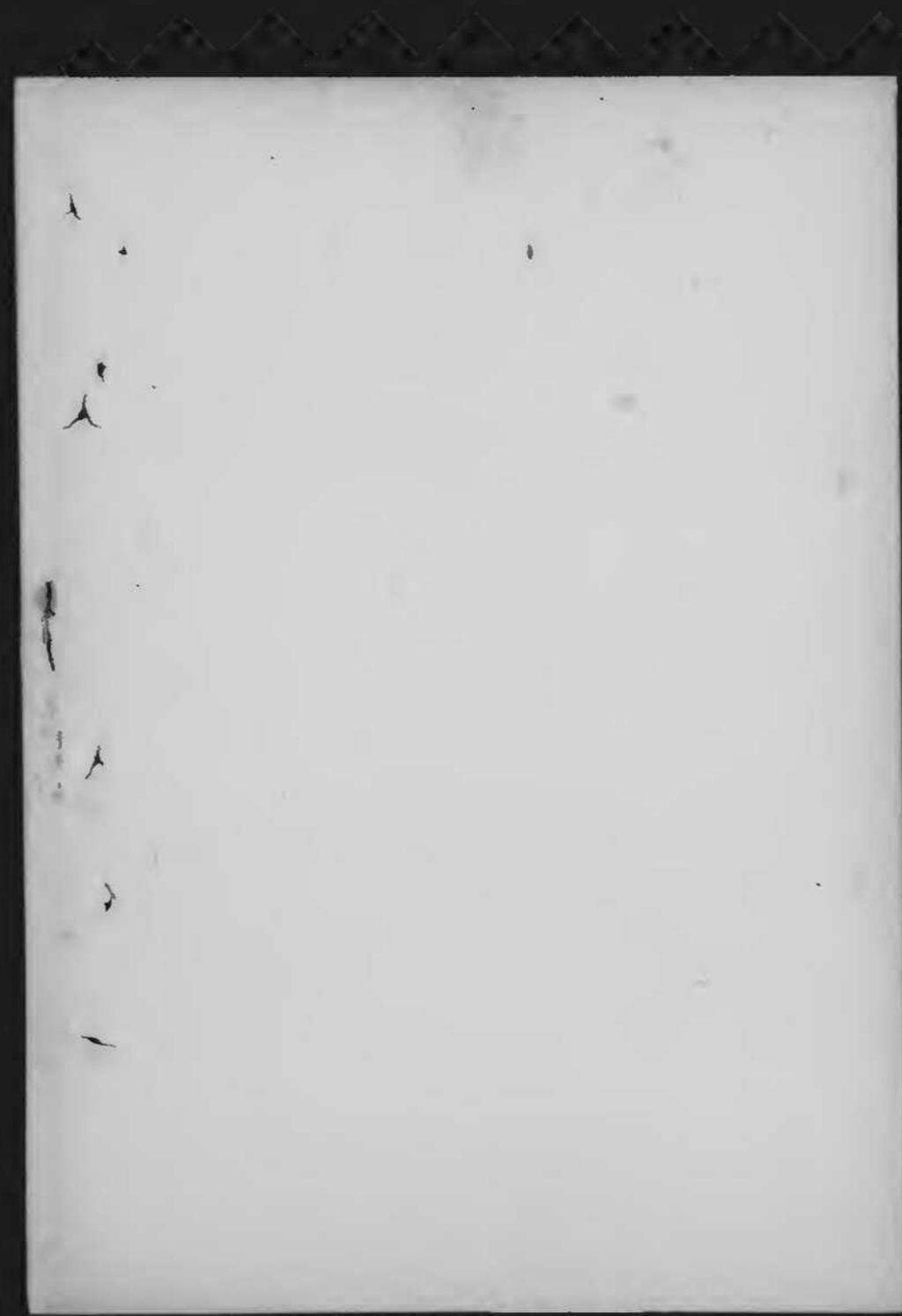
東京市芝區田村町五丁目五番地

印刷者 阿部留治

東京市芝區田村町五丁目五番地

印刷所 月山社

電話芝4-1381番

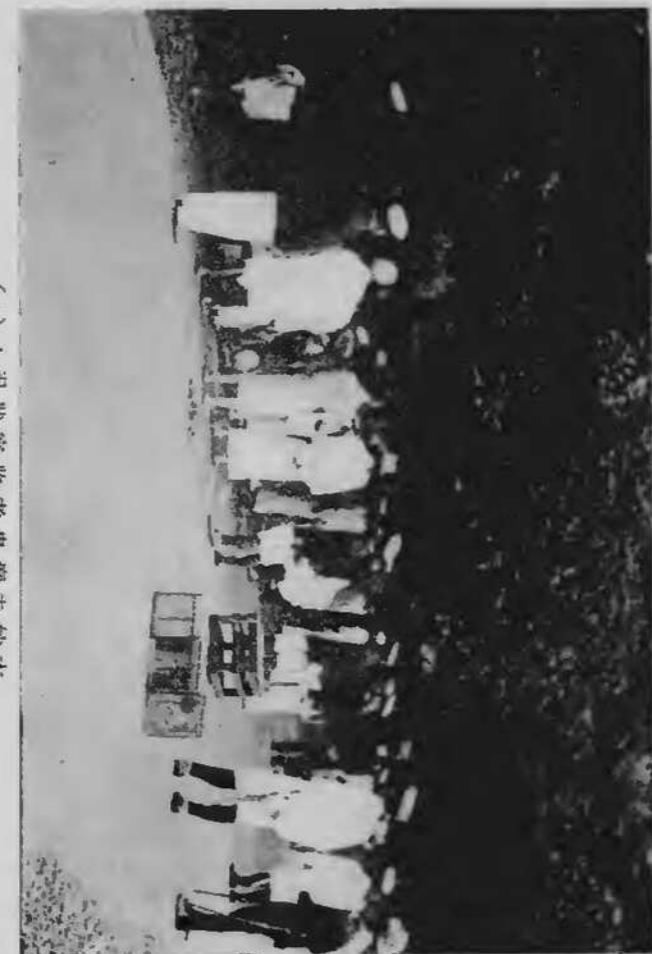


最近癩豫防事業の一、二、三に就て 資料(三)

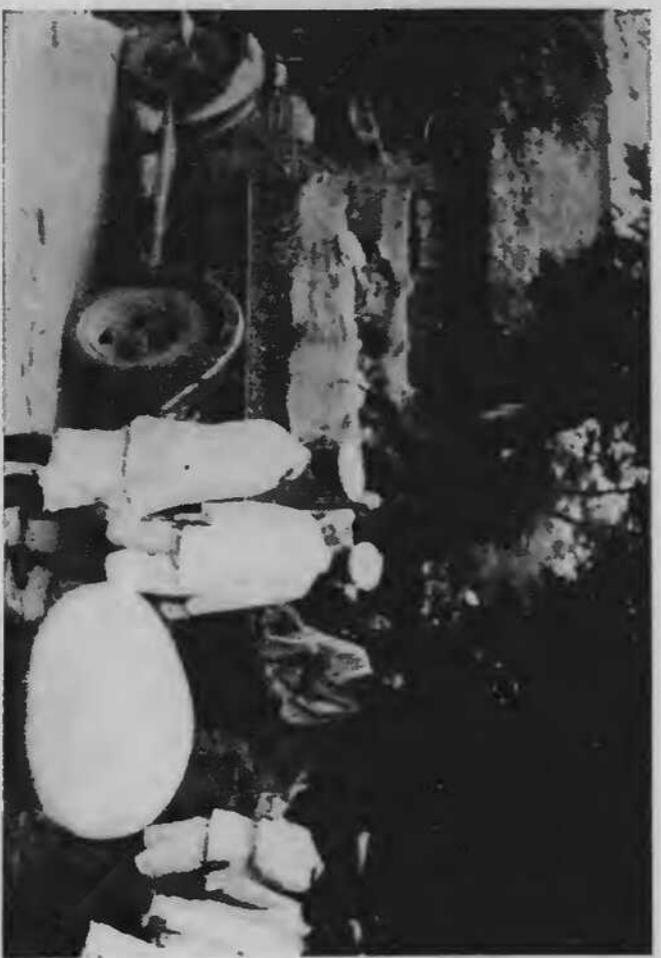
財團法人 癩豫防協會



官係容收者思願寺妙本



(一) / 沈狀容收者惠贈寺妙本



(二) 混狀奉收者思相寺妙本

## 最近癲豫防事業の一、二、三に就て

—) 痛患者數調查準備調查成績  
(昭和十五年三月三十一日現在)

## (一) 癲患者數調查準備調查成績

一九〇〇年思音集

内地に於ける癲患者數調  
(昭和十五年三月三十一日現在)

計せるものである。

内地に於ける官公私立頬瘡養所收容患者數調  
(昭和十五年三月三十一日現在)

年 齡	組別	總數	合計
一十五歲	一五	六一〇	
十六歲	六一〇	二二一五	
十七歲	二二一五	一九一〇	
十八歲	一九一〇	三一五五	
十九歲	三一五五	二七七五	
二十歲	二七七五	三一三五	
二十一歲	三一三五	二四四五	
二十二歲	二四四五	一九一七	
二十三歲	一九一七	一五五五	
二十四歲	一五五五	一三一七	
二十五歲	一三一七	一〇一四	
二十六歲	一〇一四	八〇一四	
二十七歲	八〇一四	六一〇四	
二十八歲	六一〇四	四一〇四	
二十九歲	四一〇四	二一〇四	
三十歲	二一〇四	一〇一四	
三十一歲	一〇一四	五五五五	
三十二歲	五五五五	三一三五	
三十三歲	三一三五	一九一七	
三十四歲	一九一七	一五五五	
三十五歲	一五五五	一三一七	
三十六歲	一三一七	一〇一四	
三十七歲	一〇一四	六一〇四	
三十八歲	六一〇四	四一〇四	
三十九歲	四一〇四	二一〇四	
四十歲	二一〇四	一〇一四	
四十一歲	一〇一四	五五五五	
四十二歲	五五五五	三一三五	
四十三歲	三一三五	一九一七	
四十四歲	一九一七	一五五五	
四十五歲	一五五五	一三一七	
四十六歲	一三一七	一〇一四	
四十七歲	一〇一四	六一〇四	
四十八歲	六一〇四	四一〇四	
四十九歲	四一〇四	二一〇四	
五十歲	二一〇四	一〇一四	
五十一歲	一〇一四	五五五五	
五十二歲	五五五五	三一三五	
五十三歲	三一三五	一九一七	
五十四歲	一九一七	一五五五	
五十五歲	一五五五	一三一七	
五十六歲	一三一七	一〇一四	
五十七歲	一〇一四	六一〇四	
五十八歲	六一〇四	四一〇四	
五十九歲	四一〇四	二一〇四	
六十歲	二一〇四	一〇一四	
六十一歲	一〇一四	五五五五	
六十二歲	五五五五	三一三五	
六十三歲	三一三五	一九一七	
六十四歲	一九一七	一五五五	
六十五歲	一五五五	一三一七	
六十六歲	一三一七	一〇一四	
六十七歲	一〇一四	六一〇四	
六十八歲	六一〇四	四一〇四	
六十九歲	四一〇四	二一〇四	
七十歲	二一〇四	一〇一四	
七十一歲	一〇一四	五五五五	
七十二歲	五五五五	三一三五	
七十三歲	三一三五	一九一七	
七十四歲	一九一七	一五五五	
七十五歲	一五五五	一三一七	
七十六歲	一三一七	一〇一四	
七十七歲	一〇一四	六一〇四	
七十八歲	六一〇四	四一〇四	
七十九歲	四一〇四	二一〇四	
八十歲	二一〇四	一〇一四	
八十一歲	一〇一四	五五五五	
八十二歲	五五五五	三一三五	
八十三歲	三一三五	一九一七	
八十四歲	一九一七	一五五五	
八十五歲	一五五五	一三一七	
八十六歲	一三一七	一〇一四	
八十七歲	一〇一四	六一〇四	
八十八歲	六一〇四	四一〇四	
八十九歲	四一〇四	二一〇四	
九十歲	二一〇四	一〇一四	
九十一歲	一〇一四	五五五五	
九十二歲	五五五五	三一三五	
九十三歲	三一三五	一九一七	
九十四歲	一九一七	一五五五	
九十五歲	一五五五	一三一七	
九十六歲	一三一七	一〇一四	
九十七歲	一〇一四	六一〇四	
九十八歲	六一〇四	四一〇四	
九十九歲	四一〇四	二一〇四	
一百歲	二一〇四	一〇一四	

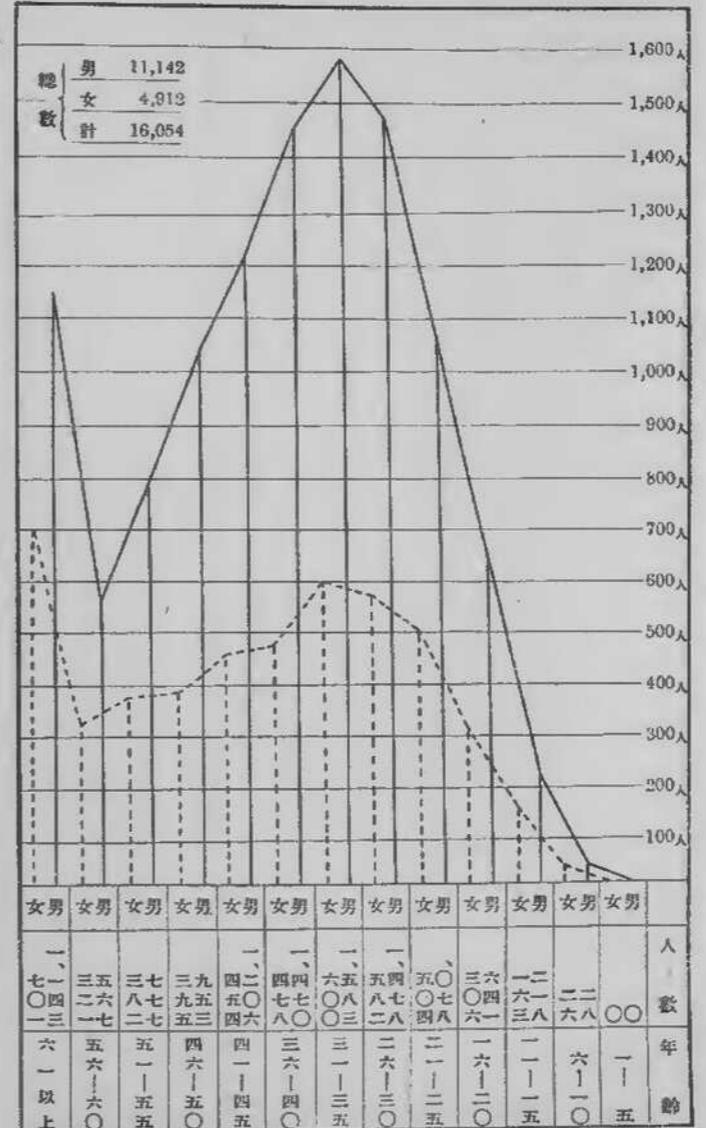
廳府縣に於ける瘤未收容患者調  
(昭和十五年三月三十一日現在)



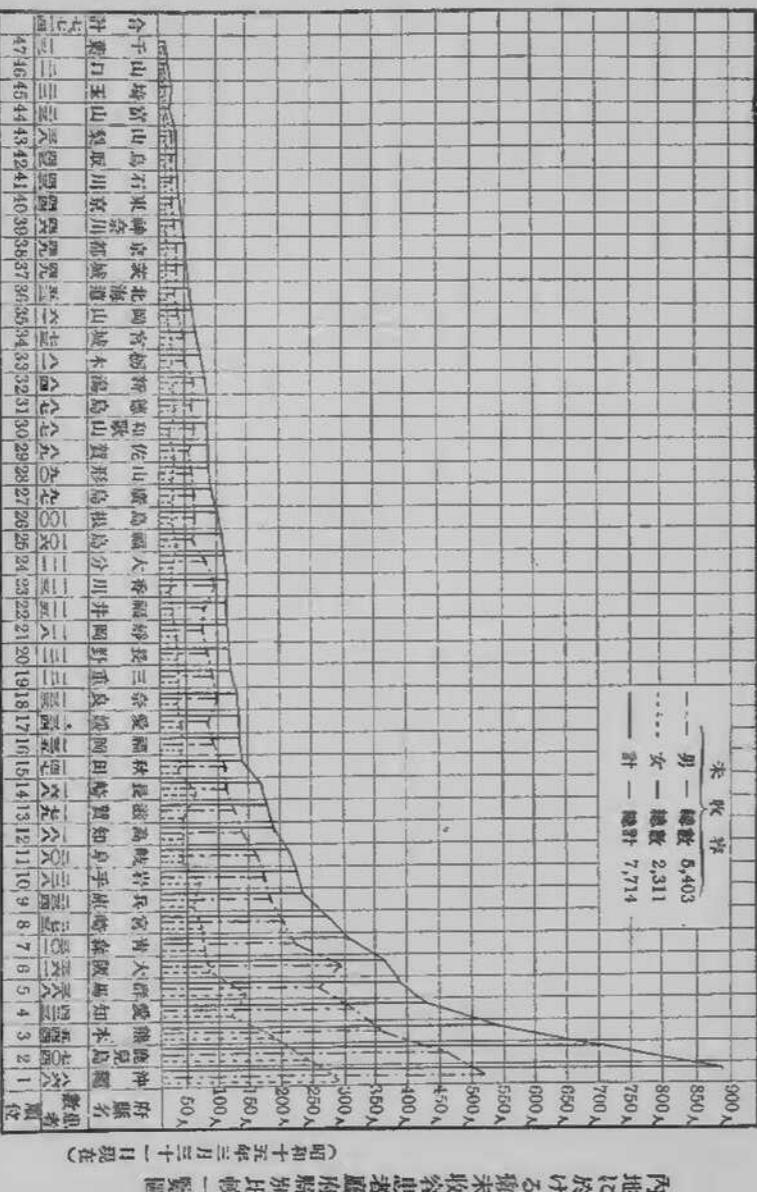
946

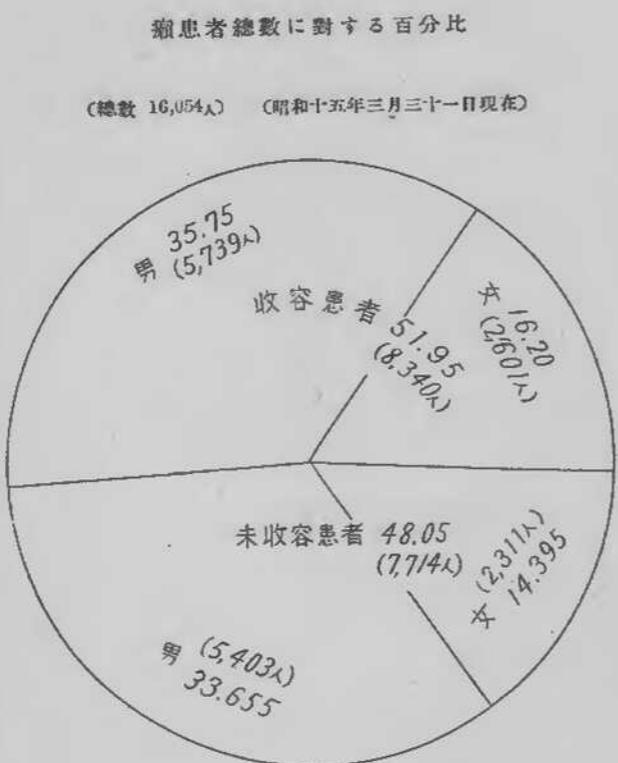
内地總人口に對する内地に於ける癆患者數比較表

内地に於ける癪患者男女年齢別比較一覧表（内地のみ）（昭和十五年三月三十一日現在）

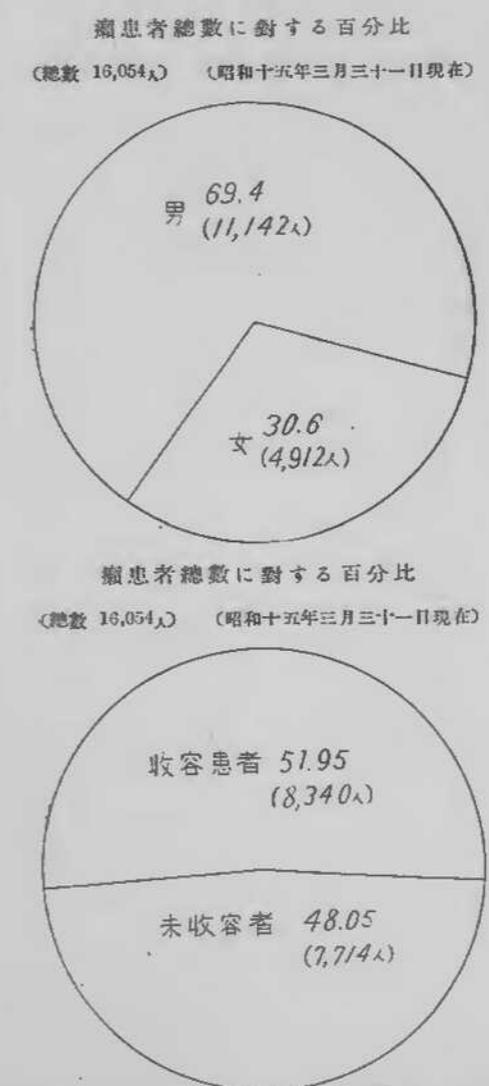


未收容者  
男 — 総数 5,403  
女 — 総数 2,311  
計 — 総数 7,714





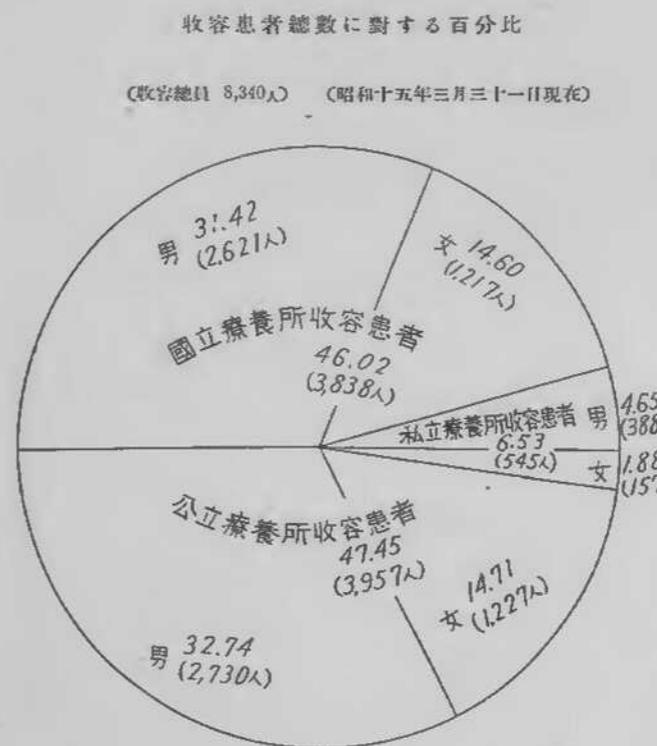
内地に於ける癲患者の收容、未收容、男女別比較圖



内地に於ける癲患者の男女別、收容、未收容別比較圖

府県名		昭和十年調査額未收容患者数と昭和十五年調査額未收容患者数との比較	
府県名	昭和十年三月末未收容患者	昭和十五年三月末未收容患者	比較の差減(△印は増)
東北地方	1,217人	1,217人	△△△
関東地方	2,621人	2,621人	△△△
中部地方	3,838人	3,838人	△△△
近畿地方	3,957人	3,957人	△△△
中国地方	545人	545人	△△△
四国地方	1,571人	1,571人	△△△
九州地方	1,227人	1,227人	△△△
沖縄地方	1,88人	1,88人	△△△
北海道	465人	465人	△△△
その他	6.53人	6.53人	△△△
合計	8,340人	8,340人	△△△

947



内地に於ける官公私立療養所收容患者の男女別比較圖

昭和十五年調査癪患者總數と昭和十年調査癪患者總數との比較		府縣名	合計			
未收容患者	收容患者		冲	鹿	宮	佐
昭和十五年三月末現在患者總數	昭和十年三月末現在患者總數	未收容患者	九四	五七	三三	一五
收容患者	計	收容患者	九四	五七	三三	一五
計	未收容患者	九四	五七	三三	一五	一五
九四(未收容者)	九四(未收容者)	九四	五七	三三	一五	一五

昭和十五年調査癪患者總數と昭和十年調査癪患者總數との比較		府縣名	合計			
未收容患者	收容患者		冲	鹿	宮	佐
昭和十五年三月末現在患者總數	昭和十年三月末現在患者總數	未收容患者	九四	五七	三三	一五
收容患者	計	收容患者	九四	五七	三三	一五
計	未收容患者	九四	五七	三三	一五	一五
九四(未收容者)	九四(未收容者)	九四	五七	三三	一五	一五

昭和十五年調査癪患者總數と昭和十年調査癪患者總數との比較		府縣名	合計																		
未收容患者	收容患者		大	福	高	愛	香	德	和	廣	國	島	富	石	福	秋	山	青	岩	宮	長
昭和十五年三月末現在患者總數	昭和十年三月末現在患者總數	未收容患者	九四	五七	三三	一五															
收容患者	計	收容患者	九四	五七	三三	一五															
計	未收容患者	九四	五七	三三	一五																
九四(未收容者)	九四(未收容者)	九四	五七	三三	一五																

府縣名	昭和十五年三月末現在患者總數			比較の差減 (△印は増)
	未收容患者	收容患者	計	
福島県	八〇	一〇〇	一八〇	△〇
宮城県	九〇	一〇〇	一九〇	△〇
岩手県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
青森県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
秋田県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
長野県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
岐阜県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
愛知県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
三重県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
奈良県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
和歌山県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
大阪府	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
兵庫県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
京都府	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
滋賀県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
福井県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
石川県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
富山県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
島根県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
鳥取県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
岡山県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
広島県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
山口県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
徳島県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
香川県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
愛媛県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
高知県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
佐賀県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
福岡県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
大分県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
宮崎県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
鹿児島県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
沖縄県	一〇〇	一〇〇	二〇〇	△〇
合計	一七四	一七四	三四八	△〇

## (二) 本妙寺癪部落掃蕩に関する件

昭和十五年七月九日、十日、十一日三日間に涉り熊本市本妙寺附近の癪部落の掃蕩が行はれ、此處に數十年の長期に及んだ癪特種集團の潰滅をみたるは誠に喜るべき現象であり、我が國としては癪患者の全部收容をなす豫定であつて、一方患者の傷遇を計ると共に他方病害傳播の状態にある未收容患者は可成強くその入所を要請されるものと覺悟せねばならない。

救療史上の此の壯舉を周知せんため當時の報告の一部を掲載する次第である。

## 本妙寺癪部落の處置に就て

一八

去る七月九日午前五時を期して熊本縣警察部の手に依つて本妙寺癪部落の一齊收容が敢行せられた。本妙寺と言へば癪、癪と言へば本妙寺を思出す程、本妙寺と癪は密接不離のものの様に思はれて來た。最近には此處を本據に相愛更生會などといふ會を組織し、地元の熊本は勿論のこと、遠くは北海道・朝鮮まで出歩いて日本全國に御迷惑を掛けようになつてゐた。五十年前本妙寺の患者を見るに見かねた外國の婦人達によつて回春、待勞の兩院が開設され、兩院の資金關係ある英米佛等の歐米各國に本妙寺の名が喧傳せられて、お蔭で長い間お國の恥を外國に曝したものである。

本妙寺癪部落の歴史や其發生過程内部組織等の詳細なことは近く何等かの形で發表せらるゝことと思ふから、茲には述べることを差控える。尙事件は今尚進行中であり、其完全なる結果がついた曉には、責任ある當局からの詳細の發表があることと思ふし、且つ現在公表しては支障ありと考へらるゝこともあるので、顧末に就ては發表を差控えてゐたが、七月號の愛生誌に既に本事件に關する記事が發表せられたので、差當り差支へない範圍で聊か事件の真相を傳へる積りで書き記す。

本妙寺の癪部落は熊本縣市歷代當局の惱みの種であり、明治四十年癪豫防法が制定せられて、第五區九州療養所を熊本縣に設置することになつて、縣當局としては本妙寺所在地の花園村に敷地を撰定したのであるが、地元民の反對運動に遭つて結局現在の合志村に決定を見たのである。これを見ても當時縣當局としては眞先に本妙寺を片附けなければならぬといふ意圖の存したことが窺はれるのである。其後明治四十二年四月九州療養所の開設と同時にいの一一番に

收容した二十七名の患者は勿論本妙寺の患者であつた。其後も絶えず狩込みと稱して一時に五人或は十人の患者を本妙寺部落から強制收容してゐたのであるが、鷹を追ふても追ふても後から後から集まる様に最近ではこちらの方が根氣負けしたような形になつてゐた。

由來本妙寺の患者は九州療養所はじめ全國療養所の逃走患者が大部分を占め、一二三回多きは五六回の逃走前科ある患者が多く、時には十數回も逃走したといふ逃走前科の記錄保持者もある。こんな具合で昭和十年十月鹿児島に敬愛園が開設せられてからは此所を逃走した患者の落着く所は結局本妙寺といふことになり、お蔭で部落も押すな押すなの盛況を呈し、相愛更生會等の組織的活動が始つたのもこの頃からである。元々本妙寺には不良民と癪患者の混在部落をなしてをり、賭博詐欺勒盜恐喝買子殺し等あらゆる罪惡の培塿の如き觀を呈してをり、部落民の人氣が荒く以前は警察官の手も届き兼ねるような状態であり、衛生上の問題ばかりでなく、風紀治安の上からも棄ておき難い状態となつてゐた。それでこの部落には方面委員になる人もない位であつたが、昭和七年頃から熊本市西部方面委員の十時英三郎氏が敢然立つてこの部落に飛び込み先づ實情の調査に着手せられた。その結果内部の状況が明瞭となり益々棄ておき難いことが判明して來た。そこで十時氏は自己の調査に基き縣市當局に再三再四本妙寺部落の改善淨化を建議されたが一向埒があかず、終には上京して時の内閣總理大臣に建白すると教訓いておられた(當時の廣田内閣の總理大臣と十時氏は特別の關係があつた)。其頃偶々郷土の先輩清浦、安達兩氏の歸郷を機會に九州にての主催で知事市長はじめ縣市關係者の參集を求めて席上十時氏から縷々本妙寺の事情を説明された。當時氏は既に七十歳近い老人であつたが舌端火を吐くような熱誠の様子が今尚眼底に覺ゆとしてゐる。其後或事情のため自己の生命に代へてもと決心しておられた本妙寺問題から手を引くことを余儀なくさせられた。然し同氏によつて一度點火された烟は次第に燃え上

り漸次具體化して、一昨年十二月には縣市に追加豫定を以て早急に九州療養所構内に百二十坪の敷地を借用し六房三十五坪の縣警察部留置場が建設された。これは一房に五人を收容するとして合計三十人、必要あれば直ちに増築して五十人までは收容する計畫であつた。そしてこの痴留置場専任の警察官を配置する縣訓令が出された。由來痴患者の犯罪に對しては警察官もこれに對り合ふのが嫌である上、患者の犯罪を摘發檢舉しても差當りこれを留置することが出來ないので殺人か放火の如き大罪でも犯さない限り見て見ぬ振りをしてゐる始末であつた。それで療養所に收容しても直ちに逃走するし、賭博恐喝詐欺窃盜販賣殺し等は彼等不良患者には朝食前で日本の國法と雖も彼等には及ばず彼等は恰も治外法權を享有する民の如き觀を呈してゐた。これが一つは彼等を増長せしめた所以でもある。そこでこの痴專用留置場を設けて、一方善良な患者は飽くまで親切に慰安救護に努むると同時に、勝手な眞似をして反則行為を敢てする者に對しては断乎たる處置を取ることに熊本縣當局の方針が定つた。然しこれまで愈々實動に移るといふ瀬戸際になつて頻々と當面の責任者である警察部長の更迭があつて遂に實現を見ないでゐたが現警察部長山田駿介氏の本年五月初め石川縣より赴任せらるゝや前任地に於て痴問題には経験があるとのことにて本妙寺問題も早速諒解せられ、赴任早々本問題の解決を決意された。

本年五月以來同警察部長の手許で秘密裡に計畫が進められ、七月五、六日兩日九州療養所の豫算會議開催に際して、厚生省から係員が出席され尙本省からの命に依り愛生、敬愛兩園からも職員が出席されて最後の打合せをなし、本省の方針を指示されたので愈々縣當局としても最後の決意をなし七月九日午前五時を期して本妙寺部落痴患者の一齊收容を決行することに決定した。

當日は山田警察部長自ら陣頭に立つて總指揮に當り、警務課長情報課長衛生課長これに從ひ、熊本市南北兩警察署長

の卒ゆる百七十二名の警官隊を本隊とし、衛生課員十五名がこれに參加し九州療養所職員が應援し計二百二名の總勢にて検舉を敢行した。當日検束した百三十四名の患者は時を移さず待期してゐたトラックに積込んで九州療養所に送り取扱へす男患者は縣警察部留置場に、女患者は療養所監禁室に收容し、更に翌十日第二回、翌々十一日日に第三回の検舉を行ひ合計百五十七名（内未感兒童二十八名を含む）の患者を收容したが、このうち非頗と決定した十一名は即日遣送した。四園の情勢から検舉患者の處分は迅速を要したので、検舉當日の九日午後には既に二十六名を愛生園に翌十日の午後には三十一名を敬愛園に送致し、次で十一日には更に四十四名を光明園に送致した。残りの最も不良性ありと認められた患者は全部草津の樂泉園が引受けることとなり、十四日の午後三十六名を同園に送致した。惡性不良の患者をどう處置するかは本問題計畫當初からの縣當局の悩みであつたが、樂泉園からは惡ければ悪い程喜んで引受けけるからとのことであつた。この犠牲を顧みず進んで協力された態度こそ本妙寺問題解決の原動力であつて、この點我々は絶大の敬意と感謝の意を表し茲に特筆大書する次第である。

今や本妙寺に關する限り一人の痴患者の影も見出することは出來なくなつた。收容された患者の遺留物品はすべて一物も残さず荷造りして鐵道便を以て夫々送致先なる療養所宛送附し、家屋は全部買收して毀却することにし買收の手續も完了して、島崎町小山田深刈部落は既に全家屋が取拂はれた。

本妙寺の患者の如く、日本全國を股に北は北海道から朝鮮の外地に至るまで自由自在に飛び廻る患者は山間僻地の一軒家の穴藏の中に蟄居して居る様な患者に較べて其行動範囲の大なることと、接觸面の廣いことは比較にならず、從つて痴感染源としての危険率が大であり、危険率から云へば何百何千倍に相當する。即ちかかる患者一人の存在を許すこととは、豫防の上から云へば何百何千の患者を放任すると同様な結果になる。かかる意味に於て痴部落は豫防上重

一一一

大なる意義を持つものであつて、本妙寺部落の今回の掃蕩はマヂノ線の突破にも比すべく、この結果日本の癪界に於ても新しい秩序が建設せられて、無癪日本實現の朗鑑を聞く時も近づいた様な氣がする。

義の伴はない愛の行為は時に偽人とも誤り、同時に社會公衆に對して大なる害毒を流す結果となることがある。今回檢舉された本妙寺の患者諸君の個人個人の立場を考ふれば同情禁じ得ないものがあるが、其の社會の秩序を紊す反則行為、癪感染源としての同胞民族に及ぼす害毒行為は断じて許容することは出來ない。かかる場合所謂鬼手佛心敢然立つて斬魔の劍を揮ふことは已むを得ない。愛の實行も難しいが、義の貫徹は更に難しい。後者のために勇氣と斷乎する決心が必要である。本妙寺問題が今まで片附かなかつたのも偏にかかる點に原因があつたと思はれるし、かかる問題は愈々手をつけて起ることを豫想される種々なる派生問題を心配してゐては到底やれるものではない、やるまゝと思へば其口實はいくらでもある。要是勇氣と誠意の如何にある。幸に現熊本縣警察部長山田駿介氏は正義と責任感の強烈なる人で、癪患者に對する同情は同情、然し不正は斷じて許すべからずといふ信念の下に、本妙寺に一旦手を着けて如何なる問題が起らうとも構はないといふだけの覺悟があつたやうである。實際この問題の前後同氏と語つてゐる中に、其言葉の片鱗の中に断乎たる決意の程を窺ふことが出來た。實は從來の例から見て一つ間違へばどんな事件が起らないとも限らなかつたのであり、一身の利害安危を顧みずそれを敢て斷行された同氏の崇高なる人格に対して我々は最高の敬意と深甚の謝意を表すべき義務を感じる。

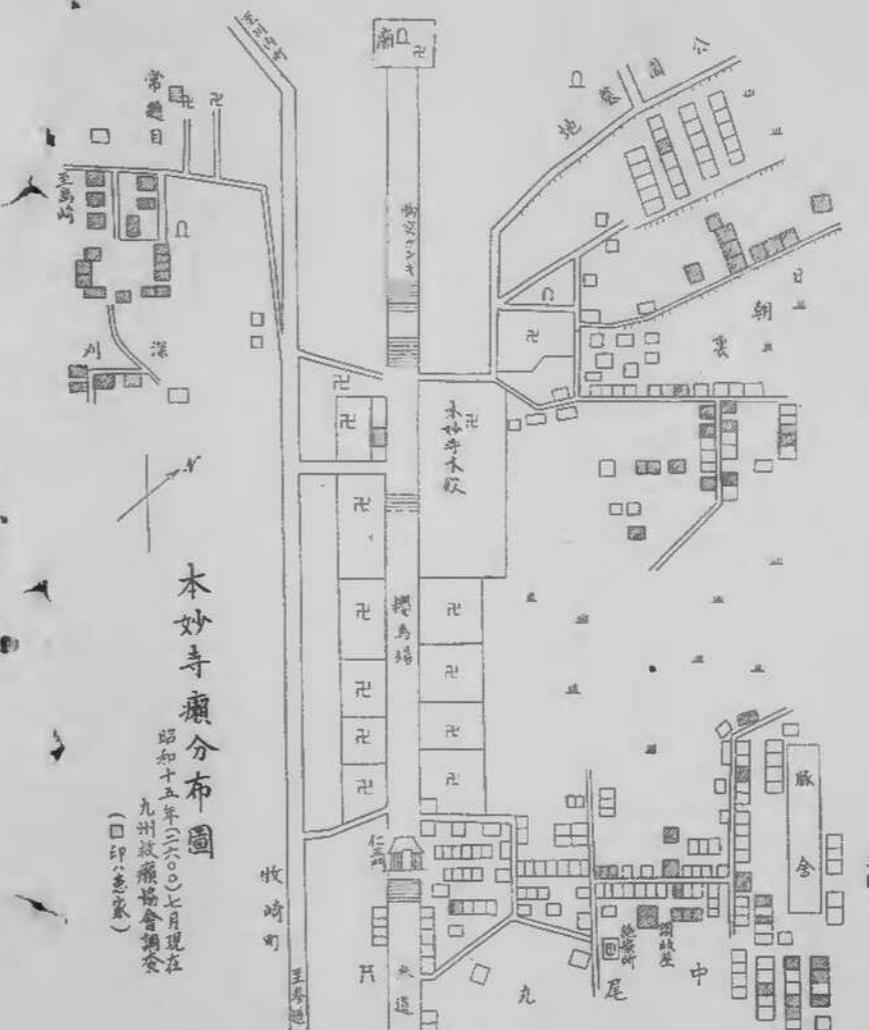
今回の本妙寺事件は豫防醫學に於ける外科手術にも比すべきものであつて、多年の悩みであった癪豫防上の瘤を警察權といふメスを以て摘出手術を行つたようなものである。然し幸にしても手術並に其豫後も順調で、さしも有名であつた本妙寺部落にも解消の日が來た。

欄筆に際し、本問題解決に對して永い間胸を痛めて陰に陽に努力を傾注して來られた熊本市に於ける某社會事業團、關係方面委員九州救癪協會の方々に對しては深甚の謝意を表する。

〔附記〕本事件顛末の詳細に就ては發表を憚る點もあることであり、近く關係當局から責任のある發表があることと思ふからこれに關する記載は以上の程度に止めた。本問題の最初の導火を點せられた十時英三郎翁が折も折事件解決の直後皇太后陛下御下賜金拜戴拾周年の表彰を受けられた。これは偶然と云へば偶然であるが、其存命中にこの結果を見且つ同時に表彰迄で受けられた同氏の感懷や如何。

回		數目		附	
計		第一回		九	
		第二回		十	
其 他		十一		日	
六	五			五	四
五	三		三	四	四
二	八		三	一	五
一	一		一	二	九
一	五		一	二	三
名		十三日本妙寺交番所より一名 十四日九州旅館所選走患者面會に來りしもの一 名		考	

檢  
桌  
數



955



引	非癩還送	六	五	一	一一
計	渡十四日	一	一	一	一
	七二	五八	二八	一五七	二六

親の希望により未感見一名十四日實兄に引渡す

### (三) 埼玉縣に於ける無癩縣運動 (昭和十五年九月)

#### 一、癩患者の現状

本計劃實施以前に於ける本縣癩患者數を見るに裏帳記載の患者二十一名にして内醫師診斷に依る者七名外に警察官の認定患者十四名とす。

表記通牒に基き本縣に於ては薦前に周到なる計劃を樹立し更に縣下一帯に裏帳面登載以外の容疑者を周く内偵を遂げ三十一名の容疑患者を發見し、一齊検診施行前合計五十二名の患者（新發見容疑者を含む）を擁せり而して右患者分布状況は縣南縣北に多く縣中部に比較的少し。

#### 二、一齊検診及收容完了後の状況

前記五十二名の患者に就き別紙計劃に依り一齊検診並全面的清掃收容を実施せる結果附表第一の如し即ち實施前の患者（數容疑者を含む）五十二名、新に發見せられたるもの五名計五十七名中非癩たりしもの八名、容疑者にして逃走せるもの一名、同死亡せるもの一名差引四十七名の患者は本縣在住患者たりしものとなる。

前記本縣在住真正患者四十七名中收容したるもの四十一名、自殺せるもの一名にして現在五名の患者を擁するのみとす。

更に之を詳述すれば

#### (1) 實施前の患者數

裏帳記載	二二名
今回新に内偵せる容疑患者數	三一名
計	五二名

#### (2) 今回一齊検診後の本縣の實際患者數

真正と決定せられしもの	四二名
新に發見したるもの	五名
計	四五七名

#### (3) 今回一齊收容をなしたるもの

全生病院に收容	三九名
静岡縣下私立復生病院に收容	一名
逃走後、群馬縣草津栗生樂泉園收容	一名
收容豫定前自殺せるもの	一名
計	四二名

(4) 収容後本縣内に残存せる患者數五名

内

譯

出征軍人家族にして收容猶豫せるもの

二名

傳染の虞なきため收容せざるもの

二名

新發見患者にして輕症且つ傳染の虞なく且つ家族は子供五人にして本人收容せらるれば其養義務者なきため一時猶豫せるもの

一名

以上の如く患者數四十七名の内四十一名を收容し一名は自殺を遂げ患者現在五名なるも他の三名は何れも輕症にして目下傳染の虞なく、傳染の虞ある患者は二名なるも出征家族なるを以て暫く收容猶豫中のものなるに付き事實本縣は無病縣と稱するを得べし。

三、今般實施せる検診並に收容實施計別紙の通

#### 四、實施の状況

(1) 計劃……全生病院と打合せの上同病院より専門醫二名の出張を煩はし検診の上決定患者は同病院に收容することに協議せり。

(2) 實施要項……衛生課長を始め同課員警察官吏、全生病院、職員を以て準備班、検診班、收容班を編成し警察署と連絡を取り目的達成に努力せり。

準備班は患者に就て検診日時には必ず在宅し患者或家族の健康診断を受くる様所轄警察署と連絡を取り検診を容易ならしむる様に準備せり。

(3) 検診並收容状況……検診は全生病院警官に縣係員同行し検診と同時に家族の健康診断をなせり、検診の結果患者決定と同時に診斷書を所轄警察官に交付し患者より入院承諾書を徵し爾後の收容に便ならしむ。

收容班は決定患者を全生病院收容車を以て收容に任せしめ其の編組は全生病院係員、所轄警察官吏、縣係員にて編成し『入院治療は病毐傳播を防止し家族傳染を防止する上にも最も適當なる處置にして殊に本病は小兒に感染率高きものなれば速時入院する様に』説得し併せて全生病院の寫真宣傳資料を展示し猶ほ患者入院後の快復状況の寫真を示し入院の勧説に努めたり。

(4) 検診並收容係員の執行状況

(イ) 縣下に患者收容者を合せ五十有餘名あるを以て土田衛生課長は検診班の決定せる患者は全部第一區府縣立全生病院に收容し他府縣に先じ無病縣たらむと決意し課員及全生病院職員を二班に編成し八月十九日より九月三日迄二十日間に亘り全部検診の上決定患者は悉く入院治療せしむる方針に決定せり。

(ロ) 従事員の感想と遭遇したる事例の一(二)に就て此の事業たるや吾等課員としてのみならず本縣に於ても前代未聞の事とて之を如何にして遂行し得るや否やを誠に懸念したものであるが土田衛生課長の迫力ある命令と周到なる計劃は吾々課員に取り非常に力強く感動し係る難事業を課せられたる吾々は救護事業に心密に誇りを感じ唯々誠意を以て所期の目的に邁進せり。

△事例其の一

患者は帝大病院に外來として通院中のものにして検診の結果癪と診断せられたりしに尙帝大病院にて尙一應受診の上に承諾書を呈示する故一兩日猶豫を乞ふと稱して承諾書を差出さず居り其の内に行先不明となりた

り、依て所轄警察署を督勵して行先を搜索せしに群馬縣草津町某旅館にあるを知り群馬縣警察部に電話通報し收容手續を委託せり。

△事例其の二

某患者は收容班の種々なる説示にも入院を承諾せず依て警察署長、村長も帶同説得せしも承諾せず親戚及知人を依頼して縣に陳情し收容を延期する様特に申出たるも此際全生病院の收容車の便宜も良く又多數此の縣より患者も收容することなれば萬障差繰り入院する様にと所轄警察署長並縣係員が懇々説得するも收容を拒せず遂に收容豫定日の前日自宅庭前の桑樹にて縊死をなせり。

△事例其の三

某患者の如きは入院の承諾に先達ち本年の供出米の停止方を縣係員より町當局へ斡旋を乞ひ係員は即時其の手續を了したる結果入院承諾書を提出したるも不拘後に至り入院を嫌ひ自宅裏にて縊死を企てたるを家人に發見せられ親族會議を開き警察署員、隣保組合長等が種々懇談し入院を承諾せしめたりしも又もや縊死を圖り幸にも家人が發見の上所轄警察署長の説得に依り無事入院せるが如き事例あり。

△事例其の四

入院延期を懇願するの意味より陳情者再三再四出縣せるも傳染病なること家族傳染の恐る可きこと入院の上は種々と治療を専門家の手に依りて受けらるゝに付此際入院するが最も本人及一家延ては一國の爲至上の策なりと説得に努めたるも遂に草刈鎌を以て割腹を企圖したるもの之を制止し遂に係員並收容班の熱意に依り入院せしむるを得たり。其他、家族自身、知事官舎に陳情に來たれるもの時々方面委員を通じ入院中止の運動を

(ハ) 試みたる等其の事例枚舉に違あらず。

検診並に收容上將來の参考となるべき感想の事例に就て

(1) 治療場所の可否を論じ極力入院を拒む者

右等の者に對しては全生病院の内容……療養状況を詳細に説明するは勿論なるも不得已左の様な方法を一當り試みたる結果目的を達せり。

「如何に自家で金を湯水の如く使つて療養して居つても明日にこも法律が改正されて國立病療養所を九州とか四國とか或は又北海道の方にでも建てられ否應なしに此の様な病人は其處へ割當られ強制收容されたら何様する。今は此の病氣は遺傳でない傳染病であるから實際隔離テブス」の如く法を改正するの機運に至つてゐる。遠隔の地に島流しとなるより埼玉縣に道一重の全生病院に入院する事が自分のみならず家族近親との書信の往復は言を俟たず見舞の往復等にも誠に幸都合と云はなければならぬ」……云々

(2) 老齡患者と病氣を病氣と思はざる者

老齡患者の多くは餘命幾何もない、如何なる手當を受けても決して癒る病でない。どうせ死ぬなら自宅で死にたい灰になつて歸るは殘念である等の言辭を弄し容易に相談相手にならぬ者。或は己の病氣は神經痛である等頑張る者も相當あり。要するに之等患者の多くは遺傳病と誤信し居る關係上治療も爲さず眞の病名を云はれず其儘に放任せられてゐる者が多い。

故に説得の第一手段としては昔は遺傳病として久しく顧みられなかつたが近來では慢性の傳染病として取扱はれて居り自宅に難居の結果家族に感染する時は一家一門の不幸を來す虞があるし之が本當に遺傳病である

ものなら此の家だけで済むのだけれども法に定められたる傳染病であるから不見不知の吾々が何も遠い處から國の金を使つて誰が尋ねて来る筈がないと云ふ如きを力説し一面には患者に安心を與へるために此種患者は縣下に決して勘くないこと又今回其の大部が入院する事になつたことを告げ他面病院の組織、内容等を説明し承諾を求める迄には少くとも一軒で四時間以上の説得を行ふ様な長期戦に亘つた者もありたり。

(3) 患者が一家の中堅人物の場合

某職工の妻當三十歳、十歳を頭に四人の子供があり而も末子は當二歳で母乳を呑んでゐる此の説得に付ては家庭の事情上吾々一同瞞を熱くした。症狀は結節瘤中等度眉毛脱落相當醜くなつて居るが別に醫療を受けて居らない醫官の方が病名を決定するや俄かに泣き伏し唯昂奮するのみにて係員も嘗し説得を中止し冷靜に立かへるを俟て……『病氣が恐しいが故に入院を勧めるのである。今母親として入院する時は子に對する愛情眞に忍びざる状況であるが今心を鬼にして一時子供達と別れるゝは總て一家の幸福である』事を説明承諾を求む

然し承諾はせるものの女心收容迄には尙六日間もあるので其の間氣變りがせぬかと懸念して居つたが無事收容する事を得たことは全く偉伟であつた。

(4) 其の他の場合

(イ) 某青年患者は曾て地方醫師より驅蟲療法を受け著しき反應を蒙り爾來極度に注射を恐れ全生病院に入るを嫌ひ大風子油錠の交付を受け自宅療養したき旨哀訴し且又入院承諾書は父親一存に依るもので自分が承諾したのでないと牧容當初より收容自動車の降車口を開放する等逃走の虞れ此上もなく依て縣立病院係員

が同席し双方説得しつゝ送致せり。

(ロ) 説得に當りて最も苦手は吾々の言葉に耳を覆つて言葉のキツカケを與へぬ者又仕事に託つて全然説得に乘らぬ者であつた。

畏くも 上御皇室の御仁愛の程又宗教的方面にも百方言葉を盡し衷心誠意説得するにも不拘一名の犠牲者を出した事は時局柄誠に憚愧に堪へぬものあれ共患者四十六人中一名の逃走患者を除き四十名の患者を病院に送致せし實績を顧みれば九牛の一毛の誤りにも不足と信す。

五、總括

(1) 本縣に於ける癪患者數は昭和十五年六月現在僅に臺帳面登載(醫師診断七名警察官認定十四名)二十一名に過ぎざりき。之は正しき調査なるやは頗る識者の疑義を起すべきは論を俟たざるところにて試みに、最近五ヶ年間に送致せる患者數を調査するに僅に十二名、一ヶ年平均二人強に過ぎざりしを以て本縣癪患者數二十一名の如きは過少に過ぎ從來の癪患者の調査は頗る不備放任せられるを感じたる結果、主務省より表記の如き通牒ありたるを好機とし爾來銳意縣下洩れなく容疑患者の内情に努めたる結果前述の如く三十一名の容疑患者を發見し更に検診班に於ても之等臺帳面記載患者及容疑者検診の外新に癪患者五名を發見し患者竝に容疑者合計五十七名となりたるものなり

而して検診の結果非癪と決定したる者八名差引四十九名の患者となる。

之等の検診結果非癪並其他の割合を見るに左の如し。

(イ) 臺帳面記載患者に對する非癪率(二)四・七一%

(八) (ロ)	容疑患者に對する非癲率	(三一對七二)二・五八%
	患者家族數に對する新患者發見率	(二三六對二一〇)八五%

(八) 患者が別に登する新発見者見舞(二三六例)。この他の三名は家族以外に於て内偵外の新發見患者とする。

而て検診結果四十九名眞症癪患者は殆んど收容せられ本縣の現在殘留患者は五名なりとす(之等五名の未收容の理由は前述の如し)

即ち「ガソリン」の消費量は一三六「ガロン」を要せり。

即ち「ガソリン」の消費量は一三六「ガロン」を要せり。  
此の種事業は短期間に一舉に検診收容を行はざれば

して汽車等を利用するに従事するに随ては、車を運転し人作を充當し、收容に堪能される者等が必ず以て電動作戦上用て自動車を使用せり。(之等の「ガソリン」は、主務課其他の官廳で使用量を極度に制限し之が捺出に努めたり。

（續）新し言葉の名前が出来てゐる如く個人の因縁の事件に連想し例へて自家の企圖其の原因の問題を想起し或は營業上の借財整理等二、三に止らず依て縣主職部は自殺其の他の悲劇の外之等に附帶して惹起せらるべき事件に對し断乎て其責任を負ふべき大失意で、事件発生の中心に現出しなゝ幾々戒心を以て申立つたる事の實意である。そこで

4) 今回係下二十七警務署中頗る該當なきは五警管内に過ぎずして殆んど係下全地域に亘り患者(容疑者を含む)五十名

七、其他檢診人員二三六人を算し總收容患者數四十一人とし之に要したる從事人員、經費其他を一括し参考に付

卷之三

五

附表第一表

癲患者檢診成績

計	性別		臺帳に登載しある者
	男	女	
七	二	五	田 鶴 鶴 屬 者
一四	一〇	四	果 認 定 の 者 結 合 前 回 一 齊
一	一	一	と 今 回 非 痘
二〇	一五	五	と 決 定 の せ る も の
三一	一七	一四	と 決 定 の せ る も の
七	三	四	今 回 非 痘
一	一	一	も と の 決 定 の
一	一	一	死 亡 の 前 時
五	三	二	の 上 逃 走 の
二七	一六	一	の 発 検 見 時
			も 新
			の 定 患 者 と 決 定
			せ る も の
			患 者 総 數
四七	三一	一六	

三六

備考  
臺報登載者二十二名

今回内訳せる容疑者三十一名  
計五十二名に對し検診の結果非癲患者八名、検診と同時に新發見患者五名にして確定患者四十七名なり

第二表 検診の結果患者と決定せし者の收容個所

性別	決定患者數	入院患者數		其の他事故			自宅治療	合計
		全生病院	復生病院	死	亡	逃走		
男	三一	二五	一	一	一	一	三一	四七
女	一六	一四	一	一	一	一	一六	三九
計	四七	三九	一	一	一	一	三一	四七

右表の内逃走患者一名あるも後日收容せり

今回決定患者四十七名中全生病院に入院する患者三十九名靜岡縣復生病院に入院一名、自宅治療五名收容前死亡一名逃走一名（逃走者は行先判明せるを以て收容手配中）

### 最近歐洲に於ける癲の分布

Deutsche Medizinische Wochenschrift 66卷 2號 7月

吾人の歐洲の癲に關する知識は全く不完全なものであつた。何故に中央ヨーロッパ及英國に於ては前世紀以來癲がなくなつてゐるのか。何故にある地方には今日まで本病があるのか、最近にある流行が且ての中世紀の大流行の遺物であるかどうか。ある地方例之ノールウニーの如き地方では癲患者がどんどん減少してゐるのに他の地方例之伊太利の如きでは少しも變らずに癲のあるのは何故だらうか。他の全ての地方では男の患者が断然多いのに何故にバルツァク海地方の癲は女が多いのか、これ等の疑問は未だ解決されないし又新しき研究項目となり得る。各地方の患者數は概數として分つてゐる。歐人の癲患者數は六、七千と謂はれてゐる。この數字の不確實であることの一例として一九三四年スペインの癲患者は九二八人とされてゐるが實際は二千人以上と謂はれてゐるのである。

歐洲各國に於ては多くの國に於て癲の届出と強制收容をやつてゐるが、英國に於てはこの兩方共やつてゐない。満足すべき療法がない爲に多くの療法があるが猶大楓子油、金「ゾーク」沃度加里、雪狀炭酸療法等が生たる療法である歐洲の癲患者は三分することが出来る。

一つは他の癲の流行地方にて癲に罹つて歸つて來た歐人であつて、獨・佛・英・蘭等の主たるものはこれである。今一つは他國人で例之佛國に於ける「ネグロ」の如きものである。最後に一番興味あり意味あるのは眞の流行地を形成してゐる地域の患者である。

一九三八年末獨逸には九人の癲患者がゐるが殆んどプラデルから來たもので、この外にメーメルの癲療養所に一九

二七年には一五人ののが現今は七人ある。パリには一九三二年三〇人の患者がゐるし、マルセイユには四〇人以上ゐると謂はれてゐた。最近極く少數の佛土着の國民が患者になつたと報告されてゐる。英國の癪患者は五〇乃至一〇〇人と謂はれてゐるが同國には届出義務がない爲不確實ではある。英國でも時折土着民の患者が出現する、伊太利では一九三一年三〇八例、その内二〇八が國內發生である。アイスランドでは一九三三年二二例、ノルウェーでは一九三六年四九例、スエーデンでは一九三二年一八例、フィンランド一九三一年三四人の患者があつた。デンマークでは一九〇〇年以来數例の新患が出た。エストランドは最近癪患者がどんどん減少して來てゐるが、一九三七年には猶は一五八人の患者がおりレツトランドには一九三二年一二〇人を數へた。リタウインには患者はない。ロシヤに於ける癪の分布は更に不確實である。レニングラードの癪牧容所では一九三三年六三七人の入院者があつた、ボルガ河下流域では約四五〇人とされてゐる。

ブルガリア一九三四年一〇例、ユーゴースラビヤ一九二六年四二例、ギリシヤ一九三一年五四九例、歐洲トルコには患者數の發表なく、スタンブルにある病院には一九三六年二二〇〇人の入院者があつてそれ等の患者の由來に關して何等の報告がない。ルーマニヤ、ボルトガルは多數の患者がある。マルタ島には一九三六年六三人、ベルギー一九三三年六人癪があつた。一九〇〇—一九一〇年オランダでは四〇例發見され内二例は國內感染である。





## きび手の養療

財團法人豫防協會

963

表紙の寫眞は 皇太后陛下御恵の鶴である。  
昭和十年一月全國の官公立療養所長を大官御  
所に召されて鶴卵を賜つたのであるが、孵化し  
た雛はすくすくと成長して現在では療養所に住  
む人たちの大きな慰安となつてゐる。

### はしがき

患者諸氏は療養所の状況を各種の印刷物を見たり或ひはいろいろの方面から聞いたりして相當熟知せられてゐることゝ思ふが療養所の實況をそのまま報告した寫眞の方が更に一層その認識を深めるものと考へて本輯を作製したのである。

内容は全生病院の援助を得て同院の状況を撮影したものであるが現在官公立療養所の設備には殆ど差違がないのであるからこれをそのまま他の療養所の設備と考へられても一向差支へないのである。

現在我邦には療養所生活の恩恵に浴せぬ人達が七千人餘を数へるのであるが、これは寛に遺憾なことゝ云はねばならぬ。これらの在宅患者の中には療養所に對して誤った認識を持つてゐる爲に療養所に入所するのを忌避する人もあるらうし、いろいろな家庭の事情で躊躇してゐる人もあるらう。又療養所に入りたくとも療養所の收容能力が十分でないために入れぬ人も珍くないと思はれる。近い裡に國立、公立の療養所の收容定員は一萬人に達し、入りたい人々の希望を充し得るものと考へられるのであるが、在宅患者諸氏が本輯により療養所に對して十分な理解を持たれ積極的に入所療養を申出でらるゝ様特に希望して頃まない。

昭和十五年八月

財團法人 療豫防協會



皇太后宮御歌

癪患者を慰めて

つれづれの友となりても慰めよ

行くことかたきわれにかはりて

重太后宮御歌



つれづれ  
友となりてし  
行くことかた  
ゆくことかた  
我よりままで  
重太后宮御歌



一 様病賜下御下臥后太皇



一部 内 上 同一



三



一 横賜下御下臥后太皇

皇太后陛下の有難き恩召の一端を記しますならば、昭和九年以來赤坂御苑内の楓の實生の苗木を御下賜に相成り之が成本の號は「夏は青葉の蔭に憩ひ秋は紅葉を賞でよ」と洵に申すも畏き御恩溢るゝ御言葉さへ賜つたのであります。今は各療養所内に楓の園が出来て、患者一同は御恩に浴して居るのであります。

療養所風景



一國生愛島長



一國愛敬塚星



一國頭愛樂園

四



一東北新生園

968



一國明光一



一院病生全



一所養濟院大一



一所養濟院九一

五

六



一院 入一

此の流線型の大型自動車は十六人乗りです。之で府県で手續きして送つて來られる患者を近くの停車場まで迎へにゆきます。内部は白塗の明るい感じで重症の方には寢臺の設備もあり、荷物も相當積めます。

入院すると、この病室で數日間静養させられます。その間に癪の症状と其の他の傳染性の疾患や合併症の有無の検診が行はれます。

數日を過ぎると愈々その病状に應じて或は輕症室に入り、重症のものは重病室に移されるのです。



一治癒前一



一注射場



一治癒後現在一

969

入院すると大抵午前中治療を受けます。癪の治療には、一般に古くからこの病氣に良く効くことの知られてゐる大風子油を用ひて居ます。厚生省東京衛生試験所製のものであります。之は大風子と云ふ樹の實を搾つて精製した油であります。之を充分に消毒し骨筋肉或は大腿、上腕等の皮下に一回二〇一五・〇ccづゝ一週三回注射し一ヶ年百回乃至百二十三回に及び數年間続けるのであります。此の注射によつて斑紋結節浸潤が消え、又眉毛頭髪が再び生えるなど頗る効果があります。

七

八

病院の醫局には醫長及び醫員を合せて十名の醫師があつて便宜上内科、外科、眼科、耳鼻咽喉科、物理療法科、歯科、口腔科、繩帶交換科に分かれ一般患者の治療を毎日行つてゐます。

—物理療法科室—



—眼科室—

—耳鼻咽喉科室—

本病の治療に就いては絶えず真剣な研究が續けられてゐます。

之は患者がズラリと並んで看護婦や輕症患者に繩帶交換をして貰つてみると

ころです。

隣りは風呂場となつてゐて、毎日風呂に入つて後、結節の崩れなどによつて汚れた繩帶を交換をするのです。病院では同病のもの相倚り相扶けると云ふ氣持ちを一つにして宛るで一大家族を作つてゐるのであります。



—試験室—

九

重 病 室 一

重症で特別の治療を要する  
やうな患者は、こうした病  
室に醫員、看護手、看護婦、  
軽症患者が日夜交替で附添  
ひ、親身も及ばないやうな  
世話を受けて居ます。



女 軽 症 室 一



一〇

951

軽症の患者は平常こうした住宅に共同生活をしています。

住宅は男女別々になつて居り、女患者の住宅の中でも未婚の患者には又別の住宅が備つてゐます。又戸籍上正式の手續の済んでゐる夫婦の患者の住める夫婦舎の設備もあります。

普通一般に漠然と院内の風紀問題について不安を懷いてゐられる方があるかも知れませんが、絶対に心配することはありません。

尚又院内には不自由舎と稱して失明その他に依つて起居の不自由な患者のみを住まはせる設備もあります。

こゝには重症舎と同じく軽症患者が日夜附添ひ食事その他萬般の世話をしています。

一 男 軽 症 舎 一

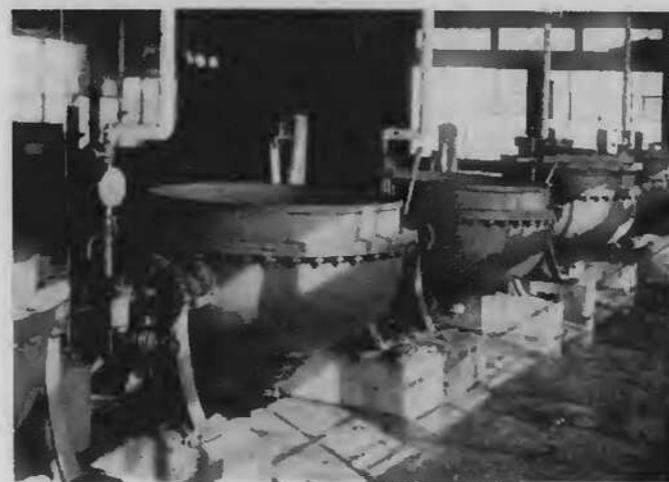


一一

一 不 自 由 舎 一



一 男 軽 症 舎 一



一場事狀一



一闇農業一

一一

何しろ限られた小天地に比較的長く療養生活を送らねばならないので、食物はなかなか重大な煩しみになつてゐます。之に對しては常に充分なる注意を拂ひ又種々と研究し絶えず改良を圖つて居ります。

調理は職員が行き届いた清潔な設備に依つて致します。材料は一部は院内の生産品を使用しますが、大部分は院外から之を購入いたします。

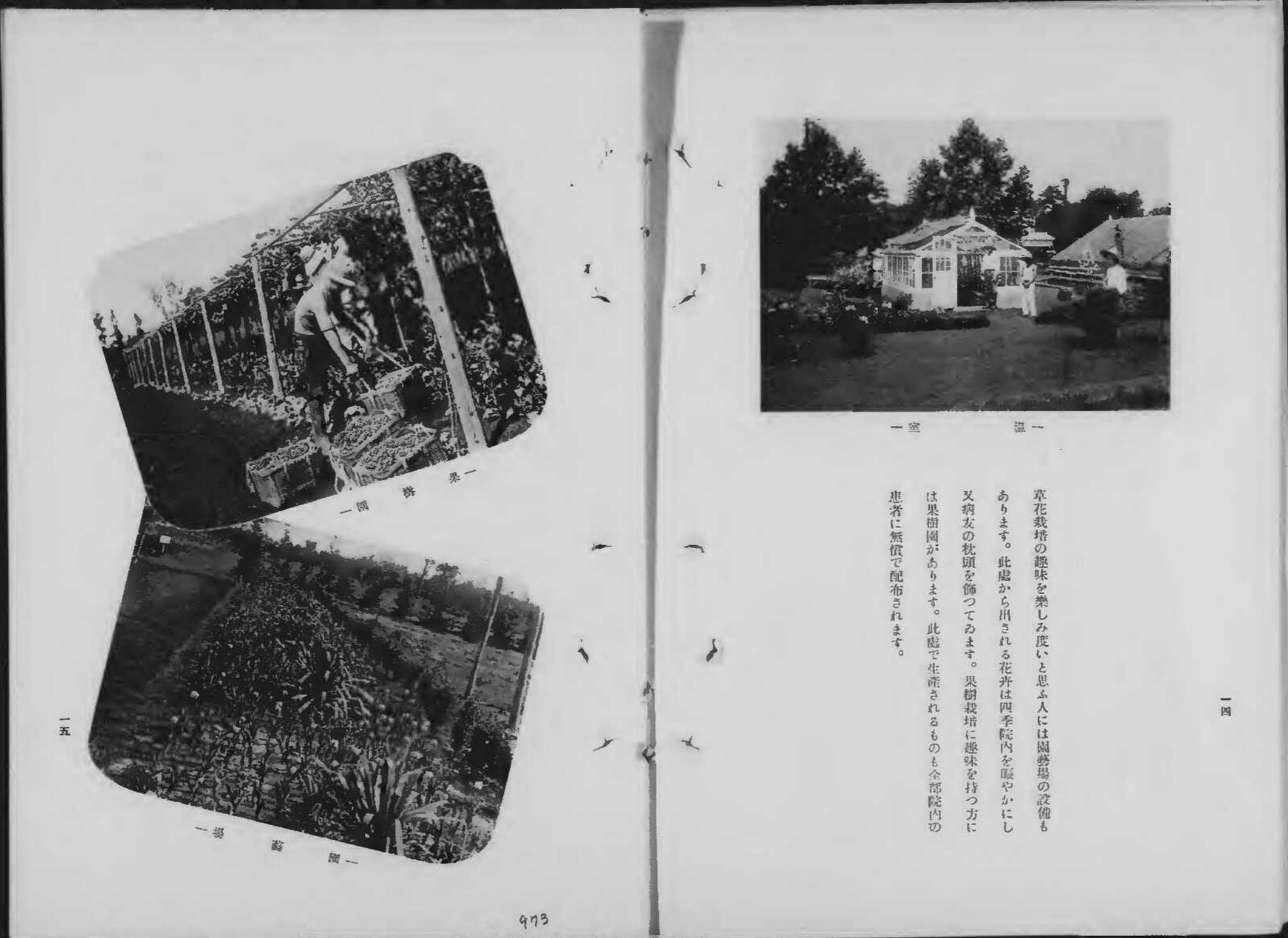
主食品は半搗米目方七分、押麦目方三分で一人一日平均約四六八瓦(四合)の割です。之は玄米、大麥の各府縣生産移出検査に合格した品質等級の明瞭なるものを購入して、之を院内の工場で精米精麥して居ります。

副食物は野菜類を中心として、魚類、豆腐、肉類及漬物等を用ゐます。

重症患者にはこの外滋養の點からして色々献立を作るようにしてあります。

この外正月、祝祭日、記念日等には特別の御馳走があり、盛澤山の間食もあります。

治療を受けて、毎日の衣食住には何等心配がいらないので、日常生活はやゝもすると單調無味になり勝です。この閑散勝ちな生活を刺戟し潤ひを與へるものは労働です。その中主なるものは農耕であつて、希望の患者には自由に使用出来るようになります。道具も全部病院で貸して呉れます。生産品は病院で買ひ上げて呉れるので、その賣上金の利益で患者は自分達の小遣錢を豊富にすることが出来るわけです。



一室  
温

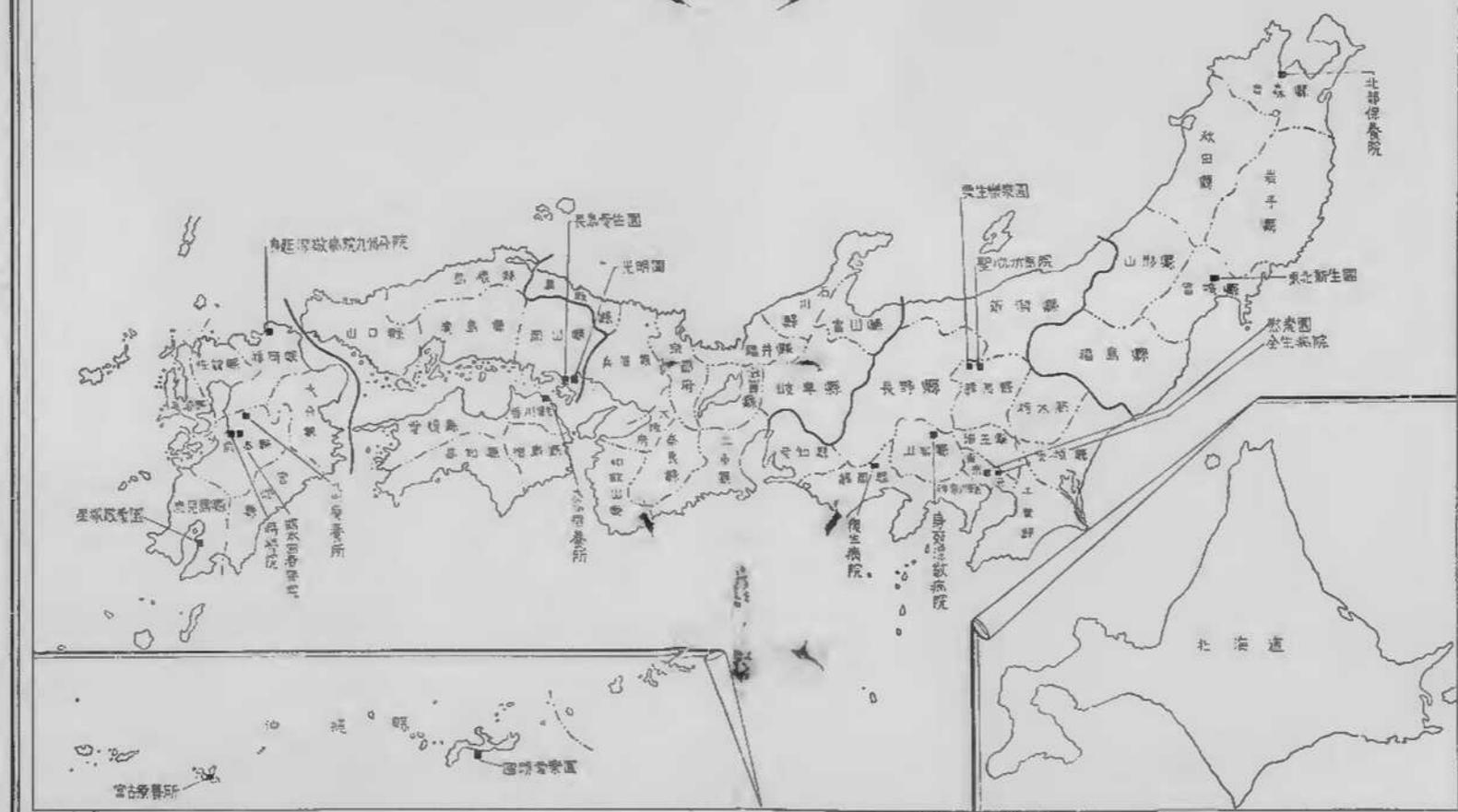
一四

草花栽培の趣味を楽しみ度いと思ふ人には園藝場の設備もあります。此處から出される花卉は四季院内を賑やかにし又病友の枕頭を飾つてゐます。果樹栽培に趣味を持つ方は果樹園があります。此處で生産されるものも全部院内の患者に無償で配布されます。

## 癩 療 養 所 / 分 布

(昭和十四年五月現在)

癲瘍所養數			
麥可研	2	魯志群	1
蘇黑雲	2	劉山鳳	2
陳樹輝	1	李川華	1
山叔	1	湯曉鴻	1
方曉雲	1	洪平發	3



၁၇၄





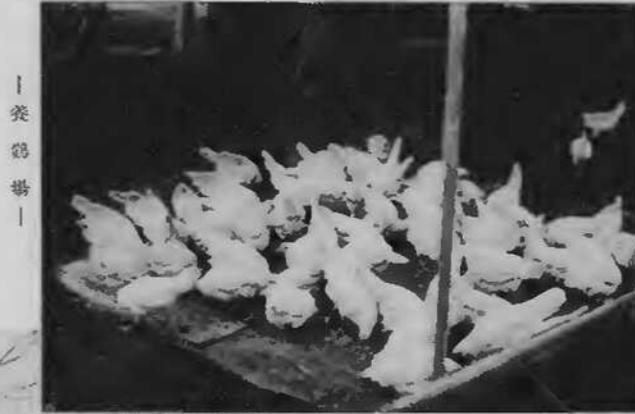
一 店 賣 一

病院から支給される衣服や食物や日用品で充分事足りますが、その外自分の好きなものを欲しい方には賣店の設備もあります。この賣店は東京の大問屋と連絡があつて凡ゆる種類の商品を格安に貰つて居ります。

之には大きな菓子製造工場へ附設されて居ます。尙この販賣利益金は仕事をして報酬を得ることも出来ないような重症患者に小遣錢として分配されてゆきますので、どんな人もお金に困ることはないわけです。

一九

975



一 飼 鶏 舎 一



一 舎 牛 一

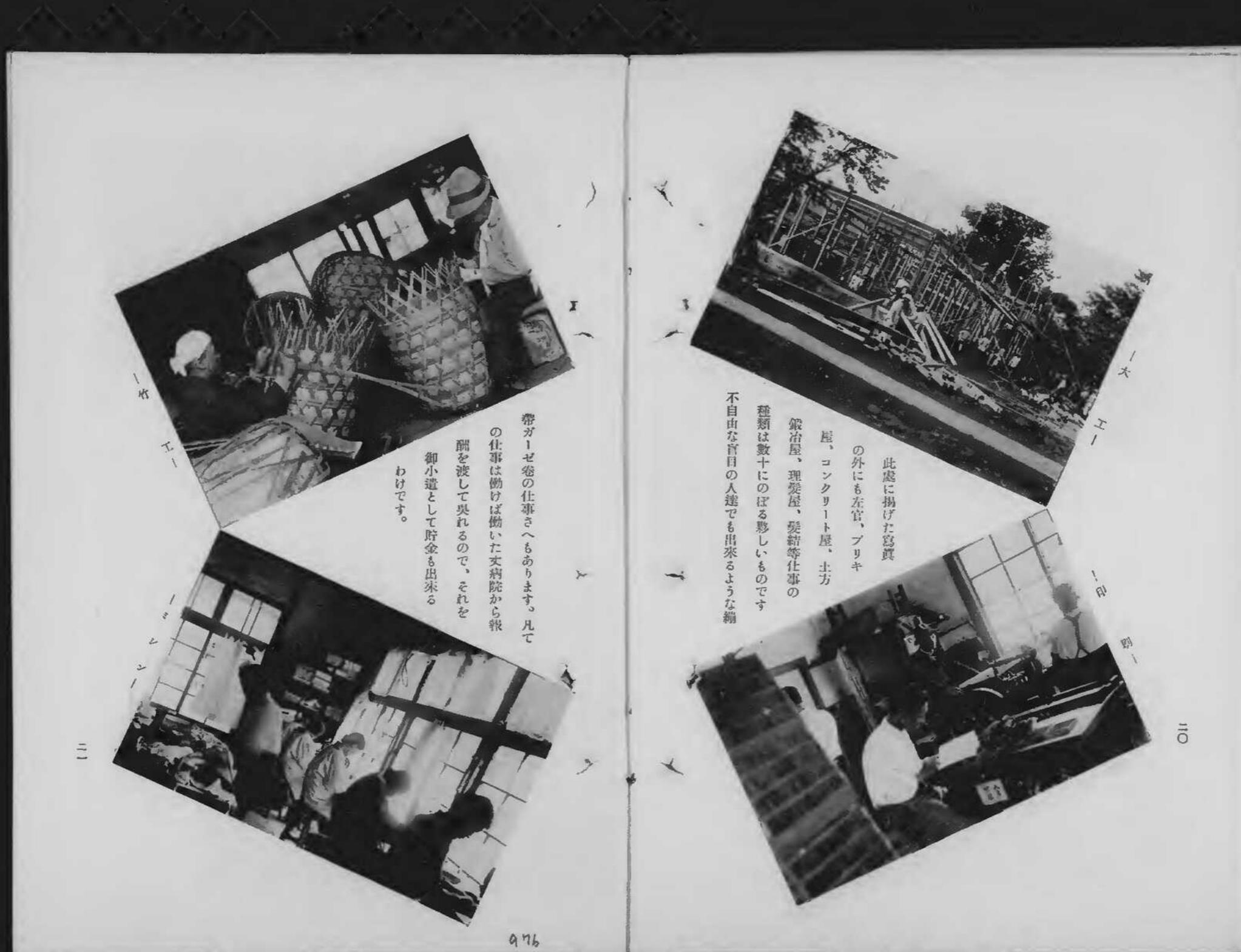


一 舎 豚 一

鶏舎も、牛舎も、豚舎もあります。  
此處から生産される鶏卵も、  
鶏肉も、豚肉も、そして牛乳も

も皆院内の需要を満たして餘りある程です。此等の飼育は矢張この方面の仕事の趣味を持つ患者の手に依つて行はれてゐます。

一八





— ドンバスラード —



— (日段七藏臣忠本手名假) 居者患 —

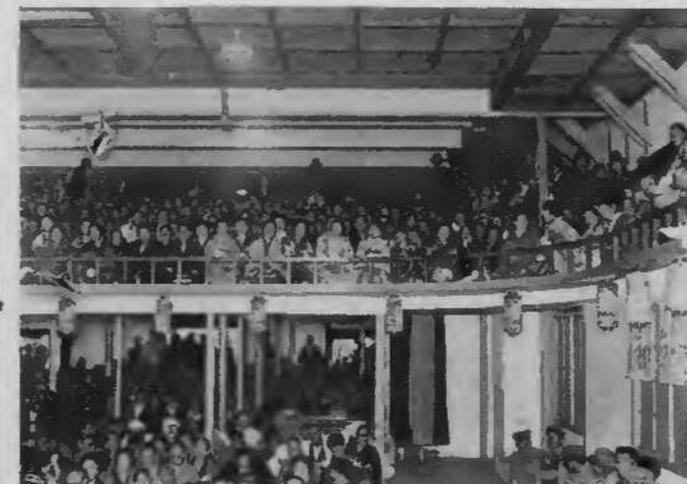
日常生活の單調を破つて療養生活に潤ひを齎らして呉れるものは種々の演説や娛樂です。これには院内に種々の完備した設備が出来て居ります。

この外患者自身に、その道の好きなもの達が集まつて浪花節や義太夫の研究會を持ち毎年之が發表會を開か



— 人々の村近せた齊 —

979

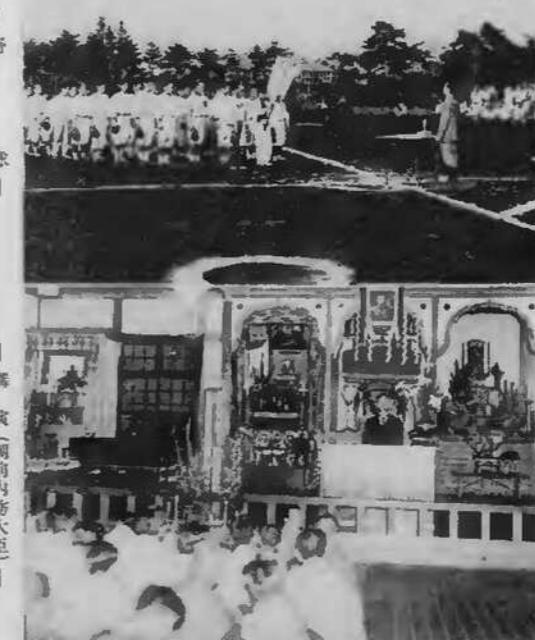


— 患者に豊親居者 —

二二



—獨唱會(三浦環夫人) —



—野球 —

—講演(湯前内務大臣) —

二四

音楽同好者はハーモニカバンドを中心の音楽團を作り矢張發表會を開いたりして研究をしてゐます。野球の好きな者は野球聯盟を結成して毎日試合をやります。院内には堂々たるグラウンドが出来て居ります。職員チームに申し込む大工チームがあるかと思ふと、お國自慢の郷土チーム對抗戦があり、夏期には大リーグ戦が展開されます。碁、将棋、ピンポン、テニス、大抵の娛樂品が備つてゐます。數年の碁敵が出来たり、頗みれば一丁行かうと言ふ天狗將棋もありました。數十臺のラヂオ、蓄音器は社會との距離を著しく縮めて居ます。

所詣見ゆる世界には餘りにみちめな患者達が宗教に依つて自己の生きる道を見出していくことは無理からぬことであります。本院にては各患者の信仰の自由を認めて居ります。院内には眞宗、日蓮宗、眞言宗、舊新キリスト教の各宗教團體が結成せられ、大部分の患者は之等の何れかに屬して居ります。

此の禮拜堂では又慰問の爲め御来院の名士の御講演が行はれることもあります。

—禮拜堂 —

—布教 —

—禮拝場 —



二五



一 園 防 消 一



一 花 祭 一



一 研 究 一



一 图 書 馆 一

二六

979

文藝に趣味を求めてこの道を熱心に研究してゐるものは、それぐ  
の團體を作つてゐます。  
機關誌は全部院内の印刷場で印刷され、完全消毒の上社會に出され  
るのであります。近時又小説の創作に精進するものも出て来て、一  
年一回社會の知名の作家を聘して選を乞つて居り、そのレベルは非  
常に向上して居ります。

院内には又約二千冊を藏する圖書館があつて患者の知的 requirement に應じ  
て居ます。

前述の各男女の輕症舎には五選に依つて各舎一人の舍長を置き、之  
によつて院内のこととは成る可く患者自身の手に依つて處理するやう  
になつて居ます。

又輕症の男患者の中より五十人を選び消防團が組織せられ、院内の  
災害豫防その他の公益事業に從事してゐます。この寫眞は出初式に  
於ける放水作業の實況であります。

二七

二八

栗生樂泉園内の自由地区

自活の能力ある患者は希望により療養所内に自由地区に生活しつゝ療養所の治療を受くることが出来ます。自由地区は一戸當三十坪以下を無償に貸與せられ、家屋は自分で建てても或は協會で建てた家を買ふも隨意であります。

簡単なものであれば至つて低廉です、日用品は園内で購入が出来ますから不自由はありません。患者は自炊でも或は家族と共に静かな療養生活をなし得るのが此の自由地区の特色であります。



一栗生樂泉園

児童は少年少女團を組織してゐて、是等の少年は等の團體は最近大日本少年團聯盟にも加入致しました、院内動植物の愛護とか不自由患者の世話とか色々活躍して居ます。

一少年少女團



980



一室学校

院内では十六歳未滿の児童患者で入院してゐるものもあります。此等の児童は極く少數を除けば大抵暖かい親の膝元から引き離され、親しい學友とも別れて入院してゐるのであります。平常は矢張男女別々の住宅に住んで患者の中の世話好きながそれぞれ父となり母となつて起居を共にして面倒をみて居ます。午前中治療を受けた後は院内にある學校で義務教育を受けるようになります。この教師は職員及患者の心得のあるものが當つてゐます。

二九



一授業

三〇

親が患者とか兄弟が患者とかいろいろな事情で癪に傳染の虞ある児童（十三歳未満）は各官公立療養所内に附設した癪豫防協会の児童保育所に分離保育を致します。  
小學年齢に達した児童には義務教育も授けます。



一祭　靈　壇



一所　青　童　見

981

親族にも勿論近所の人々にも語られず窓々としておられる患者の方々や先づ一度行つて専門医の診察をうけ、一切の事情を話しその上で身の振り方を決めないと云ふ方々の爲めに癪豫防協会では院内に患者相談所を設けて居ります。

そしてわづかなお金か、事情によつては無料で寫眞のやうな小じんまりとした文化住宅に生活出来るやうになります。  
このやうに外來の方々の相談にあづかるばかりでなく在院患者の種々の人事相談にもたづさはつて居ります。

一全生相談所住宅



一所　相　生　全

三一



一全生相談所住宅

●官公私立癩療養所々在地

(昭和十五年六月現在)

國立療養所	在地定員	收容患者數
公立療養所	地	員
九大光北全 州島部生 療明保病 養養養	國官東星栗長 頭古北城生島 愛新敬樂愛 樂養生愛泉生	八八八八〇人
院院院院院園	園所園園園	八八八八〇人
熊本市黒髪町 福岡市外生ノ松原町 山梨縣南巨摩郡身延町 群馬縣吾妻郡草津町 靜岡縣駿東郡富士岡村 東京府北多摩郡東村山村 青森縣東津輕郡新城村 岡山縣邑久郡笠掛村 香川縣木田郡庵治村 熊本縣菊池郡合志村	岡山縣邑久郡裳掛村 群馬縣吾妻郡草津町 鹿兒島縣肝屬郡大姶良村 沖繩縣宮古郡中良町 沖繩縣國頭郡羽地村	一、四三七 九〇〇八六〇 一七六〇二二三 二〇六〇一〇六
待同同深復聖懸 バ 春九敬生ル 計勞州病病六 分病醫	私立療養所	八八八八〇人
院院院院園	地	員
熊本市黒髪町 福岡市外生ノ松原町 山梨縣南巨摩郡身延町 群馬縣吾妻郡草津町 靜岡縣駿東郡富士岡村 東京府北多摩郡東村山村 青森縣東津輕郡新城村 岡山縣邑久郡笠掛村 香川縣木田郡庵治村 熊本縣菊池郡合志村	地	員
八八八八 一一一 一〇五〇五〇〇三	定員	八八八八〇人
八八八八 一一一 一〇五〇五〇〇三	收容患者數	八八八八〇人

昭和十五年八月二十五日印刷  
昭和十五年八月三十日發行

財團法人癌豫防協會

982



983

